

25

学 生 便 覧

2 0 1 3

室蘭工業大学

MURORAN INSTITUTE OF TECHNOLOGY

室蘭工業大学の目的及び使命

室蘭工業大学は、教育基本法並びに学校教育法に則り、高い知性と豊かな教養を備えた有能な人物を養成するとともに、高度の工業的知識及び技術の教授並びに学術の研究を為することを目的とし、科学文化の向上発展並びに産業の興隆に寄与し、もって世界の平和と人類の福祉に貢献することを使命とする。

室蘭工業大学の理念と目標

— 創造的な科学技術で夢をかたちに —

理 念

室蘭工業大学は、自然豊かなものづくりのまち室蘭の環境を活かし、総合的な理工学教育を行い、未来をひらく科学技術者を育てるとともに、人間・社会・自然との調和を考えた創造的な科学技術研究を開拓し、地域社会さらには国際社会における知の拠点として豊かな社会の発展に貢献します。

目 標

○教育

- 1 室蘭工業大学は、学生一人ひとりの多様な才能を伸ばし、幅広い教養と国際性、深い専門知識と創造性を養う教育を行います。
- 2 室蘭工業大学は、総合的な理工学に基づく教育を開拓し、未来をひらく創造的な科学技術者を育成します。

○研究

- 3 室蘭工業大学は、真理の探究と創造的な研究活動を推進し、科学技術の発展に貢献します。
- 4 室蘭工業大学は、地球環境を慈しみ、科学技術と人間・社会・自然との調和を考えた研究を開拓します。

○社会・国際貢献

- 5 室蘭工業大学は、学術研究の成果を地域・国際社会へ還元するとともに、産官学連携を推進し、豊かな社会の発展に貢献します。
- 6 室蘭工業大学は、国際的な共同研究や学術交流を積極的に推進し、世界の発展に貢献します。

○運営

- 7 室蘭工業大学は、絶えざる発展を目指し、自主自律と自己責任の精神をもって大学運営にあたります。
- 8 室蘭工業大学は、開かれた大学として情報を積極的に公開し、社会への説明責任を果たします。

第1部 学修に必要な事項

1 教育目標	
(1) 本学の教育目標	1
(2) 本学のディプロマポリシー	1
(3) 本学のカリキュラムポリシー	1
(4) 本学の教育システム	2
(5) 各学科の教育システム	2
2 教育課程と履修方法	
(1) 教育課程の区分	11
(2) 教育課程の内容	13
(3) 単位	14
(4) コース分属の方法	14
(5) 卒業研究着手基準単位と卒業要件単位	14
(6) 学生証と学籍番号	18
(7) 履修方法	18
(8) 授業	20
(9) 試験	21
3 成績評価	
(1) 成績評価の区分	22
(2) 成績の通知	22
(3) G P A (科目成績平均値)	22
4 免許、資格等の取得	
(1) 教育職員免許状	22
(2) 技術士	31
(3) その他の資格	31
5 ロボット工学教育プログラム	
(1) ロボット工学	32
(2) ロボット工学教育プログラム	32
(3) ロボット工学教育プログラム修了証明書	32
(4) ロボット工学教育プログラム履修方法・履修上の注意	32
6 教育課程表	
(1) 主専門教育課程	34
(2) 副専門教育課程	62
(3) 教職課程	66
7 修学相談と修学指導	
(1) 修学相談	67
(2) 修学指導	67
8 学部3年次修了者の本学大学院への入学資格の付与	67
9 転学科・転コース	68
10 海外派遣留学	
(1) 日本学生支援機構留学生交流支援制度（短期派遣）	68
(2) 本学開学50周年記念事業起業家意識養成等のための学生の海外研修支援奨学金	68
11 担当教員名簿	69
学習目標と授業科目との関係表	72

第2部 学生生活に必要な事項

1 組織及び学生支援センター	84
(1) 平成25年度役職員	84
(2) 平成25年度学科長	84
(3) 平成25年度コース長	84
(4) 平成25年度クラス主任	84
(5) 学生支援センター	85
(6) 窓口の事務取扱時間	85
(7) 学生支援センター配置図	85
2 学生生活における留意事項	86
(1) 大学から学生への連絡方法	86
(2) 在学期間	86
(3) 休学・退学等の手続き	86
(4) 住所・保証人の変更	87
(5) 各種届出	87
(6) 保険証の携帯	88
(7) 電話による問合せの禁止	88
(8) 郵便物	88
(9) 遺失物・拾得物	88
(10) 盗難防止	88
(11) 教育環境保持	88
(12) 構内の交通規制	89
(13) 交通事故・交通違反並びに駐車違反・迷惑駐車の防止	89
3 諸証明の発行及び手続き	89
(1) 諸証明の発行及び手続き	89
(2) 卒業後の諸証明交付手続き	90
4 授業料の納付	90
5 経済援助	90
(1) 授業料免除及び徴収猶予	91
(2) 奨学制度	91
6 学生表彰等	93
(1) 蘭岳賞	93
(2) 優秀学生奨励金	93
(3) 経済的困窮学生への支援	93
7 行 事	93
(1) 新入生オリエンテーション	93
(2) 明徳祭	93
(3) 体育祭	93
(4) 工大祭	93
(5) 在学生セミナー	94
8 福利厚生	94
(1) 大学会館	94
(2) 厚生施設営業時間等	94
(3) 物品貸出	96

(4) 学生寮	96
9 健康管理	
(1) 健康診断	97
(2) 診療	97
(3) 健康相談及びカウンセリング	97
(4) 利用時間・連絡先	98
10 ハラスメント	98
11 学生総合相談室	
(1) 学生相談室	98
(2) オフィスアワー	99
(3) チューター制度	99
12 傷害保険等の加入	
(1) 学生教育研究災害傷害保険等	99
(2) スポーツ安全保険	99
13 国民年金の加入	99
14 課外活動	
(1) 課外活動施設	100
(2) 課外活動のための手続き	100
(3) サークルへの郵便物	101
15 共同利用合宿研修施設	101
16 図書館を利用するため	
(1) はじめに	102
(2) 開館時間・休館日	102
(3) 入館及び利用	102
(4) 館外貸出	102
(5) その他	102
17 就職	
(1) 就職あっせん	103
(2) キャリア・サポート・センター	103
(3) 就職相談	103

第3部 資 料

1 沿革の概要	104
2 室蘭工業大学学則	108
3 室蘭工業大学編入学、再入学及び転入学に関する規則	116
4 室蘭工業大学学部学生の転学科に関する規則	117
5 室蘭工業大学の第1年次に入学した学生の既修得単位等の認定等に関する規則	118
6 室蘭工業大学休学許可基準に関する規則	119
7 室蘭工業大学工学部履修申告に関する規則	119
8 室蘭工業大学工学部履修申告実施要項	120
9 室蘭工業大学学部学生の卒業研究に関する規則	121
10 室蘭工業大学学部学生の試験に関する規則	121
11 室蘭工業大学外国人留学生規則	122
12 室蘭工業大学学生交流に関する規則	124

13	室蘭工業大学科目等履修生規則	125
14	室蘭工業大学研究生規則	126
15	学部3年次修了者の本学大学院入学資格基準	128
16	国立大学法人室蘭工業大学授業料等の額並びに徴収方法等規則	128
17	室蘭工業大学学部学生の授業料未納者の除籍に関する申合せ	132
18	室蘭工業大学の入學料並びに授業料及び寄宿料の免除等に関する規則	133
19	国立大学法人室蘭工業大学におけるハラスメントの防止等に関する規則	136
20	ハラスメントをなくすために、職員、学生等が認識すべき事項についての指針	139
21	室蘭工業大学学寮規則	142
22	室蘭工業大学女子寮規則	143
23	学内団体、集会、出版物及び掲示に関する取扱規程	145
24	室蘭工業大学大学会館規則	145
25	室蘭工業大学体育施設等管理規則	147
26	室蘭工業大学体育館使用細則	148
27	室蘭工業大学グランド・テニスコート使用細則	149
28	室蘭工業大学弓道場・アーチェリー場・ヨット艇庫使用細則	150
29	室蘭工業大学体育器具庫使用細則	151
30	室蘭工业大学合宿研修所使用細則	151
31	室蘭工业大学サークル会館規則	152
32	室蘭工业大学サークル会館の使用に関する細則	153
33	国立大学法人室蘭工業大学構内交通規制実施規程	154
34	国立大学法人室蘭工業大学カーゲート入構基準	156
35	学生の交通事故・違反に対する申し合わせ	157
36	室蘭工业大学学生表彰実施要領	158
37	室蘭工业大学優秀学生奨励金要項	159
38	室蘭工业大学経済的困窮学生への支援実施要項	160
39	学生の個人情報の取扱いに関するガイドライン	160

第4部 講義室案内

1	構内案内図	162
2	講義室設備一覧	163
3	各講義室案内図	
(1)	教育・研究3号館(N棟)	164
(2)	教育・研究1号館(A・C棟)	165

1 教育目標

(1) 本学の教育目標

- 1) 工学を通じて社会に貢献し、科学技術に寄与したいという意欲を持った学生を受入れ、一人ひとりの多様な才能を伸ばす教育を行う。
- 2) 幅広い教養と基礎科学及び工学に関する専門知識を教授する総合的な理工学教育を行う。これにより、
 - ① 幅広い教養に支えられた豊かな人間性を持ち、国際感覚を有する柔軟な思考力、実行力を備えた技術者を養成する。
 - ② 基礎科学と工学に関する専門知識を確実に身に付け、それを適切に応用するとともに新しい分野に積極的に対応できる創造的な技術者を養成する。
 - ③ 論理的な思考の展開ができ、それを他者への的確に伝えることができるとともに、他者の意見を理解することのできる国際的なコミュニケーション能力を持った技術者を養成する。
 - ④ 人間、社会、自然と科学技術との望ましい関係を追求し、科学技術を活用し創造する者としての倫理観と社会的責任を有した技術者を養成する。
 - ⑤ 自然界や人間社会の変化、発展に常に关心を持ち、併せて自己の能力を永続的に高めしていくことができる技術者を養成する。

(2) 本学のディプロマポリシー

- 1) 豊かな人間性の基礎となる教養を身につける。
- 2) 基礎科学と工学に関する専門知識および新しい課題にそれを応用する能力と創造力を身につける。
- 3) 日本語による総合的なコミュニケーション能力とともに、英語による基礎的なコミュニケーション能力を身につける。
- 4) 社会や自然に対する責任を自覚する能力を身につける。
- 5) 自ら継続的に学習する能力を身につける。

(3) 本学のカリキュラムポリシー

本学の教育理念に基づく総合的な理工学教育を根幹として、ディプロマポリシーに掲げた能力を身につけた人材を育成する目的で、主専門教育課程および複眼的にこれを補完する副専門教育課程を設け、以下の方針の下にカリキュラムを組み立てている。

- 1) 主専門教育では、1年次に共通科目により理工学の基礎能力を養い、2年次以降は学科およびコースごとの専門科目により専門基礎能力および専門応用能力を養う教育を行う。
- 2) 副専門教育では、低年次を中心に共通科目により外国語教育および豊かな人間性を培う教養教育を行い、2年次以降は副専門各コースのコース別科目により専門分野を超えた広い視野から思考する能力を養う。
- 3) 実験・実習・演習に重点を置いた科目により、自発的・継続的に学習する能力、論理的な思考力やコミュニケーション能力を養う。
- 4) 技術者倫理に関わる科目により、工学技術が社会や環境に与える影響を考える能力を養い、技術者の社会的責任を自覚させる教育を行う。
- 5) 本学での学習の集大成が卒業研究であり、研究を遂行し成果を論文にまとめ発表する過程において、問題に継続的に取り組み解決する能力やコミュニケーション能力、創造力と応用力を養う教育を行う。

(4) 本学の教育システム

1) 学科の構成

昼間コース		夜間主コース
学科名	コース名	学科名
建築社会基盤系学科	建築学コース	機械航空創造系学科
	土木工学コース	情報電子工学系学科
機械航空創造系学科	機械システム工学コース	
	航空宇宙システム工学コース	
	材料工学コース	
応用理化学系学科	応用化学コース	
	バイオシステムコース	
	応用物理コース	
情報電子工学系学科	電気電子工学コース	
	情報通信システム工学コース	
	情報システム学コース	
	コンピュータ知能学コース	

2) コースのカリキュラムポリシー

各コースでは、本学のカリキュラムポリシーに基づいた学習目標を掲げ、4年間で達成させるカリキュラムを設計している。学習目標を達成させるための科目群については学習目標と授業科目との関係表にその詳細を記述している。卒業時にはコース修了生の全てが目標を達成できるように、獲得すべき能力ごとに学年進行を考慮して、必修科目と選択科目を関連づけて設計、配置している。なお、情報電子工学系学科電気電子工学コース・情報通信システム工学コースは、別にカリキュラムポリシーを作成している。

(5) 各学科の教育システム

1) 建築社会基盤系学科

学科の概要

建築学と土木工学のふたつの分野が従来の枠組みを越えて融合された学科であり、建築物や社会基盤（道路・橋・公園・ダムなど）の計画・設計技術を通して、安心・快適かつ豊かな社会環境の創造に貢献する技術者の養成をめざしている。

コースの概要

・建築学コース

安全・快適で人間性豊かな居住空間とまちづくりのために必要な、計画・設計・構造・環境・施工に関する専門技術の修得をめざし、使い手の立場に立った建築物や都市の生活空間の計画・デザインをはじめ、安全な建築物の構造や快適な建築環境の設計、および建築施工に関する専門知識と技術を実践的に学ぶ。

・土木工学コース

都市の骨格を形成する街路・駅・港といったターミナル空間の整備、地震・台風などの自然災害をふまえた防災システムの構築などのカリキュラムを通して、安全で豊かな社会環境づくりに必要な土木空間の計画・設計・施工に関する専門知識と技術を実践的に学ぶ。

学科の教育目的

建築学又は土木工学の専門分野の基本的な知識を有し、自然環境や社会環境について深い興味と問題意識を持ち、柔軟性に富み発想が豊かで、かつ人間に対する深い思いやりがあり、何事にも積極的に取り組むチャレンジ精神に富む人材を養成する。

コースの教育目的

・建築学コース

人間の居住空間を中心として心の豊かさを享受できる環境づくりをするために建築・都市空間の計画やデザイン、ならびに安全で快適な建築物を実現するための構造設計、建築設備や建築施工等の技術を修得した人材を養成する。

・土木工学コース

国土や地域・都市空間を中心として心の豊かさを享受できる環境づくりをするために橋や港のデザイン、ならびに安全・安心で快適なくらしを実現するための都市計画や防災システム等の技術を修得した人材を養成する。

学習目標

・建築学コース

- A. 未来をひらく科学技術者に必要となる総合的な理工学知識を修得する。
- B. 良識ある人間性、倫理性、福祉への感性と健全なる心身を形成する。
- C. 未来に対する深い洞察力をもって高い視点から問題に対処し、将来にわたる豊かな能力を身につける。
- D. 建築社会基盤系学科に共通する基礎的知識を修得する。
- E. 建築設計演習を重視した教育により、建築の設計・計画に関する基礎的知識と応用力を修得する。
- F. 実験や実習を重視した教育により、建築の環境・生産に関する基礎的知識と応用力を修得する。
- G. 構造演習や実験を重視した教育により、建築の構造に関する基礎的知識と応用力を修得する。
- H. 積雪寒冷地に適した建築を設計・施工する能力を身につける。

(学習目標と授業科目との関係表は 72 頁記載)

・土木工学コース

- A. 未来をひらく科学技術者に必要となる総合的な理工学知識を修得する。(理工学教育)
- B. 良識ある人間性、倫理性、福祉への感性と、健全なる心身を形成する。(人間性)
- C. 未来に対する深い洞察力をもって高い視点から問題に対処し、将来にわたって豊かな能力を身につける。(将来能力)
- D. ジェネラルコントラクター(総合建設業)・コンサルタント(設計会社)・官公庁などで働く技術者に必要とされる工学基礎を修得する。(土木専門基礎)
- E. 実験・実習・演習や、現地視察・実務に携わる人々からの講義などを重視した実践力を修得する。(実験実習)
- F. 環境保全・防災に関わる技術を修得する。(環境・防災)
- G. 自然と人間の調和を基調とする国土・地域・都市づくりができる能力を身につける。(自然調和)

(学習目標と授業科目との関係表は 73 頁記載)

2) 機械航空創造系学科

学科の概要

機械系分野から選出した 3 つのコースが設置されている。1 年次は全コース共通で基礎知識を学び、2 年次からいざれかのコースに分属する。どのコースも卒業後にそれぞれの専門分野で活躍できる実践的技術者の育成を目指している。夜間主コースは 2 年次からのコース分けを行わず、機械系分野で幅広く活躍できる人材を育てる。

コースの概要

【昼間コース】

・機械システム工学コース

自然や地球を取り巻く環境・エネルギー問題、先進的かつ独創的な機械製造業、人間社会と協調するロボット・メカトロニクスなどは、近年、さまざまな分野で話題となり、一段と重要度を増している。関連する各技術分野に必要な基礎知識と応用技術を、幅広い内容の講義と工夫を凝らした演習・実習を通して学ぶ。次世代の“ものづくり”産業に必要な、共生、機能性、知能化の流れに対応できる、柔軟性と実践力にあふれた機械系技術者を育成する。

・航空宇宙システム工学コース

航空宇宙システム工学は、人類の活動を発展・活性化する高速交通システムを革新することを目的としている。本コースでは、航空宇宙分野を総合的に学ぶことでシステムチックな考え方を培うとともに、システムを構成する基盤技術に重点をおいた専門教育

を実践する。様々な要素と技術が統合する航空宇宙システム工学の中でも最も基盤となる学問分野を集中的に学ぶことで、知識と実践力に富んだスペシャリストの育成を行う。

・材料工学コース

『材料』は“ものづくり”の基盤であり、あらゆる機械システムの機能を決定づける根幹である。本コースでは、材料の様々な特性およびその基になるミクロな組織との関連などの基礎知識と、材料の特性向上や機能発現に関する材料設計・評価法、生産プロセス技術などの専門知識を、講義、実験・演習を通じて系統的に教授し、地球や人に優しい“ものづくり”を担い、未来社会の持続可能性に貢献できる材料技術の専門家を育成する。

【夜間主コース】

機械工学、航空宇宙工学、材料工学に関する基礎学力と専門知識を学ぶことで、幅広いものづくり系産業分野で活躍できる技術者を育成する。

学科の教育目的

本学科はあらゆる産業分野にまたがる広範な機械システムとシステム構成材料に関する科学と工学を扱い、共通する基盤知識に加え、機械の工学と科学を結ぶ機械科学技術、知能機械システムとしてのロボット技術、知識集約型複合機械システムを代表する航空宇宙技術、機械システムの機能を決定づける構成材料の開発・製造・評価に関する材料技術などの基礎及び専門知識を身につけた人材を養成する。

コースの教育目的

【昼間コース】

・機械システム工学コース

機械システム工学は「ものづくり」の要であり、機械システムの考案、設計、製作、検査、使用に関する科学技術を扱う。本コースでは、自然調和型機械システムを実現するエネルギー・環境保全技術、機能的機械システムを開発・製造する生産技術、人間社会との協調を目指すメカトロニクス・ロボット技術などの基礎知識と応用能力を兼ね備えた人材を養成する。

・航空宇宙システム工学コース

航空宇宙システム工学は、多様な要素技術を統合して高度なシステムを構築する総合工学である。本コースでは、航空宇宙分野の広範な要素技術並びにシステム技術を修得する実践的な教育を行い、航空宇宙システム工学の基礎知識を踏まえて、幅広い視野から高度なものづくりができるシステム指向の考え方を身に付けた人材を養成する。

・材料工学コース

材料工学は「ものづくり」の基盤学問であり、新しい材料の設計・開発・プロセッシング、評価までを含む材料の科学と工学を扱う。本コースでは共通基礎としての熱力学、材料設計製造の基礎となる材料強度学や材料プロセス学などを教育し、様々な機能を有する材料の開発能力やその製造技術などの材料工学の専門知識を身につけた人材を養成する。

【夜間主コース】

機械工学、航空宇宙工学、材料工学は、ものづくり系産業の基幹を担う工学分野である。本コースでは、機械、航空宇宙、材料分野における要素技術の基礎知識から工学設計の応用能力までを身に付けた人材を養成する。

学習目標

・機械システム工学コース

A. 多面的考察力の修得

- ・人文社会科学的な視点も含めて、地球的規模で総合的にものごとを考えることができる。

B. 工学基礎力の修得

- ・数学および物理学等の自然科学に関する基礎知識を持ち、工学的問題に応用できる。
- ・情報技術および実験・解析に関する知識を高め、活用できる。

C. 工学専門知識の修得

- ・機械工学に関する専門知識を駆使して、工学システムに対する問題を解決できる。

- ・エネルギー・環境、ものづくり、ロボットに関する技術的問題に挑むことができる。
- D. デザイン能力の修得
- ・創造性を発揮して自発的・継続的に取り組み、機械系工学システムを設計、製作、評価できる。
- E. コミュニケーション能力の修得
- ・日本語および英語により情報収集や意思疎通ができる。
 - ・他者と協調してチームで共同作業ができる。
- F. 技術者倫理の修得
- ・技術者としての幅広い役割を理解して、責任ある行動ができる。
- (学習目標と授業科目との関係表は 74 頁記載)
- ・航空宇宙システム工学コース
- A. 現象を理解し、広い視野で総合的な判断ができるようになるための基礎となる知識の習得
- (理数系基礎力「数学、物理学の基礎」、および工学系基礎力「数学、物理学の応用能力」を身につける。)
- B. 航空宇宙システム工学分野に必要な様々な知識、技術の習得
- (航空宇宙工学基盤知識「専門分野の基礎と応用能力」を身につける。)
- C. 多様な要素を統合して、高度なものづくりを目指すシステム指向の工学的センスと、新たな問題点を見つけ、研究の目的、計画、遂行、評価を的確に行うための応用力、問題解決能力を修得
- (工学系実践力応用力「実験および実習・演習」、および問題解決能力システム設計能力「設計・製作」を通して「卒業研究」を遂行する能力を身につける。)
- D. 他者との議論や協力をとおして、日本語や英語で自分の意見を論理的に他者に説明し、問題解決につなげる能力の修得
- (語学力一般教養、意志表現力「文献読解力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力」を身につける。)
- E. 自発的、継続的に学習する能力を修得
- (コースの全課程において身につける。)
- F. 航空宇宙システム工学分野の技術が与える社会、環境などへの影響を認識し、技術者としての倫理について修得する
- (工学倫理「技術者倫理」、および一般教養などをとおして、自然科学のみならず、人文科学、社会科学の視点から社会的責任を意識する能力を身につける。)
- (学習目標と授業科目との関係表は 75 頁記載)
- ・材料工学コース
- A. 多面的思考能力
- 材料工学に関する産業およびその産業技術者と接する機会を通じ、それらの現状、問題点、あるいは社会の要求について地球的観点から多面的に考える能力を修得する。
- B. 技術者倫理
- 材料工学の専門技術が社会および自然に及ぼす影響・効果を理解し、材料技術者として社会および自然に対する責任を自覚できる能力を修得する。
- C. 工学基礎
- 数学、自然科学、情報技術に関する基礎的知識を習得し、それらを材料工学の専門分野に応用できる能力を身に付ける。
- D. 材料工学の専門能力
- さまざまな材料に関する専門知識・技術の修得とそれらを新材料の創製のための問題解決に応用できる能力を身に付ける。
- E. デザイン能力
- 材料製造・開発産業を取り巻く、社会の要求を解決するためのデザイン能力を修得する。
- F. 表現能力・国際性
- 実験、ゼミ、卒業発表を通じて、日本語による論理的な記述力、口頭発表力、討議などのコミュニケーション能力および科学英語などを通じて、英語によるコミュニケーション基礎を身に付ける。

G. 自主継続学習能力

学習課題を与え、学生自身が自主的、継続的に学習できる能力を修得する。

H. 問題解決能力

与えられた制約の下で計画的に調査・研究を進め、まとめる能力を身に付ける。

I. チームワーク

チームの一員として協同して問題解決する能力を身につける。

(学習目標と授業科目との関係表は 76 頁記載)

3) 応用理化学系学科

学科の概要

本学科には、工学、産業の基礎となる理化学分野の中から応用性と将来性を考慮した以下の 3 つのコースがある。1 年次には、自然科学の基礎と各コースの特徴的な導入科目を重点的に学び、2 年次以降のコースを決める。分属後は、コース専門科目とコース共通科目をバランスよく学び、科学技術の発展に寄与できる準備をする。

コースの概要

・応用化学コース

新しい化学合成法の発見や化学プロセスシステムの高効率化をめざし、物理化学・有機化学などの化学系から化学工学基礎・反応工学などの化学プロセス工学系の専門科目、生物化学系基礎科目まで幅広くカリキュラムを展開する。講義や多くの実験、演習科目を継続的に学ぶことにより、化学やバイオシステムの基礎知識を生かし、環境と調和した科学技術の創出に貢献できる人材を育成する。

・バイオシステムコース

生物の機能や生体材料を利用した先進的な科学技術の創出や有機合成技術を利用した新薬の創成をめざし、生命科学の分野を中心とした生化学、微生物科学、遺伝子工学といった生化学系科目や、有機化学などの応用化学系基礎科目を中心としたカリキュラムを展開する。講義や多くの実験、演習科目を継続的に学ぶことにより、化学と生物の専門知識をもとに、生物利用技術の工業化や環境と調和した科学技術の創出に貢献できる人材を育成する。

・応用物理コース

物理を高度に応用した先端的な科学技術や材料の創造をめざし、物質の構造や電気的・磁気的・熱的性質を、原子レベルのミクロな視点から探究する。量子力学をはじめ固体物理学、半導体物理学、超電導物理学、レーザー工学、生物物理など、応用物理学に関する専門知識を基礎からしっかりと学び、人間・自然と調和した豊かな社会をつくるための科学技術の発展に貢献する人材を育成する。

学科の教育目的

化学、生物、物理を柱とした基礎教育と、コースごとに応用化学、生物工学、応用物理分野を主眼とする応用教育を行う。自然科学とその応用分野で新しい時代の要請に応え、社会で創造的な活躍をするために十分な基礎学力と応用力及び倫理観を兼ね備えた人材を養成する。

コースの教育目的

・応用化学コース

化学とその工学を基にして化学の専門知識とバイオシステムの基礎知識を活用して、広い視点から科学技術の未来をひらく人材を養成する。技術者としての倫理観、コミュニケーション力、チームワーク力と国際性を身につけ、人と自然の調和を考えた科学技術を展開できる人材を養成する。

・バイオシステムコース

化学と生物及びその工学を基にして化学とバイオシステムの専門知識と化学工学の基礎知識を活用して、広い視点から科学技術の未来をひらく人材を養成する。技術者としての倫理観、コミュニケーション力、チームワーク力と国際性を身につけ、人と自然の調和を考えた科学技術を展開できる人材を養成する。

・応用物理コース

物理を基礎とした理工学教育を行い、社会の高度化・複雑化に対応できる深い専門知識と創造性を持った未来をひらく人材を養成する。技術者としての倫理観や幅広い教養と国際性ならびにチームワーク力を身につけ、人間と自然が調和した豊かな社会をつくるための科学技術の発展に貢献する人材を養成する。

学習目標

・応用化学コース・バイオシステムコース

- A. 語学、数学、自然科学、及び情報技術等の基礎知識を身につける。【基礎】
 - B-1. 応用化学および生物工学に関する専門基礎知識を身につける(1・2年)。【専門】
 - B-2. 応用化学あるいは生物工学に関する専門知識を身につける(2・3・4年)。【専門】
 - C. 自ら継続的に学習する向上心を身につける。【継続】
 - D. 次世代の科学技術者にふさわしい倫理観を身につける。【倫理】
 - E. 広く世界に情報を求め、人と自然の調和を考えた科学技術を展開できる力を身につける。【環境】
 - F. 科学技術者としての論理的思考力とコミュニケーション能力を身につける。【論理・表現】
 - G. 未解決の問題や新しい課題に対応できる実際的な応用能力を身につける。【応用】
- (学習目標と授業科目との関係表は、応用化学コース 77 頁・バイオシステムコース 78 頁記載)

・応用物理コース

A. 科学技術倫理・多面的思考能力

科学技術が環境や社会などに及ぼす影響を認識し、技術者・研究者としての使命や社会に対する責任を自覚できるようになる。

B. 問題発見・解決能力、デザイン能力、チームワーク力

問題の本質を理解した上で、自らまたはチームで課題を設定し、必要な情報を収集・分析して、状況に応じた具体的な解決方法を提示できるようになる。

C. 表現能力

自らの考え方や学習内容・研究成果などを論理的かつ明確に表現でき、討議等のコミュニケーションをとれるようになる。

D. 理工学基礎

技術者としての素養および応用物理を理解するための基礎として、数学、自然科学、情報科学を修得し、問題解決にこれらを用いることができるようになる。

E. 実験技術

実験技術、機器利用方法を学び、課題に対する実験計画を策定できるようになる。

F. 応用物理専門能力

応用物理分野の専門知識を修得し、これを自ら取り組む研究課題に応用できるようになる。

G. 国際性

国際的に通用するコミュニケーション基礎能力と国際社会における多様な価値観を理解できるようになる。

(学習目標と授業科目との関係表は 79 頁記載)

4) 情報電子工学系学科

学科の概要

コンピュータとそれを用いたシステム、情報通信ネットワーク、電気エネルギーの利用技術などの分野の発展に寄与する情報工学と電気電子工学の専門能力を備えた技術者を育成する。昼間コースは、専門分野ごとの4コース制とし、日本技術者教育認定機構の基準を満足する体制で教育を行う。夜間主コースは、幅広い分野に対応する1コース制とし、少人数クラスによる教育を行う。

コースの概要

【昼間コース】

・電気電子工学コース

電子デバイス、電子回路、コンピュータ工学などに関する電子工学の専門知識と、電気エネルギーの発生とその供給、電気エネルギーを利用するための機器とシステム、各種システムの制御などに関する電気工学の専門知識を備えた技術者を育成する。

指定科目的単位を取得し、卒業後に電気事業法第54条に定められた実務経験がある場合には、実務経験に応じて第1種、第2種または第3種の電気主任技術者免許を取得できる。

・情報通信システム工学コース

信号処理、通信方式と通信システム、量子計測、コンピュータ工学などの情報通信システムの基礎となる理論から応用についての専門知識と、情報通信システムを構成する電子デバイス、電子回路などに関する専門知識を備えた技術者を育成する。

指定科目的単位を取得すると、第一級陸上特殊無線技士、第二級海上特殊無線技士の免許を申請により取得できる。また、電気通信主任技術者ならびに第一級陸上無線技術士の1試験科目が免除される。

・情報システム学コース

情報科学と数理科学に関する知識を基礎として有するとともに、さらにそれらを基盤とするアルゴリズム、ソフトウェア工学、情報ネットワークなどの情報工学に関する専門知識を備えた技術者を育成する。

指定科目的単位を取得すると、教育職員免許法に基づいて高等学校教諭一種免許状（情報、数学）を取得することができる。

・コンピュータ知能学コース

情報工学に関する知識を基礎として有するとともに、ひとの記憶・学習・認知などのメカニズムに関する科学的知識およびコンピュータを中心とする様々なシステムの知能化に関する専門知識を備えた技術者を育成する。

指定科目的単位を取得すると、教育職員免許法に基づいて高等学校教諭一種免許状（情報、数学）を取得することができる。

【夜間主コース】

情報工学、電気工学、電子工学に関する専門知識を備え、3つの専門分野にわたる広い視点から物事を捉えることができる技術者を育成する。

指定科目的単位を取得し、卒業後に電気事業法第54条に定められた実務経験がある場合には、実務経験に応じて第1種、第2種または第3種の電気主任技術者免許を取得できる。また、指定科目的単位を取得すると、電気通信主任技術者ならびに第一級陸上無線技術士の1試験科目が免除される。

学科の教育目的と教育目標

教育目的

幅広い教養を有し、コミュニケーション力、チームワーク力、倫理観など技術者としての基礎力を備え、自然科学の基礎知識、および情報工学と電気・電子工学に関する専門能力、ならびに情報化社会の維持と高度化に必要な中核技術とその基礎理論を修得した人材を養成する。

教育目標

本学科は、本学建学の精神の下に工学の諸問題を着実に解決できる力を備え、国際的・地域的視点から社会的ニーズに貢献できる技術者を輩出してきた。この伝統を踏まえ、以下の項目を備えた技術者を養成することを教育目標とする。

1. [基礎知識と基礎技能] 自然現象を理解するための基礎知識と専門分野の実践的な知識ならびに技術者としての基礎技能
2. [応用と問題解決力] 知識を活用し、問題解決に向けて計画を立案・遂行する能力
3. [論理的思考力と倫理観] 立案遂行した工学的解決方法を社会的観点、倫理的観点を含む多角的な視点から客観評価する能力と、他者との議論を通して改善していく能力

コースの教育目的

【昼間コース】

・電気電子工学コース

電子デバイス、エレクトロニクス技術や電気エネルギーの発生、供給、有効利用、ロボットや各種システムの制御などに関する専門能力と、コミュニケーション力、チームワーク力、倫理観など技術者としての基礎力を備え、さらに情報化社会の維持と高度化に必要な中核技術とその基礎理論を修得した人材を養成する。

・情報通信システム工学コース

信号処理技術、通信方式と通信システム、量子計測、コンピュータ工学などの情報通信の基礎となる理論から応用について、広範かつ均整のとれた専門能力と、コミュニケーション力、チームワーク力、倫理観など技術者としての基礎力を備え、さらに情報化社会の維持と高度化に必要な中核技術を修得した人材を養成する。

・情報システム学コース

情報科学と数理科学を基盤とする、アルゴリズム、計算機アーキテクチャ、ソフトウェア工学、情報ネットワークなどの情報工学に関する専門能力と、コミュニケーション力、チームワーク力、倫理観など技術者としての基礎力を備え、さらに情報化社会の維持と高度化に必要な中核技術とその基礎理論を修得した人材を養成する。

・コンピュータ知能学コース

情報工学の基礎および視覚情報処理、認識と学習、人工知能などコンピュータを中心とする様々なシステムの知能化に関する専門能力と、コミュニケーション力、チームワーク力、倫理観など技術者としての基礎力を備え、さらに情報化社会の維持と高度化に必要な中核技術とその基礎理論を修得した人材を養成する。

【夜間主コース】

コミュニケーション力、チームワーク力、倫理観など技術者としての基礎力を備え、自然科学の基礎知識ならびに情報工学、電気工学、電子工学に関する専門知識を有し、さらに情報化社会の維持と高度化に必要な中核技術とその基礎理論を修得した人材を養成する。

学習目標

・電気電子工学コース・情報通信システム工学コース

A. (数学・物理) 自然現象を理解するための基礎となる数学・物理学の知識を習得する。
(A-1) 数学、物理学の基礎的な事項について説明することができ、定量的に計算することができる。

B. (専門知識) 電気電子工学分野の技術の基礎となる知識を習得する。
(B-1) 電気電子工学分野に関連する基礎的な事項について説明することができ、定量的に計算することができる。

C. (応用力) 習得した知識を種々の問題に適用し、その結果を検討・評価する能力を修得する。
(C-1) 習得した知識を具体的な問題に適用して解くことができる。
(C-2) 習得した知識に基づいて、実験などを通じて得られた結果について、定性的・定量的に考えることができる。

D. (問題解決能力) 与えられた問題を解決するための実験を計画・遂行する能力を修得する。
(D-1) 情報を収集し、習得した知識を応用して問題を分析することができる。
(D-2) 与えられた制約条件のもとで問題を解決する方法について考えることができる。

(D-3) 問題を解決するための実験を計画し、実行することができる。

E. (説明能力) 自分の意見を論理的に整理し、英語を含めて他者に説明する能力を修得する。
(E-1) 文献を読み、その内容を理解し、説明することができる。
(E-2) 自分の意見を論理的に整理し、分かりやすく説明することができる。

F. (コミュニケーション能力) 他者と議論・協力して目標を達成する能力を修得する。
(F-1) グループで問題に取り組み、結果について議論し、まとめることができる。
(F-2) 得られた結果をまとめて説明し、それについて質疑応答することができる。

G. (継続学習力) 物事を自発的・継続的に学習する能力を修得する。

(G-1) 与えられた課題について調査し、自ら解決する努力ができる。

(G-2) 得られた結果について検討し、見直しを行うことにより改善していく努力ができる。

H. (技術者倫理) 電気電子工学分野の技術が社会や環境に与える影響を考える能力を修得する。

(H-1) 電気電子工学分野の技術に対する社会からの要請について認識し、技術者として要求される倫理について考えることができる。

(H-2) 人文科学、社会科学など他分野に関連する知識を習得し、社会や自然と技術のかかわりについて考えることができる。

(学習目標と授業科目との関係表は、電気電子工学コース 80 頁・情報通信システム工学コース 81 頁記載)

・情報システム学コース・コンピュータ知能学コース

人：

[自己啓発] 自己を啓発して学習する習慣を身につける。

[チームワーク力] 他者と共同して仕事を進める能力を身につける。

[社会的視点] 社会的・国際的視点に立って考える能力を身につける。

技術者：

[技術者倫理] 環境と社会に対する技術者の責任意識を身につける。

[段取り力] 論理的に計画を立案し合理的に段取りを設定して課題を解決する能力を身につける。

[コミュニケーション力] 日本語による発表・討論・技術文書作成能力および国際的な仕事をするための基礎的英語能力を身につける。

情報技術者：

[情報基礎] 数学と自然科学の基礎知識を身につける。

[コンピュータサイエンス] 情報工学の基礎知識と応用能力を身につける。

[情報システム] 情報システムの基礎知識と構築・運用能力を身につける。

(学習目標と授業科目との関係表は、情報システム学コース 82 頁・コンピュータ知能学コース 83 頁記載)

電気電子工学コースのカリキュラムポリシー

情報電子工学系学科電気電子工学コースでは、本学の教育理念に基づく「総合的な理工学教育」を教育の根幹とし、電気・電子・情報・通信工学関連の広範な分野の諸問題を解決しうる専門分野の基礎知識ならびに電気電子工学分野の実践的知識と幅広い教養を有し、創造力と倫理観を備えた技術者の養成という教育目標を実現するために、主専門教育課程および複眼的にこれを補完する副専門教育課程を設け、以下の方針の下に、カリキュラムを組み立てている。

- 1) 主専門教育では、共通科目により数学・物理などの理工学分野における基礎的な知識、計算力などを養い、学科およびコースごとの専門科目により電気電子工学分野を主軸とする電気・電子・情報・通信工学関連の専門知識およびそれを応用する能力を養う教育を行う。
- 2) 副専門教育では、共通科目により外国語教育および豊かな人間性を培う教養教育を行い、各副専門のコース別科目により専門分野にとどまらず、価値基準の異なる面を持つ人文・社会科学領域を重視し、広い視野から思考する能力を養う。
- 3) グループ学習形態で行われる実験・実習・演習に重点を置いた科目により、自発的・継続的に学習する能力、論理的な思考力、工学設計能力およびコミュニケーション能力を養う。
- 4) 技術者倫理に関わる科目により、工学技術が社会や環境に与える影響を考える能力を養い、技術者の社会的責任を自覚させる教育を行う。
- 5) 本学での4年間の学習の集大成が卒業研究である。卒業研究は個別指導により行われ、具体的な研究テーマに取り組み、研究成果を論文にまとめ発表する過程において、問題解決能力、技術的な文章表現能力、コミュニケーション能力、創造力と応用力を養う教育を行う。

情報通信システム工学コースのカリキュラムポリシー

情報電子工学系学科情報通信システム工学コースでは、本学の教育理念に基づく「総合的な理工学教育」を教育の根幹とし、電気・電子・情報・通信工学関連の広範な分野の諸問題を解決しうる専門分野の基礎知識ならびに情報通信システム工学分野の実践的知識と幅広い教養を有し、創造力と倫理観を備えた技術者の養成という教育目標を実現するためには、主専門教育課程および複眼的にこれを補完する副専門教育課程を設け、以下の方針の下に、カリキュラムを組み立てている。

- 1) 主専門教育では、共通科目により数学・物理などの理工学分野における基礎的な知識、計算力などを養い、学科およびコースごとの専門科目により情報通信システム工学分野を主軸とする電気・電子・情報・通信工学関連の専門知識およびそれを応用する能力を養う教育を行う。
- 2) 副専門教育では、共通科目により外国語教育および豊かな人間性を培う教養教育を行い、各副専門のコース別科目により専門分野にとどまらず、価値基準の異なる面を持つ人文・社会科学領域を重視し、広い視野から思考する能力を養う。
- 3) グループ学習形態で行われる実験・実習・演習に重点を置いた科目により、自発的・継続的に学習する能力、論理的な思考力、工学設計能力およびコミュニケーション能力を養う。
- 4) 技術者倫理に関わる科目により、工学技術が社会や環境に与える影響を考える能力を養い、技術者の社会的責任を自覚させる教育を行う。
- 5) 本学での4年間の学習の集大成が卒業研究である。卒業研究は個別指導により行われ、具体的な研究テーマに取り組み、研究成果を論文にまとめ発表する過程において、問題解決能力、技術的な文章表現能力、コミュニケーション能力、創造力と応用力を養う教育を行う。

2 教育課程と履修方法

(1) 教育課程の区分

大学における授業科目、単位数、開講年次等を組織的に配列したものを、通常、教育課程(カリキュラム)といいます。

本学の教育課程は、主専門教育課程と副専門教育課程の二つに区分されます。

本学においては、4年間一貫した教育を行うため、専門教育(主専門教育課程)と、これとは別に複眼的な視点から専門教育を補完するための副専門教育(副専門教育課程)を設け、従前よりも太いくさび型(主専門も副専門も1年次から4年次まで開講する。)とするカリキュラムを編成しています。これは、現代社会において工学系大学卒業者に必要と思われる基本的な資質、すなわち「専門分野に偏ることなく広い視野に立つ総合的価値判断能力を備え、深い見識を身に付けさせる」教育を行なうもので、これにより一層豊かな、幅広い専門技術者を養成するものです。

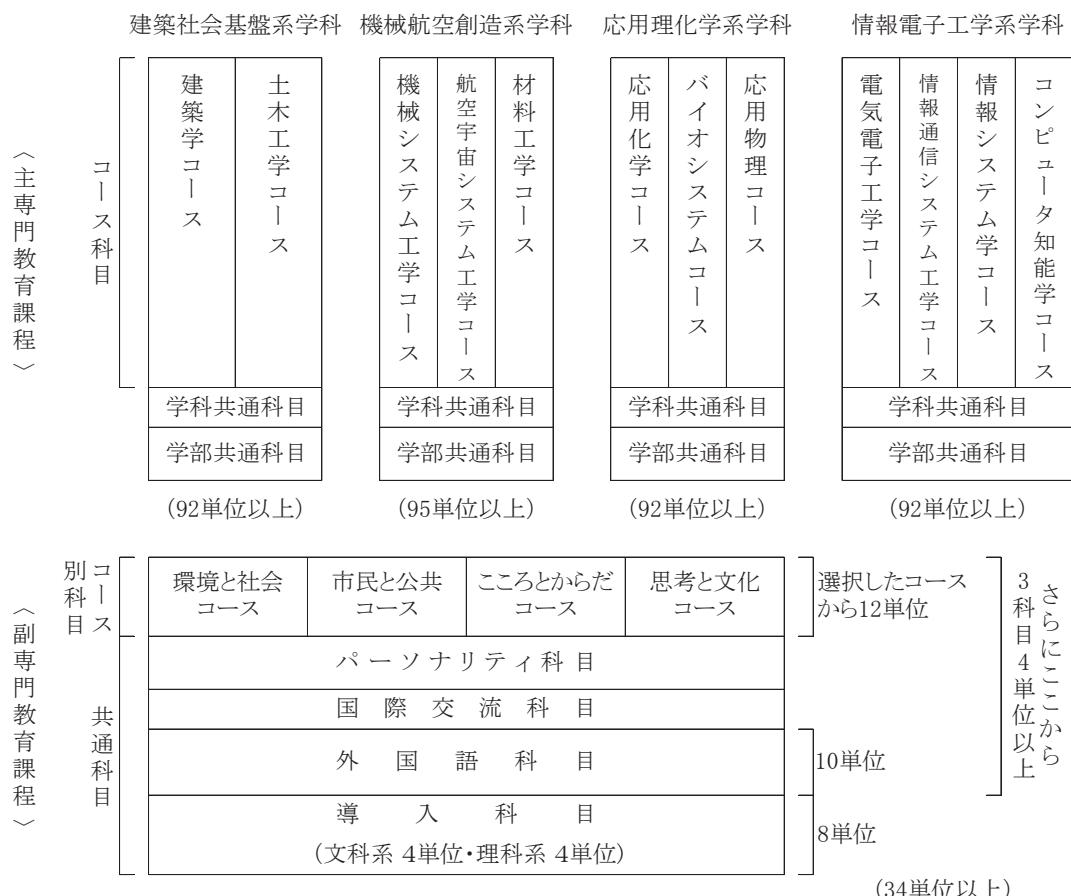
大学の教育課程は、高等学校までの教育課程に比較して個性が強く、さらに学生一人ひとりの選択の幅も大幅に広くなっています。これは、大学教育が教員の自由な学問研究を背景とし、その結果を踏まえて展開されるものであり、一方、そこに学ぶ学生にも自主的な学修が求められているからです。

教育課程は、学問研究の発展等により度々改訂されますが、入学から卒業までの一貫性を保つために、学生には、原則として各自の入学時の教育課程が卒業するまで適用されます。

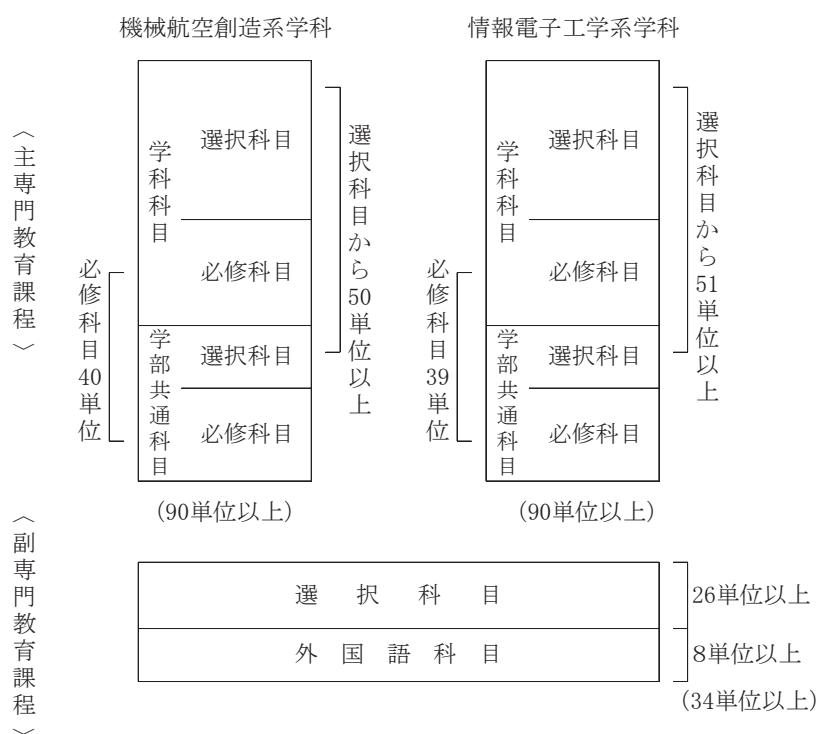
教育課程の構成は次ページ図のとおりです。

教育課程構成図（図中の単位数は卒業要件単位）

○昼間コース



○夜間主コース



(2) 教育課程の内容

1) 主専門教育課程の概要

複雑な社会の要請に対し、柔軟に対応できる幅広い専門基礎の理解に重点を置いた初年次教育と、高度化する専門分野に対応するための、専門知識と実践教育に専念する2年次以降の教育で編成されています。

1年次は、体系化された物理学、数学を全学生が履修出来ます。2年次以降は、技術者として倫理観を意識する技術者倫理、実務を通して学ぶインターンシップなどの科目に加え、高度な学科科目あるいはコース科目があります。

2) 副専門教育課程の概要

副専門教育は、主専門教育の中心をなす応用科学領域に対し、外国語をしっかりと身に付けるための教育と、人間・社会・数理・自然といった科学領域に関して、これら諸科学に固有の関心やアプローチ方法に従った教育を行ないます。

①まず昼間コースについて言うと――

共通科目としては、国際化社会に対応して英語（必修）およびドイツ語・ロシア語・中国語（選択必修）の外国語を学ぶ科目群、海外研修等で国際交流を経験する科目群、スポーツ・将来設計等で人格の形成を図る科目群、文科系・理科系の両面に亘って各学問領域の最も基礎的な部分を学ぶ科目群（選択必修）があります。このうち英語科目には、TOEICやTOEFLに対応する科目、また英語コミュニケーション能力を高める科目、等が含まれており、実践的な英語の修得が重視されています。

コース別科目では、下に示すそれぞれのテーマに従って4つのコースが設けられています。これらのコースには、いずれも、文科系の科目のほかに理科系の科目も共に配置されており、自ら主体的に選択するいずれかのテーマに関して、深く、しかも学際的に学ぶことができるようになっています。学生諸君は、2年次前期から各コースに分かれ、コース別の科目群から12単位を修得することになります。

各コースの内容は次のとおりです。

- a. <環境と社会>コース——このコースのテーマは、「環境政策」です。このテーマに関して、社会科学および文化論・環境行政論と自然科学との両面からアプローチします。環境問題について、総合的に知識を得るとともに、技術者としての良心を自ら育み、この問題を多角的に、しかも真摯に考えることのできる人間となることを、本コースは諸君に期待しています。
 - b. <市民と公共>コース——このコースのテーマは、「社会参画」と「公共政策」です。権利意識の自覚を培い、平和・民主主義・自由といった社会的価値に関する感覚を磨くとともに、地方自治を知り、医療や防災を含めた公共の福祉に関する知識を学ぶのが、このコースの目標です。将来との関係では、公務員を可能性として考えている諸君には、最も適したコースです。
 - c. <こころとからだ>コース——このコースのテーマは、「こころ」と「からだ」を有する「ひとりの人間」です。現代心理学・認知心理学のほか、「こころ」の問題でもある文学、また「こころ」と「からだ」の健康や両者が交錯する感覚・感性に関わる科目を含みます。自分自身が何であるかを深く省察し、「生きる」ための力を自ら獲得してくれることを期待します。
 - d. <思考と文化>コース——このコースのテーマは、個人がその内に生きる「文化」と、それを産み出す人間の「思考」です。認識・言語における思考の構造を知り、自己への理解を深めるとともに、集団としての思考や科学そのものへの反省も加えます。また、宇宙からの視点や環境への視点により文化を捉え返しながら、地域・日本・世界という各レベルにおいて文化を考えます。

②次に夜間主コースについて言うと――

昼間コースの副専門科目のうち基本的で重要なものを、夜間主コースの副専門科目として開講しています。夜間主コースでは、昼間コースのようなコース制を採らず、外国语の必修・選択必修科目に加えて、開講科目から任意に選択できるようになっています。それ以外の応用的な授業科目を履修したい学生諸君は、昼間コースの副専門科目を履修することもできます。

(3) 単位

単位は、履修（授業を受けること。）した授業科目について、試験（筆答試験、実技試験、レポート・論文等の審査等）を行い、合格した者に与えられます。

なお、一つの授業科目の単位を分割して修得することはできず、また、一旦修得した単位の取り消しは認められません。

授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準として、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算します。

1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とします。

2) 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とします。

3) 実験、実習、製図等については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とします。

したがって、45時間に満たない授業時間については、予習や復習を含め自学自習をしなければなりません。例えば、1単位が15時間の授業の場合、最低でも30時間は自学自習をしなければなりません。

(4) コース分属の方法

2年次前期における学科各コースへの分属方法は、以下に示す規定を基本とし、実施の詳細は各学科において定めています。

1) コース分属の時期

2年次前期（毎年4月1日）とする。

2) 学科各コースの学生数

- ①履修登録をした学生のみをコース分属の対象者とする。
- ②外国人留学生特別選抜および外国政府派遣による留学生（以下、留学生）は、コース分属の調整の対象外とする。
- ③事故や病気あるいは退学などの理由により欠員が生じた場合や、分属決定時点（3月末予定）の在籍学生（留学生は除く）が定員より多い場合には、当初設定のコース学生数を基本に按分して決定する。

3) 学生の希望

- ①学生の希望は、各学科の指定する期日までに提出する調査票のもとに決定する。
- ②調査票は、学科内の全コースに希望順位をつけて提出するものとする。

4) 成績による調整

- ①各コースの希望に偏りがある場合には、1年次に開講している必修全科目の成績により決定するものとし、成績上位者から希望に従いコースに分属する。
- ②成績とは、3月時点における各授業科目の素点成績（各100点満点）に単位数を乗じた合計とする。
- ③成績が同点の場合には、学科で設定した授業科目の合計点の上位者を希望コースに分属させるものとする。

(5) 卒業研究着手基準単位と卒業要件単位

1) 卒業研究着手基準単位

主専門教育課程に「卒業研究」という授業科目があります。これは一般に「卒論」と言われているもので、大学での学修の最後の仕上げとして、一定のテーマのもとに研究を行い、それをまとめあげるものです。

「卒業研究」に着手（履修）するためには、他の授業科目と違い、3年次終了時点で一定の基準以上の単位を修得していかなければなりません。平成25年度入学生に適用されるその基準は次のとおりです。

学科	コース名	コース学生数
建築社会基盤系学科	建築学コース	55名
	土木工学コース	55名
機械航空創造系学科	機械システム工学コース	60名
	航空宇宙システム工学コース	40名
応用理化学系学科	材料工学コース	40名
	応用化学コース	45名
	バイオシステムコース	40名
情報電子工学系学科	応用物理コース	45名
	電気電子工学コース	45名
	情報通信システム工学コース	45名
	情報システム学コース	45名
	コンピュータ知能学コース	45名

卒業研究着手基準（所属する学科・コースの主専門教育課程及び副専門教育課程の基準をそれぞれ満たすこと）

学科・コース			主専門教育課程（昼間コース）
基盤系 建築社会 学科	建築学	土木工学	<p>学部共通科目、学科共通科目及びコース科目から合計 74 単位以上を修得すること。 なお、修得科目の内訳は次のとおりとする。</p> <p>(1)学部共通科目の必修科目全科目(21 単位) (2)学部共通科目の選択科目、学科共通科目及びコース科目のうちから 53 単位。 ただし、学科共通科目及びコース科目の必修科目のうちから 47 単位以上を修得すること。 (備考)特別な事由のある者についてはコース会議で審議の上、決定する。</p>
機械航空創造系 学科	機械システム工 学		<p>学部共通科目、学科共通科目及びコース科目から合計 71 単位以上を修得すること。 なお、修得科目の内訳は次のとおりとする。</p> <p>(1)学部共通科目の必修科目から技術者倫理を除く 20 単位 (2)学科共通科目からコミュニケーション技法を除く 10 単位 (3)コース科目の実践科目群から卒業研究 I 及び卒業研究 II を除く 7 単位 (4)コース科目の基礎科目群から 19 単位以上 (5)コース科目の演習科目群のすべて(4単位) (6)コース科目の展開科目群のすべて(5単位) (7)コース科目の応用科目群から 6 単位以上</p> <p>※「機械システム工学実験」(3年前期必修の実践科目群)の履修条件 フレッシュマンセミナー、機械製図 I・II、機械工作法実習 I・II の単位をすべて修得していること。 (注:2年次終了時までに修得していないければ、実質的な留年となる。)</p> <p>※「機械システム工学実験」の単位を修得していない場合、展開科目群は履修できない。 (備考)特別な事由のある者についてはコース会議で審議の上、決定する。</p>
	システム宇宙工 学	航空宇宙工 学	<p>3年次までの必修科目のうち技術者倫理とコミュニケーション技法を除く 64 単位、及び選択科目から 10 単位以上、合計 74 単位以上を修得すること。なお、学科内の他コース(昼間)の科目を履修した場合、10 単位を上限として卒研着手要件の選択科目の単位に算入できる。</p> <p>(備考)特別な事由のある者についてはコース会議で審議の上、決定する。</p>
	材料工 学		<p>学部共通科目、学科共通科目及びコース科目から合計 72 単位以上を修得すること。 なお、修得科目の内訳は次のとおりとする。</p> <p>(1)学部共通科目の必修科目から技術者倫理を除く 21 単位 (2)学科共通科目の全科目(11 单位) (3)コース科目の必修科目から、力学演習、材料科学 A 演習、材料プロセス学演習、弾塑性力学演習、材料工学実験 A・B・C、科学英語、マテリアルセミナー I を含む 35 単位以上 (4)学部共通科目及びコース科目の選択科目から 5 单位以上</p> <p>※(注 1)「材料工学実験 A」の履修条件 学科共通科目「フレッシュマンセミナー」の単位を修得していること。 ※(注 2)「材料工学実験 B・C」の履修条件 ①学部共通科目「物理学実験」「化学実験」の単位を修得していること。 ②コース科目「材料工学実験 A」の単位を修得していること。 (備考)特別な事由のある者についてはコース会議で審議の上、決定する。</p>
応用理化 学系 学科	応用化 学	バイオシ ステム	<p>学部共通科目、学科共通科目及びコース科目から合計 76 単位以上を修得すること。 なお、修得科目の内訳は次のとおりとする。</p> <p>(1)学部共通科目、学科共通科目及びコース科目の必修科目のうち、知的財産所有権論、安全管理工学、ゼミナール、卒業研究を除く全科目(54.5 单位) (2)コース科目の選択科目 A から 6 单位以上修得。 (3)他学科の学科共通科目及びコース科目の修得単位は 4 单位以内を選択科目に含めることができる。 (備考)特別な事由のある者についてはコース会議で審議の上、決定する。</p>
	応用物理		<p>学部共通科目、学科共通科目及びコース科目から合計 71 单位以上を修得すること。 なお、修得科目の内訳は次のとおりとする。</p> <p>(1)学部共通科目の必修科目全科目(22 单位) (2)学科共通科目及びコース科目の必修科目からフレッシュマンセミナー、電磁気学演習、物理数学演習、科学英語、応用物理学実験 A・B・C を含む 41 单位 (3)学部共通科目の選択科目及びコース科目の選択科目のうちから 8 单位(他学科の学科共通科目及びコース科目の修得単位は、3 单位以内を含むことができる。)</p> <p>※(注)「応用物理学実験 B・C」の履修条件 コース科目のうち応用物理学実験 A の単位を修得していること。 (備考)特別な事由のある者についてはコース会議で審議の上、決定する。</p>

学科・コース		主専門教育課程（昼間コース）
電気電子工学	情報通信システム工学	<p>学部共通科目、学科共通科目及びコース科目から合計 70 単位以上を修得すること。 なお、修得科目の内訳は次のとおりとする。</p> <p>(1)学部共通科目的必修全科目(16 単位) (2)学科共通科目的うち1年次後期までに開講されている全必修科目(9単位) (3)コース科目のうちから2年次に開講されている全必修科目(25 単位)と、3年次に開講されている必修科目から電気電子工学実験A・B、工学演習II(7単位)を含めて 11 単位以上の合計 36 単位以上 (4)コース科目の選択科目のうちから9単位以上 ※(注)「電気電子工学実験B」の履修条件 (1)主専門教育課程:学部共通科目のうち 11 単位以上を修得していること。 (2)コース科目のうち「電気回路 I・II」、「電磁気学 I・II」及び学科共通科目「プログラミング演習」から 4科目以上を修得していること。 (備考)特別な事由のある者についてはコース会議で審議の上、決定する。</p>
情報電子工学系学科	情報システム学	<p>学部共通科目、学科共通科目及びコース科目から合計 71 単位以上を修得すること。 なお、修得科目の内訳は次のとおりとする。</p> <p>(1)学部共通科目的必修科目全科目(16 单位) (2)学科共通科目から卒業研究を除く全科目(9単位) (3)コース科目のA群から全科目(8単位) (4)コース科目のB群から 14 単位以上 (5)コース科目のC群から2単位以上 (6)コース科目のD群から 22 単位以上 ※(注1)「コンピュータ知能学実験」の履修条件 学部共通科目、学科共通科目及びコース科目から合計 21 単位以上を修得すること。 なお、修得科目の内訳は次のとおりとする。 (1)学部共通科目的必修科目から7単位以上 (2)学科共通科目から5単位以上 (3)コース科目のA群から1単位以上 (4)コース科目のB群から8単位以上 ※(注2)「情報システム学実験」及び「(情報システム学コース)情報システム学ゼミナール」、「(コンピュータ知能学コース)コンピュータ知能学ゼミナール」の履修条件 「コンピュータ知能学実験」を履修していること。 (備考)特別な事由のある者についてはコース会議で審議の上、決定する。</p>
学科・コース		副専門教育課程（昼間コース）
全学科		<p>副専門科目的共通科目及びコース別科目から合計 28 単位以上修得すること。 なお、修得科目の内訳は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通科目 16 単位以上 <ul style="list-style-type: none"> (1)外国語科目 8単位以上 <ul style="list-style-type: none"> フレッシュマン英語演習、英語リーディング演習 A、英語リーディング演習 B、英語総合演習、TOEIC 英語演習 I、TOEIC 英語演習 II 6単位 ドイツ語、ロシア語、中国語の I ~ III のうち同一言語科目 2 単位以上 (2)導入科目 8単位 <ul style="list-style-type: none"> 文科系科目から4単位 理科系科目からインターライエンスを含む4単位 ・選択したコースのコース別科目(編入学者は全てのコース別科目) 10 単位以上 ・その他 2単位以上 <p>副専門科目的共通科目及びコース別科目から上記以外に2単位以上</p>

学科・コース	主専門教育課程（夜間主コース）
創造機械系学航空科	学部共通科目及び学科科目から合計 63 単位以上を修得すること。 なお、修得科目の内訳は次のとおりとする。 (1)学部共通科目の必修科目全科目(17 単位) (2)学科科目の必修科目から卒業研究 I 及び卒業研究 II を除く全科目(13 単位) (3)学科科目の選択科目から 33 単位以上(全学科昼間コース及び他学科夜間主コースの主専門教育課程学科科目の授業科目の修得単位を含むことができる。)
工学系情報電子	学部共通科目及び学科科目から合計 62 単位以上を修得すること。 なお、修得科目の内訳は次のとおりとする。 (1)学部共通科目のうち必修科目全科目(16 単位) (2)学科科目の必修科目のうち、3 年次前期までに開講する全科目(15 単位) (3)学科科目の選択科目のうち工学演習、情報工学演習 C、情報工学演習 D、電気電子工学実験 I、電気電子工学実験 II のうちから 4 単位以上を含む、学部共通科目の選択科目及び学科科目の選択科目のうちから 31 単位以上(全学科昼間コース及び他学科夜間主コースの主専門教育課程学科科目の授業科目の修得単位を含むことができる。)
学科・コース	副専門教育課程（夜間主コース）
全学科	副専門科目の外国語科目及び選択科目から合計 28 単位以上修得すること。 なお、修得科目の内訳は次のとおりとする。 ・ 外国語科目 8 単位以上 外国語科目の必修科目全科目(6 単位) ドイツ語、ロシア語、中国語の I ~ III のうち同一言語科目 2 単位以上 ・ 選択科目 20 単位以上(昼間コースの副専門教育課程の共通科目及びコース別科目の授業科目の修得単位を含むことができる。)

2) 卒業要件単位

本学では、4 年以上在学し、所定の単位を取得した者を卒業とし、学士（工学）の学位を与えます。所定単位の内訳は次表のとおりです。

＜卒業に必要な所定単位数＞							
学 科	コース	主専門教育課程			副 専 門 教 育 課 程	卒業要件 単位 数	このうち、他 学科等の履 修認定単数
		必修	選択	合計			
建築社会基盤系学科	建築学	80	12	92	34	126	—
	土木工学	83	9	92	34	126	—
機械航空創造系学科 (昼間コース)	機械システム工学	83	12	95	34	129	—
	航空宇宙システム工学	79	16	95	34	129	10
	材料工学	88	7	95	34	129	—
機械航空創造系学科(夜間主コース)		40	50	90	34	124	30
応用理化学系学科	応用化学	66.5	25.5	92	34	126	4
	バイオシステム	66.5	25.5	92	34	126	4
	応用物理	79	13	92	34	126	3
情報電子工学系学科 (昼間コース)	電気電子工学	77	15	92	34	126	—
	情報通信システム工学	77	15	92	34	126	—
	情報システム学	59	33	92	34	126	—
	コンピュータ知能学	59	33	92	34	126	—
情報電子工学系学科(夜間主コース)		39	51	90	34	124	30

(注意:各学科、コースとも詳細については、教育課程表の備考欄を参照すること。)

3) 中途卒業

修業年限（4年間）を超えて在学している学生は、年度途中に卒業に必要な所定の単位を修得した場合に中途卒業（6月期、9月期、12月期）となります。該当する学生は、学科長に申し出てください。

なお、中途卒業の手続きは、N棟ピロティ掲示板に掲示しますので、見落とさないよう注意してください。

(6) 学生証と学籍番号

1) 学生証の携帯

学生証は常に携帯し、教職員から請求のあった時には、いつでも提示しなければなりません。特に定期試験受験時には、机上に学生証を必ず提示することになっています。

提示しない場合は、試験を受けることができません。

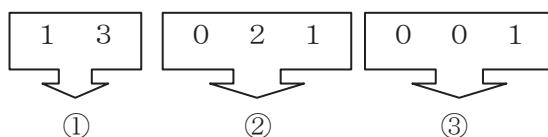
学生証を紛失した場合は、学生証再交付願を教務グループ教育支援ユニットに提出してください。なお、学生証の再交付は有料となります。

2) 学籍番号

本学では、入学の時、学生個人について学籍番号を定めています。学籍番号は、本学を卒業するまで同じ番号で、8桁から成っています。履修登録、試験、レポートなどに記載する学籍番号は、この8桁の番号を記入してください。

(例)

学籍番号 :



①入学年度

2013年度 → 13

(編入学生の入学年度は、適用される教育課程の年度。(2013年度編入生 → 11))

②学科コード

昼間コース	夜間主コース
021 建築社会基盤系学科	
022 機械航空創造系学科	032 機械航空創造系学科
023 応用理化学系学科	
024 情報電子工学系学科	034 情報電子工学系学科

③学生番号

001～280 一般学生

281～300 転入学生・再入学生

301～400 編入学生

401～499 転学科などをした学生

(7) 履修方法

授業科目は、毎学期履修登録期間内に、履修登録をしなければ履修できません。授業科目の選択にあたっては、授業計画（シラバス）を熟読の上、各自の学習目標を定め、適切な選択を行ってください。履修登録期間・履修登録方法等は、その都度掲示します。また、履修登録については119ページの「室蘭工業大学工学部履修申告に関する規則」を参照してください。

なお、授業科目名にローマ数字が付いている科目は、ステップ履修といい、I、II、III…というように順次履修していくことを原則とします。例えば、IIは同科目名のIを履修又は単位を修得してから履修してください。アルファベットが付いている授業科目は原則として自由選択ですが、授業科目によっては履修条件が付されている場合があります。

1) UNIVERSAL PASSPORT

UNIVERSAL PASSPORTとは、パソコンから履修登録、成績確認、時間割確認等ができるシステムです。アクセス方法は、Webブラウザで大学ホームページ

(<http://www.muroran-it.ac.jp/>) 左下段の「UNIVERSAL PASSPORT」をクリックしてください。キャンパスID及びパスワードは、情報メディア教育センターから配布されるものを使用してください。

また、詳細な操作方法等についてはマニュアルを配布しますのでそちらを参照してください。

2) シラバス

シラバスとは、開講される授業科目について授業内容等を詳細に記述したもので、履修登録をする前にシラバスで授業内容等を確認して履修計画を立てるよう心がけてください。

3) 履修登録

教育課程、授業時間割等に基づいて、その学期の履修計画を立て、履修しようとする全ての授業科目についてパソコン（情報メディア教育センター演習室等）を用いて履修登録をしてください。履修登録がされていない場合は、授業及び試験は受けられませんので注意してください。

履修計画を立てるにあたっては、特定の学期に学修の負担が偏らないように、学期ごとに均衡のとれた選択をしてください。卒業研究着手基準（3年次終了時点で一定の基準以上の単位を修得する必要がある。）に留意して計画を立ててください。

なお、履修登録（届出）した授業科目を「学修しない（欠席する）」ことのないように、よく考えて計画を立ててください。履修登録期間中は自分で変更可能ですが、期間を過ぎると、原則として変更することができませんので、細心の注意を払って履修登録してください。

また、1年次在学中の者が、教育課程で2年次以降に履修することになっている授業科目を履修するなど、自分の在学年次より高年次開講の授業科目を履修することはできません。一方、単位未修得などにより自分の在学年次より低年次開講の授業科目を履修することは可能ですが、教育課程の開講年次は教育的効果を考えて定められていること、授業時間割は年次ごとに編成されることなどのため、履修に無理（授業時間割が重複している授業科目はどちらか一方しか履修することができません。）が生じますから、必ずそれぞれの開講年次で履修し単位を修得するように努力してください。

4) 他学科等履修

所属する学科・コース（昼間・夜間主コース）以外（他学科等）において編成されている授業科目を履修することができます。また、他学科等履修で修得した単位は、各学科が定めた単位数以内に限り、卒業要件の選択科目の単位数に充当することができます。

次に該当する場合は、指定された履修登録期間内に授業科目ごとに、他学科等科目申告票を各自の所属する学科のクラス担任の承認を得て、当該授業担当教員に提出してください。なお、他学科等科目の履修は、当該授業の受入れ人数等により履修学生数を制限する場合があり、履修が不許可となった場合、履修科目を変更しなければなりません。

①他学科で開講されている授業科目を履修する場合

②夜間主コースの学生が昼間コースで開講されている授業科目を履修する場合

ただし、フレッシュマン英語演習、英語総合演習、ドイツ語I・II、ロシア語I・II、中国語I・IIは、履修することはできません。

5) 履修許可

他学科等科目、再履修科目及び低年次開講の授業科目については、講義室の定員や正規の履修学生を優先する修学指導上の観点から、履修学生数を制限する場合があります。授業担当教員の判断により、当該授業科目の履修が不許可となった場合、指定された期間内に「履修訂正届」により履修科目を変更しなければなりません。

6) 再履修と適用教育課程（カリキュラム）変更

①再履修

履修した授業科目の試験結果が不合格（単位修得不可）の場合、単位を修得するためには原則として、その授業科目を再び履修した後、改めて試験を受けて合格しなければなりません。このような場合、当該在学年次で履修すべき授業科目の履修にも支障をきたすこととなります。さらに、再履修の授業科目が多い場合には再履修だけでは学修が不可能になり、次に説明する適用教育課程（カリキュラム）変更という事態になりますので、在学年次の授業科目は確実に履修して当該年次の試験に合格することが大切です。

なお、授業担当教員が認めた場合には、再試験を行い合格者の単位修得を認める場合がありますので、当該授業担当教員の指示に従ってください。

②適用教育課程（カリキュラム）変更

教育課程は、入学時のものが卒業まで適用されるのが原則です。長期休学等特別な理由により入学時の教育課程では、卒業要件を満たすことができない場合、適用教育課程の変更を願い出ることができます。

該当する場合は、早めに教務グループ教務ユニットに相談してください。

7) 他大学との単位互換科目の履修

他の大学又は短期大学等（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、当該他大学等の授業科目を履修し、修得した単位を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができます。ただし、その単位数は、合計 60 単位を超えることはできません。

平成 24 年度末現在で、学部学生を対象として単位互換協定を締結している他大学等は、小樽商科大学と苫小牧工業高等専門学校の 2 校であり、これらの大学等で授業を受けようとする場合は、検定料、入学料及び授業料は無料です。

また、履修の申請等については、随時掲示で案内します。

（8）授業

1) 学期

学則で、学年を次の 2 期に分けています。

前期：4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期：10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

2) 授業時間割

授業は、学期ごとに学科、年次別に編成された授業時間割によって実施されます。授業時間割は、毎学期始めに掲示・配布・本学ホームページに掲載しますので、各自確認してください。

また、授業科目によっては、開講時期を変更して実施する場合があるので確認して履修してください。なお、非常勤講師、学内行事その他の事情により、定められた授業時間割を一時的に変更して実施する場合があります。そのような場合は、その都度掲示しますので見落とさないよう注意してください。

授業時間割の授業时限は次のとおりです。

昼間コース	
時限	時間
1 時限	8 : 45～9 : 30
2 時限	9 : 30～10 : 15
3 時限	10 : 25～11 : 10
4 時限	11 : 10～11 : 55
5 時限	12 : 55～13 : 40
6 時限	13 : 40～14 : 25
7 時限	14 : 35～15 : 20
8 時限	15 : 20～16 : 05
9 時限	16 : 15～17 : 00
10 時限	17 : 00～17 : 45

夜間主コース	
時限	時間
1 時限	17 : 00～17 : 45
2 時限	17 : 45～18 : 30
3 時限	18 : 40～19 : 25
4 時限	19 : 25～20 : 10
5 時限	20 : 15～21 : 00
6 時限	21 : 00～21 : 45

3) 休講と補講

授業担当教員の病気、学会出席その他の事情により授業が休講となる場合は、UNIVERSAL PASSPORT の「休講情報」又は各学科掲示板等によって連絡します。なお、授業中に担当教員から以後の休講予定等を連絡し、掲示を省略する場合もありますので注意してください。

休講した場合には、原則として他の時間を利用して補講を行いますが、時間、場所（講義室）等については、その都度掲示等によって連絡します。

4) 欠席

病気・けが・災害、近親者の忌引、就職採用試験（会社訪問・企業セミナー参加は含まない）、その他真にやむを得ない事由により授業を欠席するときは、証明できる書類を添付して教務グループ教務ユニットに欠席届を提出してください。試験を欠席する場合も同じ

手続きが必要です。

なお、欠席届が提出されても公認欠席を認めたということではありません。最終的には、各授業担当教員の判断によります。

欠席理由（やむを得ない事情）	証明できる書類の例
病気・けが・災害	診断書、領収書コピー等
近親者の忌引（三親等以内の親族）	会葬礼状コピー等
就職採用試験（会社訪問・企業セミナー参加は含まない）	受験通知書コピー等
その他真にやむを得ない事由	それを明らかにできるもの

（9）試験

1) 定期試験、追試験、再試験

①定期試験

各学期末に一定の期間（前期は7月下旬から、後期は2月初旬から）を定めて定期試験を実施します。ただし、授業科目によっては、この期間外に行うこともあります。この場合は掲示又は直接授業担当教員から連絡しますので注意してください。

なお、追試験、再試験を含め受験の際は、学生証の提示が必要ですので注意してください。

②追試験

病気・けが・災害、近親者の忌引、就職採用試験（会社訪問・企業セミナー参加は含まない）、その他真にやむを得ない事情により定期試験を受験できなかった者に対し、授業担当教員が必要と認めた場合に行います。なお、追試験の実施については、当該授業担当教員の指示に従ってください。

③再試験

定期試験又は追試験を受験し、不合格となった者に対し、授業担当教員が特に認めた場合に実施することがあります。なお、再試験の実施については、当該授業担当教員の指示に従ってください。

2) 試験時間割

定期試験の授業科目、実施日、時間、教室については、定期試験開始の1週間前までに掲示し、教務グループで配布します。

3) 受験上の注意

試験は、厳重な監督のもとで行われます。試験は、学生にとって自分の学修の結果を自分自身が問うものであり、自ら不正行為を行うことは学生としての本分に反するものです。不正行為は、極めて厳しく処罰（120日間の停学）されます。同情や温情ですまされることはないので、くれぐれも不正行為の誘惑に負けて後悔することのないようにしてください。

次の「受験者の心得」に留意してください。

受験者の心得

受験者は次の事項を遵守しなければならない。

- 受験者の試験場への入室は、試験開始後20分までとし、以後の入室は認めない。
- 受験者は、学生証を必ず机上に提示するものとし、学生証を提示しない場合は受験を認めない。
- 受験者が机上に置けるものは、学生証、筆記具及び出題教員が認めたものとする。
また出題教員が認めたもの以外のものを机上に置いていた場合は、不正行為とみなす。
- 試験場からの退室は、試験開始後30分以内は認めない。
- 携帯電話等は、試験室内においては電源を切り、机上に置かないものとする。

※不正行為をした者は、当該授業科目及び履修中の全授業科目の成績を無効とし、再試験の受験を認めない。また、120日の停学処分となり卒業が延期され、その間も授業料は徴収される。

※「不正行為」とは、カンニングペーパーや机上に予め書いてある解答を見て、それを答案用紙に書き写したものばかりでなく、カンニングをしようとしていることが明らかな場合も「不正行為」とみなします。

3 成 績 評 価

(1) 成績評価の区分

成績は100点法により採点し、60点以上を合格とし、優(80点以上)、良(70点～79点)、可(60点～69点)の3段階で評価します。

(2) 成績の通知

学期ごと(おおむね4月及び10月)に「UNIVERSAL PASSPORT」及び学生支援センター内の証明書自動発行機により自分の成績を確認することができます。成績確認の時期は、その都度掲示でお知らせします。

(3) G P A (科目成績平均値)

本学では上記(1)の3段階評価の他に、成績を下表のとおり点数化(GP)し、成績通知表の中に修得科目(教職課程授業科目を除く。)の点数、合計点及び平均点(GPA)を併せて記載し、学習成果を自ら分かるようにするほか、修学指導などに利用しています。

得 点	評価	点 数 (GP)
90 — 100	優	4
80 — 89		3
70 — 79	良	2
60 — 69	可	1
0 — 59	不可	

4 免許、資格等の取得

(1) 教育職員免許状

本学では理学・数学・情報学・工学の基礎知識の習得を図りながら、全学科・全専攻において、課題設定・問題解決能力を高めるために、デザイン教育、ものづくり、情報リテラシー、数理的思考、技術者倫理等の形成に力点を置いて工学教育を実施しています。理工系の教員養成にとって、これらの能力形成は必須となるものでしょう。さらに、教員養成にとっては教育職員の責務の自覚、生徒の実態に即した教科および生徒指導の力量を形成することが重要であり、教育学・教育心理学を軸とした教職関係諸科目を整備しています。

1) 教育職員免許状の種類

教育職員免許法の普通免許状には三種類あり、それぞれの基礎資格は次のように定められており、本学の工学部では一種及び大学院工学研究科では専修の普通免許状が取得できます。

- ・二種免許状 短期大学卒業程度を基礎資格とするもの
- ・一種免許状 学士の学位を有すること
- ・専修免許状 修士の学位を有すること

なお、普通免許状以外に特別免許状と臨時免許状がありますが、これらは「大学における養成による免許状」ではないので説明は省略します。

2) 本学で取得できる教育職員免許状

本学の工学部及び大学院工学研究科で取得できる教育職員免許状は以下のとおりです。

工学部昼間コース	
建築社会基盤系学科	高等学校教諭一種(理科)、高等学校教諭一種(工業)
機械航空創造系学科	高等学校教諭一種(理科)、高等学校教諭一種(工業)
応用理化学系学科	高等学校教諭一種(理科)、高等学校教諭一種(工業)
情報電子工学系学科	高等学校教諭一種(数学)、高等学校教諭一種(情報) 高等学校教諭一種(工業)

工学部夜間主コース	
機械航空創造系学科	高等学校教諭一種（工業）
情報電子工学系学科	高等学校教諭一種（工業）

大学院工学研究科	
建築社会基盤系専攻	高等学校教諭専修（工業）
公共システム工学専攻	高等学校教諭専修（工業）
機械創造工学系専攻	高等学校教諭専修（理科）、高等学校教諭専修（工業）
航空宇宙システム工学専攻	高等学校教諭専修（工業）
応用理化学系専攻	高等学校教諭専修（理科）、高等学校教諭専修（工業）
情報電子工学系専攻	高等学校教諭専修（情報）、高等学校教諭専修（工業）
数理システム工学専攻	高等学校教諭専修（数学）

3) 教育職員免許状の有効期間

平成 21 年 4 月から教員免許更新制が導入され、平成 21 年 4 月 1 日以後に授与された普通免許状と特別免許状について、授与から 10 年後（所要資格を得た年度と授与の年度が異なる場合には、所要資格を得た日から 10 年後）の年度末までの有効期間が付されることになりました。なお、有効期間は、満了の際、免許状更新講習を受講・修了し、本人が申請することで更新することができます。

また、今後現行制度の廃止、教員免許制度の見直しなど変更があった場合は、掲示等によりお知らせします。

4) 教育職員免許状取得に必要な科目の種類と単位数

教育職員免許状は、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」等の単位を表 1 のとおり修得する必要があります。卒業に必要な単位よりも多くの単位を修得することになるので、計画的に履修することが必要です。

表 1 教育職員免許状取得に必要な科目の種類と単位数

免許状の種類	修得することを必要とする最低単位数				合計
	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目	
高等学校教諭一種免許状	20	23	16	8	67
高等学校教諭専修免許状			40 (16+24)		91

5) 「教科に関する科目」の履修について

「教科に関する科目」は、免許状の「教科」（理科、数学等）ごとに指定された各学科の専門科目を表 2（26～31 頁記載）から 20 単位以上を修得する必要があります。

なお、「教科に関する科目」の“修得することを必要とする最低単位数”（20 単位）を超えて履修した単位数は 7) で説明する「教科又は教職に関する科目」の単位として算入することができます。

6) 「教職に関する科目」の履修について

「教職に関する科目」は、次の表 3 のとおり本学開講授業科目から 23 単位以上を修得する必要があります。

なお、「教職に関する科目」の“修得することを必要とする最低単位数”（23 単位）を超えて履修した単位数は 7) で説明する「教科又は教職に関する科目」の単位として算入することができます。

表3 教職に関する科目

教員免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学開設授業科目		
教職に関する科目	左記の科目に含める必要事項	必要単位	授業科目	単位	備考
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種機会の提供等	2	○教職原論	2	
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	6	○教育学概論	2	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		○教育心理学	2	
	・教育課程の意義及び編成の方法 ・各教科の指導法 ・道徳の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		○学習・発達論	2	
教育課程及び指導法に関する科目	○教育内容論 教科教育法 ※高校一種には必要なし	6	○教育方法論	2	教科教育法は、教科ごとに該当教科の指導法を2単位修得のこと。
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	4	○進路指導	2	
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		○教育相談	2	
教育実習	3	○教育実習	3		
教職実践演習	2	○教職実践演習（高）	2		

○印は必修科目（ただし、教科教育法は該当教科の教育法2単位が選択必修となる。）

※「道徳の指導法」は、高校一種免許状取得には履修の必要がないため開設しない。

7) 「教科又は教職に関する科目」の履修について

「教科又は教職に関する科目」は16単位修得する必要があります。この単位は、「教科に関する科目」に指定されている科目（各学科で異なる）から20単位を超えて修得した単位、あるいは「教職に関する科目」から23単位を超えて修得した単位を充てすることができますが、本学では「教職に関する科目」は必要最小限しか開設していないため、「教科に関する科目」から充てることになります。したがって「教科に関する科目」は36単位以上の修得が必要となります。

8) 「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の履修について

「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」は、下記の表のとおり本学開設授業科目から8単位以上修得することが必要です。

表4 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目		左記に対応する本学開設授業科目		
科 目 区 分	必要単位	授業科目	単位	備 考
日本国憲法	2	○日本の憲法	2	
体育	2	スポーツ実習a スポーツ実習b スポーツ実習c スポーツ実習d	1 1 1 1	2単位選択必修
外国語コミュニケーション	2	○フレッシュマン英語演習 ○TOEIC英語演習I	1 1	
情報機器の操作	2	情報メディア基礎 計算機システム	2 2	2単位選択必修

○印は必修科目（ただし、体育及び情報機器の操作は、各2単位が選択必修となる。）

9) 教育実習について

教育実習は、原則として4年次に行いますが、それまでに一定の「教職に関する科目」及び「教科に関する科目」の履修が条件になります。教育実習にあたっては、漫然と単位を修得するのではなく、実習校の正常な教育活動に支障をきたすことのないように、誠意ある実習態度が求められます。

実習校は、できるだけ早めに出身校などと交渉して内諾を得ておくことが必要となります。詳しくは、3年次に教育実習説明会を行いますので、掲示を見逃さないよう注意してください。

10) 教育職員免許状の申請

教育職員免許状は、定められた単位を修得し大学を卒業した者に対し、本人の願い出により授与されます。4年次生は、北海道教育委員会への免許状一括申請を11月に行います。これにより申請を行った者は卒業時に免許状が交付されます。詳しくは、説明会を行いますので掲示を見逃さないよう注意してください。

11) 「工業」の免許状の特例

「工業」の高等学校教諭免許状を取得する場合、教育職員免許法附則11の規定により、「教職に関する科目」の全部または一部の単位数を当分の間、「教科に関する科目」の単位をもって、これに替えることができるとの特例があります。したがって「工業」の免許状は下記の表5のとおり、「教科に関する科目」として「工業の関係科目」 $18+23+16=57$ 単位、「職業指導」2単位と、「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」8単位を修得すればよいことになります。

表5 工業の免許に必要な単位

免許状に必要な科目及び単位		左記に対応する科目及び単位数	
教科に関する科目	20 単位	表2の工業の関係科目	18 単位
		表2の職業指導	2 単位
教職に関する科目	23 単位	表2の工業の関係科目	23 単位
教科又教職に関する科目	16 単位	表2の工業の関係科目	16 単位
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	8 単位	表4の科目	8 単位
合 計	67 単位	合 計	67 单位

12) その他

編入学生が、編入学時に既修得単位として認定された授業科目を教育職員免許状の取得に必要な単位として使用する場合、下記の表6のとおり使用できる単位数に限度があります。

教員免許状取得希望者は、既修得単位として認定する授業科目の調整が必要となりますので、教務グループ教務ユニットへ問い合わせてください。

表6 既修得単位を教科に関する科目として使用できる単位

編入学前の学校の課程	使用できる単位
短期大学の専攻科	5単位まで
高等専門学校（第4、5学年の課程に限る）	10単位まで
高等専門学校の専攻科	5単位まで

表2 教科に関する科目

ア. 数学

適用学科	教科に関する科目区分	授業科目名	単位数	授業開講コース				備考
				電	通	シ	コ	
情報電子工学系学科（昼間コース）	代数学	☆計算機代数システム	2			○	○	(副専門科目) ☆印の科目（必修科目）を含め、20単位以上修得すること。
		線形空間入門	2					
		線形代数	2	○	○	○	○	
		数論アルゴリズム	2			○	○	
		情報数学	2			○	○	
		線形システム論	2			○	○	
	幾何学	☆形の数理	2			○	○	20単位を超えて修得した単位は、「教科または教職に関する科目」の単位（16単位必要）として算入することができる。
		基礎電磁気学	2	○	○	○	○	
	解析学	☆応用数理工学	2			○	○	
		解析A	3	○	○	○	○	
		解析B	3	○	○	○	○	
		解析C	2	○	○	○	○	
		数値解析	2			○	○	
		基礎電気回路	2	○	○	○	○	
「確率論、統計論」	「確率論、統計論」	☆確率・統計	2			○	○	
		確率・統計応用演習	1			○	○	
		情報理論	2			○	○	
	コンピュータ	☆人工知能	2			○	○	
		☆情報リテラシー演習	1	○	○	○	○	
		言語処理系論	2			○	○	
		人工知能応用演習	1			○	○	
		コンピュータ知能学演習	1			○	○	
		情報システム学演習	1			○	○	
		コンピュータ知能学実験	1			○	○	

備考：☆印を付した授業科目は必修である。

電：電気電子工学コース、 通：情報通信システム工学コース

シ：情報システム学コース、 コ：コンピュータ知能学コース

イ. 理科		授業科目名	単位数	開講コース		備考
適用学科	教科に関する科目区分			建	土	
建築社会基盤系学 科(昼間コース)	物理学	☆基礎物理 A	2	○	○	☆印の科目（必修科目）を含め、20単位以上修得すること。 20単位を超えて修得した単位は、「教科または教職に関する科目」の単位（16単位必要）として算入することができる。
		☆基礎物理 B	2	○	○	
		材料の力学	2	○	○	
		土木構造力学 I	2	○	○	
		土木構造力学 II	2	○	○	
		土木構造力学 III	2	○	○	
		建築構造力学 I	3	○		
		建築構造力学 II	3	○		
		建築環境工学 A	2	○		
		建築環境工学 B	2	○		
「物理学実験（コンピュータ活用を含む）、化学実験（コンピュータ活用を含む）、生物学実験（コンピュータ活用を含む）、地学実験（コンピュータ活用を含む）」	化学	☆基礎化学	2	○	○	(副専門科目) (副専門科目) (副専門科目) (副専門科目) (副専門科目)
		地球環境化学	2			
		☆生物学入門	1			
		環境生物学	2			
		☆地球科学入門	1			
		地球科学	2			
		流れの力学	2	○	○	
		土の力学	2	○	○	
		水理学 I	2			
適用学科	地学	水理学 II	2			(副専門科目) (副専門科目) (副専門科目) (副専門科目) (副専門科目)
		土質力学 I	2			
		土質力学 II	2			
		火山防災工学	2			
		水文・水資源学	2			
		基礎構造	2	○		
		☆物理学実験	1	○	○	
		化学実験	1	○	○	
		生物工学実験	1.5			
機械航空創造系学 科(昼間コース)	「物理学実験（コンピュータ活用を含む）、化学実験（コンピュータ活用を含む）、生物学実験（コンピュータ活用を含む）、地学実験（コンピュータ活用を含む）」	土木実験	1		○	(応用理化学系学科開設科目)
		建築材料実験	1	○		
		☆機械工学実験	1			
		航材工学実験	1			
		機械構造実験	1			
		機械振動実験	2			
		力学実験	1			
		弾塑性力学	2			
		弾塑性力学実験	1			
「物理学実験（コンピュータ活用を含む）、化学実験（コンピュータ活用を含む）、生物学実験（コンピュータ活用を含む）、地学実験（コンピュータ活用を含む）」	物理学	☆基礎物理 A	2	○	○	☆印の科目（必修科目）を含め、20単位以上修得すること。 20単位を超えて修得した単位は、「教科または教職に関する科目」の単位（16単位必要）として算入することができる。
		☆基礎物理 B	2	○	○	
		熱力学 I	2	○	○	
		熱力学 II	2	○	○	
		熱力学演習	1	○	○	
		流体力学	2	○		
		流体工学	2	○		
		材料力学	2	○		
		構造力学基礎	2	○		
生物	化学	機械力学	2	○	○	20単位を超えて修得した単位は、「教科または教職に関する科目」の単位（16単位必要）として算入することができる。
		機械振動力学	2	○		
		力学演習	1			
		弾塑性力学	2			
		弾塑性力学演習	1			
		☆基礎化学	2	○	○	
		地球環境化学	2			
		物理化学 A	2			
		物理化学 B	2			
「物理学実験（コンピュータ活用を含む）、化学実験（コンピュータ活用を含む）、生物学実験（コンピュータ活用を含む）、地学実験（コンピュータ活用を含む）」	地学	固体化学	2			(副専門科目) (副専門科目) (副専門科目) (副専門科目)
		材料電気化学	2			
		☆生物学入門	1			
		環境生物学	2			
		☆地球科学入門	1			
		地球科学	2			
		☆物理学実験	1	○	○	
		化学実験	1			
		生物工学実験	1.5			
		土木実験	1			

建:建築学コース、

土:土木工学コース

機:機械システム工学コース、航:航空宇宙システム工学コース、材:材料工学コース

適用学科	教科に関する科目区分	授業科目名	単位数	授業開講コース			備考
				化	バ	物	
応用理化学系	物理学	☆基礎物理A	2	○	○	○	☆印の科目（必修科目）を含め、20単位以上修得すること。 20単位を超えて修得した単位は、「教科または教職に関する科目」の単位（16単位必要）として算入することができる。
		☆基礎物理B	2	○	○	○	
		物質科学	2	○	○	○	
		熱力学	2	○	○	○	
		振動・波動論	2	○		○	
		量子論	2		○	○	
		固体物理A	2		○	○	
		固体物理B	2		○	○	
		固体の力学	2		○	○	
		物理数学	2		○	○	
		電磁気学A	2		○	○	
		統計熱力学	2		○	○	
～～～～～	化学	☆基礎化学	2	○	○	○	(副専門科目)
		地球環境化学	2				
		有機化学A	2	○	○	○	
		物理化学A	2	○	○	○	
		物理化学B	2	○	○	○	
		有機化学B	2	○	○	○	
		無機化学	2	○	○	○	
		分析化学	2	○	○	○	
		量子化学	2	○	○	○	
		生物学	☆生物学入門	1			(副専門科目)
			環境生物学	2			
ス	地学	微生物科学	2	○	○		(副専門科目)
		水圏生物科学	2	○	○		
		生物システム科学	2	○	○		(副専門科目)
		生物物理	2			○	
		地学	☆地球科学入門	1			(副専門科目)
			地球科学	2			
		「物理学実験（コンピュータ活用を含む），化学実験（コンピュータ活用を含む），生物学実験（コンピュータ活用を含む），地学実験（コンピュータ活用を含む）」	☆物理学実験	1	○	○	(建築社会基盤系学科開設科目)
			化学実験	1	○	○	
			生物工学実験	1.5	○	○	
			土木実験	1			

備考：☆印を付した授業科目は必修である。

化:応用化学コース、バ:バイオシステムコース、物:応用物理コース

適用学科	教科に関する科目区分	授業科目名	単位数	授業開講コース				備考
				電	通	シ	コ	
情報電子工学系学科（昼間コース）	情報社会及び情報処理	☆現代社会と情報工学 情報関連法規	2 1			○ ○	○ ○	☆印の科目（必修科目）を含め、20単位以上修得すること。 20単位を超えて修得した単位は、「教科または教職に関する科目」の単位（16単位必要）として算入することができる。
		☆計算機システム ☆プログラミング演習 ☆ソフトウェア工学 オブジェクト指向言語 データ構造とアルゴリズム オペレーティングシステム ディジタル信号処理 オブジェクト指向言語応用演習	2 3 2 2 2 2 2 1	○	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
	情報システム（実習を含む。）	☆ファイルとデータベース ☆情報工学PBL:システム開発演習 システム工学 組込みシステム	2 1 2 2			○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	
		☆情報ネットワーク ☆情報システム学実験 情報通信工学 電子情報回路	2 1 2 2			○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	
		☆マルチメディア表現及び技術（実習を含む。）	2 1 2 1 2 1			○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	
		☆情報と職業 短期インターンシップ 長期インターンシップ	2 2 3	○	○	○ ○ ○	○ ○ ○	
	情報と職業	☆情報工学PBL:表現技術	1			○	○	
		☆情報と職業 短期インターンシップ 長期インターンシップ	2 2 3	○	○	○ ○ ○	○ ○ ○	

備考：☆印を付した授業科目は必修である。

電：電気電子工学コース、 通：情報通信システム工学コース

シ：情報システム学コース、 コ：コンピュータ知能学コース

工. 工業				
適用学科	教科に関する科目区分	授業科目	目	備考
建築社会基盤系学科（昼間コース）	工業の関係科目	☆技術者倫理、☆土木工学概論、☆建築学概論、☆インター・サイエンスA～H（他学科から2科目2単位修得すること。）、プロジェクト評価、発想演習、空間の環境、減災情報論、自然環境の保護保全、空間の哲学、地域再生論、工業経済論、測量学、測量学実習、情報処理演習、土木コンクリート工学、土木コンクリート構造学Ⅰ、土木鋼構造学Ⅰ、応用振動工学、計画数理、交通システム計画、海岸・海洋工学、土木構造設計演習、土木構造解析学、土木コンクリート構造学Ⅱ、土木鋼構造学Ⅱ、土木施工、都市・地域計画、交通工学、建設マネジメント、環境管理工学、衛生工学、流域環境工学、港工学、地盤防災工学、建築鋼構造、建築鉄筋コンクリート構造、建築材料Ⅰ、建築施工、建築構法計画、建築設備、建築設計Ⅰ、建築設計Ⅱ、建築設計Ⅲ、建築計画Ⅰ、都市計画Ⅰ、建築法規、建築構造解析Ⅰ、建築構造解析Ⅱ、建築鋼構造演習、建築鉄筋コンクリート構造演習、基礎構造演習、建築構造設計演習、建築材料Ⅱ、寒地建築構法、都市環境計画、建築設計Ⅳ、建築設計Ⅴ、建築設計論、建築計画Ⅱ、建築史、都市計画Ⅱ、建築測量学実習		☆印の科目（必修科目）を含め、59単位以上（「工業」の免許状の特例による。25頁参照。）修得すること。
	職業指導	☆職業指導、キャリア・デザイン、短期インターンシップ、長期インターンシップ		

機械航空創造系学科 （昼間コース）	工業の関係科目	☆技術者倫理, ☆ロボティクスの基礎, ☆航空宇宙機の基礎, ☆材料特性の基礎, ☆インター・サイエンスA～H（他学科から2科目2単位修得すること。）, 車のサイエンス, 実用材料学, 制御工学, 機構学, 伝熱工学, 機械材料学, 機械加工工学, 電気電子工学, 計測情報工学, 機械システム設計学, コミュニケーション技法, 知的所有権, 熱機関, ターボ機械, 機械製作法, ロボット工学, 数値流体力学, ロケット工学, ジェットエンジン, 航空流体力学, 空気力学, 航空宇宙熱力学, 燃焼工学, 材料力学I, 材料力学II, 航空宇宙構造工学I, 航空宇宙構造工学II, 飛行力学I, 飛行力学II, 宇宙航行工学, 航空宇宙制御工学I, 航空宇宙制御工学II, 航空宇宙工学特別講義, 航空宇宙機設計法I, 航空宇宙機設計法II, 固体物性基礎論, 結晶構造学, 材料科学A, 材料科学A演習, 材料科学B, 材料加工プロセス学, 材料加工プロセス学演習, 材料精製学, 複合材料学, 材料強度学, 金属材料学A, 材料システム学, 設計製図基礎, 信頼性工学, 金属材料学B, セラミックス材料学, 表界面科学, 耐環境材料学, 材料生産技術	☆印の科目（必修科目）を含め, 59単位以上（「工業」の免許状の特例による。25頁参照。）修得すること。
	職業指導	☆職業指導, キャリア・デザイン, 短期インターンシップ, 長期インターンシップ	
機械航空創造系学科 （夜間コース）	工業の関係科目	☆工業経済論, ☆機械製図, ☆工作法実習, ☆機械航空創造系実験, 図学, 熱力学, 流体力学, 材料力学, 機械力学, 制御工学, 機構学, 伝熱工学, 機械材料学, 機械加工工学, 計測工学, 機械システム設計学, 流体機械, 空気力学, 推進工学, 航空宇宙構造力学, 材料科学A, 材料プロセス学, 材料強度学, 線形システム論, 計算機システム, 確率・統計, 電気回路, システム制御工学, 数値計算法, △計測情報工学, △ターボ機械	☆印の科目（必修科目）を含め, 59単位以上（「工業」の免許状の特例による。25頁参照。）修得すること。 △印の科目は, 昼間コース開設科目である。
	職業指導	☆△職業指導, △キャリア・デザイン, △短期インターンシップ, △長期インターンシップ	
応用理化系学科 （昼間コース）	工業の関係科目	☆技術者倫理, ☆化学工学基礎, ☆安全管理工学, ☆インター・サイエンスA～H（他学科から2科目2単位修得すること。）図学I, 生命科学, 移動論, 情報処理, 生化学A, 生化学B, 微生物工学, 遺伝子工学, 環境生物工学, 化学工学実験A, 化学工学実験B, 知的財産所有権論, 応用化学情報演習, 応用化学英語演習, 応用化学プレゼンテーション技法, 化学システム工学, 反応速度論, 電気化学, 反応工学, 拡散単位操作, 機械的単位操作, 分子分光学, 計測工学, プロセス設計, 設計論, 光デバイス, レーザー工学, 超伝導, 磁性, 応用力学, 生体機能材料科学, バイオシステム情報演習, バイオシステム英語演習, バイオシステムプレゼンテーション技法	☆印の科目（必修科目）を含め, 59単位以上（「工業」の免許状の特例による。25頁参照。）修得すること。
	職業指導	☆職業指導, キャリア・デザイン, 短期インターンシップ, 長期インターンシップ	
情報電子工学科 （昼間コース）	工業の関係科目	☆技術者倫理, ☆電磁気学I, ☆電気回路I, ☆プログラミング応用演習, ☆インター・サイエンスA～H（他学科から2科目2単位修得すること。）, 計算機工学I, 電磁気学II, 電気回路II, 計算機工学II, 電子回路I, 計測工学, 電子物性, 工学演習I, 電磁気学III, 電気回路III, 電子回路II, 信号処理, 通信工学, 半導体工学, 制御工学, 電磁エネルギー変換工学, 電気電子工学実験A, 電気電子工学実験B, 工学演習II, 高電圧工学, 送配電工学, 電力発生工学, パワーエレクトロニクス, 電気機器学, システム制御工学, 電気電子材料, 光エレクトロニクス, 電気機器設計製図, 無線伝送工学, 伝送回路工学, 情報符号理論, 通信網工学, 応用計測工学	☆印の科目（必修科目）を含め, 59単位以上（「工業」の免許状の特例による。25頁参照。）修得すること。
	職業指導	☆職業指導, キャリア・デザイン	

～情報科	工業の関係科目	☆工業経済論, ☆プログラミング, ☆電磁気学 I, ☆電気回路 I, ☆△インター・サイエンス A～F (他学科から 2 科目 2 単位修得すること。), 電気数学 I, 電気数学 II, 情報工学演習 A, 情報工学演習 B, 情報数学, データ構造とアルゴリズム, 電磁気学 II, 電気回路 II, 電子回路 I, 計測工学, ディジタル信号処理, ソフトウェア工学, コンピュータ言語, 現代社会と情報工学, 電磁波工学, 電子回路 II, 制御工学, 線形システム論, 計算機システム, 電子物性論, システム制御工学, システム工学, 確率・統計, マルチメディア工学, 人工知能論, 半導体工学, 通信工学, 数値計算法, 工学演習, 情報工学演習 C, 情報工学演習 D, 電気電子工学実験 I, 電気電子工学実験 II	☆印の科目 (必修科目) を含め, 59 単位以上 (「工業」の免許状の特例による。25 頁参照。) 修得すること。
～ス学科	職業指導	☆△職業指導, △キャリア・デザイン, 短期インターンシップ, 長期インターンシップ	△印の科目は, 昼間コース開設科目である。

(2) 技術士

「技術士」制度は、優れた技術者の育成を図るための国による技術者の資格認定制度です。「技術士」は、国家試験（技術士第二次試験）に合格し登録した人だけに与えられる称号ですが、技術士第二次試験を受験するには、一般には「技術士第一次試験」に受験・合格した後、指定された業務経験を経る必要があります。

本学の各コース等で設定された「JABEE 認定プログラム」の修了者は、「技術士第一次試験」が「免除」され、指定された業務経験を経ることで技術士第二次試験の受験資格を得ることができます。

(3) その他の資格

1) 一級建築士（建築士法）

建築社会基盤系学科の建築学コースの学生が、当コースに開講する国土交通大臣の指定する建築に関する科目を 60 単位以上修得して卒業し、その後、建築に関する実務経験を 2 年以上経た者には、一級建築士試験の受験資格が与えられます。

2) 二級建築士及び木造建築士（建築士法）

建築社会基盤系学科の建築学コースの学生が、当コースに開講する国土交通大臣の指定する建築に関する科目を 40 単位以上修得して卒業した者には、実務経験を経ることなく二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格が与えられます。

3) 測量士（測量法）

建築社会基盤系学科土木工学コースの卒業生で、在学中に測量に関する科目を修得し、卒業後 1 年以上の測量に関する実務経験を経た者は、願い出により測量士の資格が取得できます。

4) 電気主任技術者（電気事業法）

情報電子工学系学科の電気電子工学コース、情報通信システム工学コース及び夜間主コースの卒業生で、在学中に所定の授業科目を履修して単位を修得し、卒業後に電気事業法第 54 条に定められた実務経験がある場合には、第 1 種、第 2 種又は第 3 種の電気主任技術者免許が取得できます。

5) 無線従事者（無線従事者規則）

情報電子工学系学科の電気電子工学コース、情報通信システム工学コース及び夜間主コースの卒業生が、在学中に所定の授業科目を履修して単位を修得した場合には、卒業した日から 3 年以内に実施される第一級陸上無線技術士の国家試験を受ける場合に、申請によって「無線工学の基礎」の試験が免除されます。

また、情報電子工学系学科の電気電子工学コース及び情報通信システム工学コースの卒業生が、在学中に所定の授業科目を履修して単位を修得した場合には、第一級陸上特殊無線技士及び第二級海上特殊無線技士の資格が取得できます。

6) 電気通信主任技術者（電気通信主任技術者規則）

情報電子工学系学科の電気電子工学コース、情報通信システム工学コース及び夜間主コースの卒業生が、在学中に所定の授業科目を履修して単位を修得した場合には、電気通信主任技術者試験のうち、「電気通信システム」の試験科目の試験が免除されます。

※ このほかにも本学を卒業することによって各種の資格取得にあたり、試験科目の受験が免除されるなどの制度があります。

5 ロボット工学教育プログラム

(1) ロボット工学

我が国の次の基幹産業としてロボット産業が有望視されています。これまでも産業用ロボットが製造業を中心に自動生産ラインなどで活躍してきました。今後は家庭内やオフィス、病院、サービス産業などで活躍するロボットの発展が見込まれています。

ロボット技術を学ぶロボット工学は、機械工学、電気電子工学、情報工学などの幅広い技術分野にまたがる分野横断的な学問です。今、ロボット工学を体系的に身に付けた技術者の育成が求められています。

(2) ロボット工学教育プログラム

ロボット工学は、分野横断的な学習を必要とするため、このプログラムでは複数の学科・コースに既に開講されているロボット技術関連科目を履修します。したがって、他学科等授業科目の履修が必要です。履修要件や修了に必要な単位数が異なる2つのプログラム（基礎プログラム、発展プログラム）があり、それぞれ指定された授業科目及び単位数を修得することにより修了証明書が授与されます。

(3) ロボット工学教育プログラム修了証明書

必修科目及び選択科目を修得し、合計12単位以上を修得した学生に、《室蘭工業大学ロボット工学教育プログラム（基礎）修了証明書》を授与します。さらに指定された授業科目を履修し、基礎プログラムの修了要件に加えて合計24単位以上を修得した学生に、《室蘭工業大学ロボット工学教育プログラム（発展）修了証明書》を授与します。

(4) ロボット工学教育プログラム履修方法・履修上の注意

所属する学科・コースで開講されている授業科目の履修を優先してください。

履修しようとする全ての授業科目についてパソコン（情報メディア教育センター演習室等）を用いて履修登録をしてください。ただし、他学科等授業科目を履修する場合は、「他学科等科目申告票」を各自の所属する学科のクラス担任の承認を得て、当該授業担当教員に提出し、「他学科及び他コース（学科別科目）科目申告票」を教務グループに提出してください。詳細については、説明会を行いますので掲示に注意してください。

※※※ 推奨科目…高度に学ぶ際に推奨する授業科目。
※※「ロボットコンテスト出場」は受業科目ではない。詳細は説明会で確認してください。

6 教育課程表

(1) 主専門教育課程

建築社会基盤系学科

建築学コース

区分	授業科目名	単位数				毎週授業時間数								備考	
		必修		選択		1年次		2年次		3年次		4年次			
		講義	演習	講義	演習	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
必修科目 学部共通科目	線形代数	2				2								21単位修得	
	解析A	3				3									
	解析B	3					3								
	解析C	2						2							
	基礎物理A	2				2									
	基礎物理B	2					2								
	物理学実験		1					2							
	図学 I		1			2									
	図学 II		1				2								
	情報メディア基礎	1	1			3									
選択科目	技術者倫理	2								2					
	基礎化学			2		2									
	化学実験				1			2							
	短期インターンシップ				2										
必修科目 学科共通科目	長期インターンシップ				3									25単位修得	
	土木工学概論	2				2									
	建築学概論	2				2									
	プロジェクト評価	2				2									
	発想演習		1				2								
	材料の力学	2					2								
	流れの力学	2					2								
	土の力学	2					2								
	空間の環境	2					2								
	建築社会基盤系ゼミナール		2							4					
選択科目	卒業研究		8									10	14		
	減災情報論			2								2			
	自然環境の保護保全			2								2			
	空間の哲学			2								2			
	地域再生論			2								2			
必修科目	工業経済論			2								2		34単位修得	
	建築構造力学 I	2	1					4							
	建築構造力学 II	2	1						4						
	建築鋼構造	2							2						
	建築鉄筋コンクリート構造	2								2					
	基礎構造	2									2				
	建築材料 I	2						2							
	建築施工	2									2				
	建築構法計画	2						2							
	建築環境工学 A	2						2							

コース科目	建築設備	2						2			
	建築設計 I		2				6				
	建築設計 II		2					6			
	建築設計 III		2						6		
	建築計画 I	2						2			
	都市計画 I	2						2			
	建築法規	2							2		
選択科目A	建築構造解析 I			2				2			
	建築構造解析 II			2					2		
	建築鋼構造演習				1				2		
	建築鉄筋コンクリート構造演習				1				2		
	基礎構造演習				1					2	
	建築構造設計演習				2					4	
選択科目B	建築材料 II			2				2			
	建築材料実験				1				3		
	寒地建築構法			2				2			
	建築環境工学 B			2				2			
	都市環境計画			2					2		
選択科目C	建築設計 IV				2					6	
	建築設計 V				2					6	
	建築設計論			2					2		
	建築計画 II			2					2		
	建築史			2					2		
	都市計画 II			2					2		
	建築測量学実習				1					3	

備考 卒業要件単位数

1. 本表の授業科目のうち、学部共通科目、学科共通科目及びコース科目の必修科目80単位、選択科目（選択科目A：3単位以上、選択科目B：3単位以上、選択科目C：4単位以上を含む。）12単位以上、合計92単位以上修得すること。
2. 副専門教育課程の授業科目（以下副専門科目という。）34単位以上、主専門教育課程の授業科目（以下主専門科目という。）92単位以上、合計126単位以上修得すること。

建築社会基盤系学科

土木工学コース

区分	授業科目名	単位数				毎週授業時間数						備考	
		必修		選択		1年次		2年次		3年次			
		講義	演習	講義	演習	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
学部共通科目	線形代数	2				2						21単位修得	
	解析A	3				3							
	解析B	3					3						
	解析C	2						2					
	基礎物理A	2				2							
	基礎物理B	2					2						
	物理学実験		1					2					
	図学 I		1			2							
	図学 II		1				2						
	情報メディア基礎	1	1			3							
選択科目	技術者倫理	2							2				
	基礎化学			2		2							
	化学実験				1			2					
	短期インターンシップ				2								
学科共通科目	長期インターンシップ				3							25単位修得	
	土木工学概論	2				2							
	建築学概論	2				2							
	プロジェクト評価	2				2							
	発想演習		1				2						
	材料の力学	2					2						
	流れの力学	2					2						
	土の力学	2					2						
	空間の環境	2					2						
	建築社会基盤系ゼミナール		2							4			
選択科目	卒業研究		8								10	14	
	減災情報論			2							2		
	自然環境の保護保全			2							2		
	空間の哲学			2							2		
	地域再生論			2							2		
必修科目	工業経済論			2							2		37単位修得
	測量学	2						2					
	測量学実習		1					3					
	情報処理演習		1						2				
	土木構造力学 I	1	1					3					
	土木構造力学 II	1	1						3				
	土木構造力学 III	1	1							3			
	水理学 I	1	1						3				
	水理学 II	1	1							3			
	土質力学 I	1	1						3				
	土質力学 II	1	1							3			
	土木コンクリート工学	1	1							3			

コース科目	土木コンクリート構造学 I	1	1					3			
	土木鋼構造学 I	1	1					3			
	土木実験		1					3			
	火山防災工学	2							2		
	応用振動工学	2							2		
	計画数理	2					2				
	交通システム計画	2						2			
	海岸・海洋工学	2						2			
	土木構造設計演習		2						4		
選択科目A	土木構造解析学			2					2		
	土木コンクリート構造学 II			2					2		
	土木鋼構造学 II			2					2		
	土木施工			2						2	
選択科目B	都市・地域計画			2					2		
	交通工学			2						2	
	建設マネジメント			2						2	
	環境管理工学			2			2				
	衛生工学			2				2			
	水文・水資源学			2				2			
	流域環境工学			2					2		
	港工学			2						2	
	地盤防災工学			2					2		

備考 卒業要件単位数

1. 本表の授業科目のうち、学部共通科目、学科共通科目及びコース科目の必修科目83単位、選択科目（選択科目A：2単位以上、選択科目B：6単位以上を含む。）9単位以上、合計92単位以上修得すること。
2. 副専門科目34単位以上、主専門科目92単位以上、合計126単位以上修得すること。

機械航空創造系学科

機械システム工学コース

区分	授業科目名	単位数				毎週授業時間数						備考	
		必修		選択		1年次		2年次		3年次			
		講義	演習	講義	演習	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	
学部共通科目 必修科目	線形代数	2				2							22単位修得
	解析A	3				3							
	解析B	3					3						
	解析C	2						2					
	基礎物理A	2				2							
	基礎物理B	2					2						
	物理学実験		1					2					
	基礎化学	2				2							
	図学 I		1			2							
	情報メディア基礎	1	1			3							
選択科目	技術者倫理	2							2				1科目修得可能
	図学 II				1		2						
	短期インターンシップ				2								
学科共通科目 必修科目	長期インターンシップ				3								11単位修得
	フレッシュマンセミナー		1			2							
	熱力学 I	2					2						
	熱力学演習		1				2						
	車のサイエンス	1					1						
	ロボティクスの基礎	1					1						
	航空宇宙機の基礎	2					2						
	実用材料学	1					1						
	材料特性の基礎	1					1						
	コミュニケーション技法		1						2				
実践科目群	機械製図 I		1						2				17単位修得
	機械製図 II		1						2				
	機械工作法実習 I		1					2					
	機械工作法実習 II		1					2					
	機械システム工学セミナー		1							2			
	機械システム工学実験		2							4			
	卒業研究 I		4								12		
	卒業研究 II		6								18		
基礎科目群 コース科目	熱力学 II	2						2					24単位修得
	流体力学	2						2					
	流体工学	2							2				
	材料力学	2						2					
	構造力学基礎	2							2				
	機械力学	2						2					
	機械振動学	2							2				
	制御工学	2							2				
	機械加工学	2								2			
	電気電子工学	2							2				
	機械システム設計学	2								2			
	確率・統計	1							1				
	知的所有権	1									1		

演習科目群	流体力学演習	1				2					4単位修得
	材料力学演習	1				2					
	機械力学演習	1				2					
	制御工学演習	1					2				
展開科目群	機械科学セミナー	1						2			機械科学トラック 5単位修得
	機械科学演習	2						4			
	機械科学設計法	2						4			
	ロボティクスセミナー	1						2			ロボティクストラック 5単位修得
	ロボティクス演習	2						4			
	ロボティクス設計法	2						4			
応用科目群	熱機関		2					2			
	伝熱工学		2					2			
	ターボ機械		2						2		
	機構学		2			2					
	機械材料学		2					2			
	機械製作法		2						2		
	計測情報工学		2					2			
	ロボット工学		2					2			

備考 卒業要件単位数

1. 本表の授業科目のうち、学部共通科目、学科共通科目及びコース科目の必修科目83単位、選択科目12単位以上、合計95単位以上修得すること。
2. 展開科目群の授業科目は、機械システム工学コースにおいて定める教育トラック別（機械科学トラック、ロボティクストラック）に履修すること。
3. 副専門科目34単位以上、主専門科目95単位以上、合計129単位以上修得すること。

機械航空創造系学科

航空宇宙システム工学コース

区分	授業科目名	単位数				毎週授業時間数						備考	
		必修		選択		1年次		2年次		3年次			
		講義	演習	講義	演習	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	
学部共通科目	線形代数	2				2							22単位修得
	解析A	3				3							
	解析B	3					3						
	解析C	2						2					
	基礎物理A	2				2							
	基礎物理B	2					2						
	物理学実験		1					2					
	基礎化学	2				2							
	図学 I		1			2							
	情報メディア基礎	1	1			3							
選択科目	技術者倫理	2							2				1科目修得可能
	図学 II				1		2						
	短期インターンシップ				2								
学科共通科目	長期インターンシップ				3								11単位修得
	フレッシュマンセミナー		1			2							
	熱力学 I	2					2						
	熱力学演習		1				2						
	車のサイエンス	1					1						
	ロボティクスの基礎	1					1						
	航空宇宙機の基礎	2					2						
	実用材料学	1					1						
	材料特性の基礎	1					1						
コース科目	コミュニケーション技法		1							2			22単位修得
	機械力学	2						2					
	電気電子工学	2							2				
	応用解析学 I	2						2					
	応用解析学 II	2							2				
	知的所有権			1							1		
	数值流体力学			2							2		
	ロケット工学			2							2		
	ジェットエンジン			2						2			
	航空流体力学	2						2					
	空気力学	2							2				
	航空宇宙熱力学	2						2					
	燃焼工学			2					2				
	材料力学 I	2						2					
	材料力学 II	2							2				
	航空宇宙構造工学 I			2						2			
	航空宇宙構造工学 II			2							2		
	飛行力学 I	2							2				
	飛行力学 II			2						2			

	宇宙航行工学		2				2			
	航空宇宙制御工学Ⅰ	2					2			
	航空宇宙制御工学Ⅱ		2					2		
実 践 科 目	機械製図Ⅰ		1				2			
	機械工作法実習Ⅰ		1				2			
	航空宇宙工学製図		2					4		
	航空宇宙工学実験		2					4		
	航空宇宙工学セミナーⅠ	2					2			
	航空宇宙工学セミナーⅡ	2						2		
講 義 別	航空宇宙工学特別講義			1					1	
完 成 科 目	航空宇宙機設計法Ⅰ	2						2		
	航空宇宙機設計法Ⅱ	2							2	
	卒業研究Ⅰ		4						12	
	卒業研究Ⅱ		6							18

備考 卒業要件単位数

1. 本表の授業科目のうち、学部共通科目、学科共通科目及びコース科目の必修科目79単位、選択科目16単位以上、合計95単位以上修得すること。
2. 他コース（機械システム工学コース、材料工学コース）のコース科目を修得した場合は、10単位以内に限り選択科目の単位数に含めることができる。
3. 副専門科目34単位以上、主専門科目95単位以上、合計129単位以上修得すること。

機械航空創造系学科

材料工学コース

区分	授業科目名	単位数				毎週授業時間数						備考	
		必修		選択		1年次		2年次		3年次			
		講義	演習	講義	演習	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	
学部共通科目 必修科目	線形代数	2				2							23単位修得
	解析A	3				3							
	解析B	3					3						
	解析C	2						2					
	基礎物理A	2				2							
	基礎物理B	2					2						
	物理学実験		1					2					
	基礎化学	2				2							
	化学実験		1					2					
	図学 I		1			2							
選択科目	情報メディア基礎	1	1			3							1科目修得可能
	技術者倫理	2								2			
	図学 II				1		2						
学科共通科目 必修科目	短期インターンシップ				2								11単位修得
	長期インターンシップ				3								
	フレッシュマンセミナー		1			2							
	熱力学 I	2					2						
	熱力学演習		1				2						
	車のサイエンス	1					1						
	ロボティクスの基礎	1					1						
	航空宇宙機の基礎	2					2						
	実用材料学	1					1						
必修科目	材料特性の基礎	1					1						54単位修得
	コミュニケーション技法		1					2					
	力学演習		1					2					
	物理化学A	2						2					
	物理化学B	2							2				
	固体物性基礎論	2								2			
	結晶構造学	2						2					
	固体化学	2							2				
	材料科学A	2						2					
	材料科学A演習		1						2				
	材料科学B	2								2			
	材料加工プロセス学	2							2				
	材料加工プロセス学演習		1							2			
	材料精製学	2								2			
	複合材料学	2									2		
	弾塑性力学	2							2				
	弾塑性力学演習		1							2			
	材料強度学	2								2			
	金属材料学A	2								2			

コース科目	材料システム学	2							2		
	設計製図基礎	2					2				
	材料工学実験A		2				4				
	材料工学実験B		2					4			
	材料工学実験C		2						4		
	科学英語	2							2		
	マテリアルセミナーⅠ		1						2		
	マテリアルセミナーⅡ		3							3	3
	卒業研究		8							8	16
選択科目	材料電気化学			2				2			
	信頼性工学			1					1		
	金属材料学B			1					1		
	セラミックス材料学			2					2		
	表界面科学			2					2		
	耐環境材料学			2					2		
	材料生産技術			2						2	
	工場見学				1						

備考 卒業要件単位数

1. 本表の授業科目のうち、学部共通科目、学科共通科目及びコース科目の必修科目88単位、選択科目7単位以上、合計95単位以上を修得すること。
2. 副専門科目34単位以上、主専門科目95単位以上、合計129単位以上修得すること。

機械航空創造系学科(夜間主コース)

区分	授業科目名	単位数				毎週授業時間数						備考	
		必修		選択		1年次		2年次		3年次			
		講義	演習	講義	演習	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	
学部共通科目	線形代数	2				2							17単位修得
	解析A	3				3							
	解析B	3					3						
	解析C	2						2					
	基礎物理A	2				2							
	基礎物理B	2					2						
	物理学実験		1					2					
	情報メディア基礎	1	1			3							
	基礎化学			2		2							
	図学				1	2							
選択科目	短期インターンシップ				2								1科目以内 取得可能
	長期インターンシップ					3							
学科科目	機械製図		1.5					3					23単位修得
	工作法実習		1.5							3			
	機械航空創造系実験		1.5								3		
	機械航空創造系セミナーA	2								2			
	機械航空創造系セミナーB	2								2			
	卒業研究 I		4									12	
	卒業研究 II		6									18	
	熱力学	2				2							
	材料力学	2						2					
	機械航空創造系演習		0.5						1				
選択科目	流体力学			2				2					
	機械力学			2				2					
	制御工学			2						2			
	機械航空創造系概論			1					1				
	機構学			2			2						
	伝熱工学			2					2				
	機械材料力学			2							2		
	機械加工工学			2						2			
	計測工学			2				2					
	機械システム設計学			2						2			
	流体機械			2								2	
	空気力学			2				2					
	推進工学			2						2			
	航空宇宙構造力学			2				2					
	材料科学A			2					2				
	材料プロセス学			2							2		
	材料強度学			2						2			
	線形システム論			2						2			
	計算機システム			2						2			

確率・統計			2					2		
電気回路			2			2				
システム制御工学			2					2		
数値計算法			2						2	
工業経済論			2							2

備考 卒業要件単位数

1. 本表の授業科目のうち、学部共通科目及び学科科目から必修科目40単位、選択科目50単位以上、合計90単位以上修得すること。
2. 昼間コース（全学科）の学科共通科目及びコース科目、他学科（夜間主コース）の学科科目を修得した場合は、30単位以内に限り選択科目の単位数に含めることができる。ただし、夜間主コース副専門教育課程の規定により修得した昼間コース科目の単位と合わせて、30単位を超えることはできない。
3. 副専門科目34単位以上、主専門科目90単位以上、合計124単位以上修得すること。

応用理化学系学科

応用化学コース

区分	授業科目名	単位数				毎週授業時間数						備考	
		必修		選択		1年次		2年次		3年次			
		講義	演習	講義	演習	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	
学部共通科目 必修科目	基礎物理A	2				2							22単位修得
	基礎物理B	2					2						
	物理学実験		1				2						
	線形代数	2				2							
	解析A	3				3							
	解析B	3					3						
	解析C	2						2					
	基礎化学	2				2							
	化学実験		1				2						
	情報メディア基礎	1	1			3							
選択科目	技術者倫理	2								2			1科目のみ単位として認める
	図学 I				1	2							
	短期インターンシップ				2								
学科共通科目 必修科目	長期インターンシップ				3								
	フレッシュマンセミナー		1			2							23単位修得
	物質科学	2				2							
	熱力学	2					2						
	有機化学A	2				2							
	物理化学A	2					2						
	生命科学	2					2						
	化学工学基礎	2					2						
	ゼミナール		2								2	2	
必修科目	卒業研究		8								8	16	
	物理化学B	2							2				21.5単位修得
	移動論	2							2				
	情報処理		1						2				
	有機化学B	2							2				
	生化学A	2							2				
	分析化学実験		1.5							3			
	物理化学実験		1.5							3			
	有機化学実験		1.5							3			
	化学工学実験A		1.5							3			
	化学工学実験B		1.5								3		
	安全管理工学	1								1			
	知的財産所有権論	1								1			
	応用化学情報演習		1						2				
	応用化学英語演習		1						2				
	応用化学プレゼンテーション技法		1								2		
	化学システム工学			2					2				
	反応速度論			2					2				
	無機化学			2					2				

選 択 科 目 A	電気化学		2					2			10単位以上修得
	分析化学		2			2					
	反応工学		2					2			
	拡散単位操作		2					2			
	機械的単位操作		2				2				
コ ー ス 科 目	遺伝子工学		2					2			
	微生物科学		2					2			
	生化学B		2				2				
	微生物工学		2					2			
	環境生物工学		2					2			
	有機化学C		2				2				
	生物有機化学		2				2				
	水圏生物科学		2					2			
	生物システム科学		2					2			
	量子化学		2					2			
選 択 科 目 B	分子分光学		2					2			
	環境化学		2					2			
	計測工学		2			2					
	プロセス設計		2					2			
	設計論		2					2			
	有機合成化学		2					2			
	有機構造解析学		2					2			
	生物工学実験			1.5					3		
	応用化学工場見学			1							
選 択 科 目 C	応用力学		2					2			4単位まで 選択可能
	生体機能材料科学		2					2			
	半導体物理学		1					1			
	誘電体物理学		1					1			
	光デバイス		1					1			
	レーザー工学		1					1			
	超伝導		1					1			
	磁性		1					1			

備考 卒業要件単位数

1. 本表の授業科目のうち、学部共通科目、学科共通科目及びコース科目の必修科目66.5単位、選択科目25.5単位以上、合計92単位以上修得すること。
2. 他学科（昼間コース）の学科共通科目及びコース科目を修得した場合は、4単位以内に限りコース科目の選択科目の単位数に含めることができる。
3. 副専門科目34単位以上、主専門科目92単位以上、合計126単位以上修得すること。

応用理化学系学科

バイオシステムコース

区分	授業科目名	単位数				毎週授業時間数						備考	
		必修		選択		1年次		2年次		3年次			
		講義	演習	講義	演習	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	
学部共通科目 必修科目	基礎物理A	2				2							22単位修得
	基礎物理B	2					2						
	物理学実験		1				2						
	線形代数	2				2							
	解析A	3				3							
	解析B	3					3						
	解析C	2						2					
	基礎化学	2				2							
	化学実験		1				2						
	情報メディア基礎	1	1			3							
選択科目	技術者倫理	2								2			1科目のみ単位として認める
	図学 I				1	2							
	短期インターンシップ				2								
学科共通科目 必修科目	長期インターンシップ				3								23単位修得
	フレッシュマンセミナー		1			2							
	物質科学	2				2							
	熱力学	2					2						
	有機化学A	2				2							
	物理化学A	2					2						
	生命科学	2					2						
	化学工学基礎	2					2						
	ゼミナール		2								2	2	
	卒業研究		8								8	16	
必修科目	物理化学B	2							2				21.5単位修得
	移動論	2							2				
	情報処理		1						2				
	有機化学B	2							2				
	生化学A	2							2				
	分析化学実験		1.5							3			
	物理化学実験		1.5							3			
	有機化学実験		1.5							3			
	生物工学実験		1.5								3		
	化学工学実験A		1.5								3		
	安全管理工学	1									1		
	知的財産所有権論	1									1		
	バイオシステム情報演習		1						2				
	バイオシステム英語演習		1						2				
	バイオシステムプレゼンテーション技法		1								2		
	遺伝子工学			2							2		
	微生物科学			2							2		
	生化学B			2							2		

選 択 科 目 A	微生物工学		2					2			12単位以上修得
	環境生物工学		2					2			
	有機化学C		2				2				
	生物有機化学		2				2				
	水圏生物科学		2					2			
	生物システム科学		2					2			
コ ー ス 科 目	化学システム工学		2			2					
	反応速度論		2			2					
	無機化学		2				2				
	電気化学		2					2			
	分析化学		2			2					
	反応工学		2					2			
選 択 科 目 B	拡散単位操作		2					2			
	機械的単位操作		2				2				
	量子化学		2					2			
	分子分光学		2					2			
	環境化学		2					2			
	計測工学		2			2					
選 択 科 目 C	プロセス設計		2					2			4単位まで選択可能
	設計論		2					2			
	有機合成化学		2					2			
	有機構造解析学		2					2			
	化学工学実験B			1.5					3		
	バイオシステム工場見学			1							
	応用力学		2					2			
	生体機能材料科学		2					2			
	半導体物理学		1					1			
	誘電体物理学		1					1			
	光デバイス		1					1			
	レーザー工学		1					1			
	超伝導		1					1			
	磁性		1					1			

備考 卒業要件単位数

1. 本表の授業科目のうち、学部共通科目、学科共通科目及びコース科目の必修科目66.5単位、選択科目25.5単位以上、合計92単位以上修得すること。
2. 他学科（昼間コース）の学科共通科目及びコース科目を修得した場合は、4単位以内に限りコース科目の選択科目の単位数に含めることができる。
3. 副専門科目34単位以上、主専門科目92単位以上、合計126単位以上修得すること。

応用理化学系学科

応用物理コース

区分	授業科目名	単位数				毎週授業時間数						備考	
		必修		選択		1年次		2年次		3年次			
		講義	演習	講義	演習	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	
学部共通科目 必修科目	基礎物理A	2				2							22単位修得
	基礎物理B	2					2						
	物理学実験		1				2						
	線形代数	2				2							
	解析A	3				3							
	解析B	3					3						
	解析C	2						2					
	基礎化学	2				2							
	化学実験		1				2						
	情報メディア基礎	1	1			3							
選択科目	技術者倫理	2								2			1科目のみ単位として認める
	図学 I				1	2							
	短期インターンシップ				2								
学科共通科目 必修科目	長期インターンシップ				3								
	フレッシュマンセミナー		1			2							23単位修得
	物質科学	2				2							
	熱力学	2					2						
	有機化学A	2				2							
	物理化学A	2					2						
	生命科学	2					2						
	化学工学基礎	2					2						
	ゼミナール		2								2	2	
コース科目	卒業研究		8								8	16	
	固体物理A	2						2					34単位修得
	固体物理B	2							2				
	電磁気学A	2					2						
	電磁気学演習		1				2						
	電磁気学B	2						2					
	振動・波動論	2					2						
	量子論	2						2					
	固体の力学	2					2						
	物理数学	2						2					
	物理数学演習		1					2					
	生物物理	2							2				
	量子力学	2							2				
	統計熱力学	2							2				
	応用光学	2							2				
	科学英語		1							2			
	応用プレゼンテーション技法		1				2						
	応用物理学実験A		2					4					
	応用物理学実験B		2						4				

	応用物理学実験C	2						4		
選 択 科 目	応用力学		2					2		
	生体機能材料科学		2					2		
	半導体物理学		1					1		
	誘電体物理学		1					1		
	光デバイス		1					1		
	レーザー工学		1					1		
	超伝導		1					1		
	磁性		1					1		
	応用物理工場見学			1						
	量子化学		2					2		
	分子分光学		2					2		
	環境化学		2					2		
	無機化学		2				2			
	計測工学		2			2				
	プロセス設計		2					2		
	設計論		2					2		
	有機合成化学		2					2		
	有機構造解析学		2					2		

6単位まで
選択可能**備考 卒業要件単位数**

1. 本表の授業科目のうち、学部共通科目、学科共通科目及びコース科目の必修科目79単位、選択科目13単位以上、合計92単位以上修得すること。
2. 他学科（昼間コース）の学科共通科目及びコース科目を修得した場合は、3単位以内に限りコース科目の選択科目の単位数に含めることができる。
3. 副専門科目34単位以上、主専門科目92単位以上、合計126単位以上修得すること。

情報電子工学系学科

電気電子工学コース

区分	授業科目名	単位数				毎週授業時間数						備考	
		必修		選択		1年次		2年次		3年次			
		講義	演習	講義	演習	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	
学部共通科目	線形代数	2				2							16単位修得
	解析A	3				3							
	解析B	3					3						
	解析C	2						2					
	基礎物理A	2				2							
	基礎物理B	2					2						
	技術者倫理	2								2			
選択科目	基礎化学			2		2							1科目以内修得可能
	情報メディア基礎			1	1	3							
	短期インターンシップ				2								
	長期インターンシップ				3								
学科共通科目	フレッシュマンセミナー		1			2							17単位修得
	情報リテラシー演習		1			2							
	プログラミング演習	2	1				4						
	基礎電磁気学	2					2						
	基礎電気回路	2					2						
	卒業研究		8								6	18	
コース科目	電磁気学 I	2	1					4					44単位修得
	電気回路 I	2	1					4					
	プログラミング応用演習	1	1					3					
	計算機工学 I	2						2					
	電磁気学 II	2	1					4					
	電気回路 II	2	1					4					
	計算機工学 II	2						2					
	電子回路 I	2						2					
	計測工学	2						2					
	電子物性	2						2					
	工学演習 I		1						2				
	電磁気学 III	2								2			
	電気回路 III	2								2			
	電子回路 II	2								2			
	半導体工学	2								2			
	制御工学	2								2			
	電磁エネルギー変換工学	2								2			
	電気電子工学実験 A		3							6			
	電気電子工学実験 B		3								6		
	工学演習 II		1									2	
	信号処理			2						2			
	通信工学			2						2			
	高電圧工学			2							2		
	送配電工学			2							2		

選 択 科 目	電力発生工学		2					2		
	パワーエレクトロニクス		2					2		
	電気機器学		2					2		
	システム制御工学		2					2		
	電気電子材料		2					2		
	光エレクトロニクス		2					2		
	原子力工学		1						1	
	電気関係法規・電気施設管理		1						1	
	電気機器設計製図		1	1					3	

備考 卒業要件単位数

1. 本表の授業科目のうち、学部共通科目、学科共通科目及びコース科目の必修科目77単位、選択科目15単位以上、合計92単位以上修得すること。
2. 副専門科目34単位以上、主専門科目92単位以上、合計126単位以上修得すること。

情報電子工学系学科

情報通信システム工学コース

区分	授業科目名	単位数				毎週授業時間数						備考	
		必修		選択		1年次		2年次		3年次			
		講義	演習	講義	演習	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	
学部共通科目	線形代数	2				2							16単位修得
	解析A	3				3							
	解析B	3					3						
	解析C	2						2					
	基礎物理A	2				2							
	基礎物理B	2					2						
	技術者倫理	2								2			
選択科目	基礎化学			2		2							1科目以内修得可能
	情報メディア基礎			1	1	3							
	短期インターンシップ				2								
	長期インターンシップ				3								
学科共通科目	フレッシュマンセミナー		1			2							17単位修得
	情報リテラシー演習		1			2							
	プログラミング演習	2	1				4						
	基礎電磁気学	2					2						
	基礎電気回路	2					2						
	卒業研究		8								6	18	
コース科目	電磁気学 I	2	1					4					44単位修得
	電気回路 I	2	1					4					
	プログラミング応用演習	1	1					3					
	計算機工学 I	2						2					
	電磁気学 II	2	1					4					
	電気回路 II	2	1					4					
	計算機工学 II	2						2					
	電子回路 I	2						2					
	計測工学	2						2					
	電子物性	2						2					
	工学演習 I		1					2					
	電磁気学 III	2								2			
	電気回路 III	2								2			
	電子回路 II	2								2			
	信号処理	2								2			
	通信工学	2								2			
	半導体工学	2								2			
	電気電子工学実験A		3							6			
	電気電子工学実験B		3								6		
	工学演習 II		1									2	
	制御工学			2						2			
	電磁エネルギー変換工学			2						2			
	無線伝送工学			2							2		
	伝送回路工学			2							2		

選 択 科 目	情報符号理論		2					2		
	通信網工学		2					2		
	応用計測工学		2					2		
	システム制御工学		2					2		
	電気電子材料		2					2		
	光エレクトロニクス		2					2		
	電気通信関係法規		1						1	

備考 卒業要件単位数

1. 本表の授業科目のうち、学部共通科目、学科共通科目及びコース科目の必修科目77単位、選択科目15単位以上、合計92単位以上修得すること。
2. 副専門科目34単位以上、主専門科目92単位以上、合計126単位以上修得すること。

情報電子工学系学科

情報システム学コース

区分	授業科目名	単位数				毎週授業時間数						備考	
		必修		選択		1年次		2年次		3年次			
		講義	演習	講義	演習	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	
学部共通科目	線形代数	2				2							16単位修得
	解析A	3				3							
	解析B	3					3						
	解析C	2						2					
	基礎物理A	2				2							
	基礎物理B	2					2						
	技術者倫理	2								2			
選択科目	基礎化学			2		2							1科目以内修得可能
	情報メディア基礎			1	1	3							
	短期インターンシップ				2								
	長期インターンシップ				3								
学科共通科目	フレッシュマンセミナー		1			2							17単位修得
	情報リテラシー演習		1			2							
	プログラミング演習	2	1				4						
	基礎電磁気学	2					2						
	基礎電気回路	2					2						
	卒業研究		8								6	18	
A群	情報システム学演習		1					2					8単位修得
	情報工学PBL:システム開発演習		1						2				
	コンピュータ知能学実験		1.5							3			
	情報システム学実験		1.5								3		
	情報工学PBL:表現技術		1							2			
	技術英語		1									1	
	情報システム学ゼミナール		1									2	
B群	情報数学	2						2					18単位修得
	線形システム論	2						2					
	現代社会と情報工学	2						2					
	データ構造とアルゴリズム	2						2					
	計算機システム	2						2					
	オペレーティングシステム	2							2				
	ソフトウェア工学	2							2				
	情報ネットワーク	2							2				
	確率・統計	2							2				
C群	組込みシステム			2						2			2単位以上修得
	システム工学			2							2		
	システム制御理論			2							2		
コース科目	情報と職業			2					2				
	数値解析			2					2				
	言語処理系論			2					2				
	電子情報回路			2					2				
	デジタル信号処理			2					2				

	ファイルとデータベース		2				2			
	情報理論		2					2		
	オブジェクト指向言語		2					2		
	情報通信工学		2					2		
	視覚情報処理		2					2		
	情報計測工学		2					2		
D群	数論アルゴリズム		2						2	
	情報関連法規		1					1		
	認識と学習		2					2		
	人工知能		2					2		
	マルチメディア工学		2					2		
	応用数理工学		2				2			
	計算機代数システム		2					2		
	形の数理		2					2		
	オブジェクト指向言語応用演習			1				1		
	確率・統計応用演習			1				1		
	研究課題調査			1				1		
	視覚情報処理応用演習			1					1	
	認識と学習応用演習			1					1	
	人工知能応用演習			1					1	

備考 卒業要件単位数

1. 本表の授業科目のうち、学部共通科目、学科共通科目及びコース科目の必修科目59単位、選択科目33単位以上、合計92単位以上修得すること。
2. 副専門科目34単位以上、主専門科目92単位以上、合計126単位以上修得すること。

情報電子工学系学科

コンピュータ知能学コース

区分	授業科目名	単位数				毎週授業時間数						備考	
		必修		選択		1年次		2年次		3年次			
		講義	演習	講義	演習	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	
学部共通科目	線形代数	2				2							16単位修得
	解析A	3				3							
	解析B	3					3						
	解析C	2						2					
	基礎物理A	2				2							
	基礎物理B	2					2						
	技術者倫理	2								2			
選択科目	基礎化学			2		2							1科目以内修得可能
	情報メディア基礎			1	1	3							
	短期インターンシップ				2								
	長期インターンシップ				3								
学科共通科目	フレッシュマンセミナー		1			2							17単位修得
	情報リテラシー演習		1			2							
	プログラミング演習	2	1				4						
	基礎電磁気学	2					2						
	基礎電気回路	2					2						
	卒業研究		8								6	18	
A群	コンピュータ知能学演習		1					2					8単位修得
	情報工学PBL:システム開発演習		1						2				
	コンピュータ知能学実験		1.5							3			
	情報システム学実験		1.5								3		
	情報工学PBL:表現技術		1							2			
	技術英語		1								1		
	コンピュータ知能学ゼミナール		1								2		
B群	情報数学	2						2					18単位修得
	線形システム論	2						2					
	現代社会と情報工学	2						2					
	データ構造とアルゴリズム	2						2					
	計算機システム	2						2					
	オペレーティングシステム	2							2				
	ソフトウェア工学	2							2				
	情報ネットワーク	2							2				
	確率・統計	2							2				
C群	視覚情報処理			2						2			2単位以上修得
	認識と学習			2							2		
	人工知能			2							2		
コース科目	情報と職業			2					2				
	数値解析			2					2				
	言語処理系論			2					2				
	電子情報回路			2					2				
	デジタル信号処理			2					2				

	ファイルとデータベース		2			2			
	情報理論		2				2		
	オブジェクト指向言語		2				2		
	情報通信工学		2				2		
	組込みシステム		2				2		
	情報計測工学		2				2		
	数論アルゴリズム		2					2	
D群	情報関連法規		1					1	
	システム工学		2					2	
	システム制御理論		2					2	
	マルチメディア工学		2					2	
	応用数理工学		2			2			
	計算機代数システム		2				2		
	形の数理		2				2		
	オブジェクト指向言語応用演習			1			1		
	確率・統計応用演習			1			1		
	研究課題調査			1			1		
	視覚情報処理応用演習			1				1	
	認識と学習応用演習			1				1	
	人工知能応用演習			1				1	

備考 卒業要件単位数

1. 本表の授業科目のうち、学部共通科目、学科共通科目及びコース科目の必修科目59単位、選択科目33単位以上、合計92単位以上修得すること。
2. 副専門科目34単位以上、主専門科目92単位以上、合計126単位以上修得すること。

情報電子工学系学科(夜間主コース)

区分	授業科目名	単位数				毎週授業時間数						備考	
		必修		選択		1年次		2年次		3年次			
		講義	演習	講義	演習	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	
学部共通科目	線形代数	2				2							16単位修得
	解析A	3				3							
	解析B	3					3						
	解析C	2						2					
	基礎物理A	2				2							
	基礎物理B	2					2						
	情報メディア基礎	1	1			3							
選択科目	基礎化学			2		2							1科目以内修得可能
	短期インターンシップ				2								
	長期インターンシップ				3								
必修科目	電気数学 I	2				2							23単位修得
	電気数学 II	2					2						
	プログラミング	2					2						
	フレッシュマンセミナー		1			2							
	電磁気学 I	2						2					
	電気回路 I	2						2					
	情報工学演習A		2							2			
	情報工学演習B		2							2			
	卒業研究		8								8	16	
学科科目	情報数学			2				2					※ (偶数 ※ 年度 ※ 開講)
	データ構造とアルゴリズム			2				2					
	電磁気学 II			2					2				
	電気回路 II			2					2				
	電子回路 I			2					2				
	計測工学			2					2				
	デジタル信号処理			2					2		2		
	ソフトウェア工学			2						2	2		
	人工知能論			2						2	2		
	現代社会と情報工学			2					2				
	電磁波工学			2							2		
	電子回路 II			2							2		
	制御工学			2							2		
	線形システム論			2							2		
	計算機システム			2							2		
選択科目	電子物性論			2								2	※ (奇数 ※ 年度 ※ 開講)
	システム制御工学			2								2	
	確率・統計			2								2	
	システム工学			2					2		2		
	マルチメディア工学			2						2	2		
	コンピュータ言語			2						2	2		
	半導体工学			2								2	

通信工学		2						2	
数値計算法		2						2	
工学演習			2			2			
情報工学演習C			2				2		
情報工学演習D			2				2		
電気電子工学実験 I			1.5			3			
電気電子工学実験 II			1.5				3		
情報関連法規		1					1		
工業経済論		2						2	
情報と職業		2						2	

備考 卒業要件単位数

1. 本表の授業科目のうち、学部共通科目及び学科科目から必修科目39単位、選択科目から51単位以上、合計90単位以上修得すること。
2. 昼間コース（全学科）の学科共通科目及びコース科目を修得した場合は、30単位以内に限り選択科目の単位数に含めることができる。ただし、夜間主コース副専門教育課程の規定により修得した昼間コース科目の単位と合わせて、30単位を超えることはできない。
3. 他学科（夜間主コース）の学科科目を修得した場合は、6単位以内に限り選択科目の単位数に含めることができる。
4. 副専門科目34単位以上、主専門科目90単位以上、合計124単位以上修得すること。

※ いずれかの年次の授業を履修する(15週開講)

(2) 副専門教育課程

副専門科目

区分	授業科目名	単位数				毎週授業時間数								備考			
		必修		選択		1年次		2年次		3年次		4年次					
		講義	演習	講義	演習	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				
外国語科目	フレッシュマン英語演習		1			2								5単位必修	10単位修得		
	英語リーディング演習A		1				2										
	英語リーディング演習B		1					2									
	英語総合演習		1						2								
	英語コミュニケーション I		1						2	2					※1		
	英語コミュニケーション II				1							2					
	TOEIC英語演習 I		1				2								3単位必修		
	TOEIC英語演習 II		1					2									
	TOEIC英語演習 III		1							2							
	ドイツ語 I				1	2									同一言語について2単位選択必修		
	ドイツ語 II					1	2										
	ドイツ語 III					1			2								
	ロシア語 I					1	2										
	ロシア語 II					1		2									
	ロシア語 III					1			2								
共通科目	中国語 I					1	2							2単位1科目としてのみ修得が可能			
	中国語 II					1		2									
	中国語 III					1			2								
	異文化交流A				2		2										
	異文化交流B				2					2							
国際交流科目	国際関係論				2							2					
	海外語学研修					2											
	海外研修					1											
	スポーツ実習a					1	2										
	スポーツ実習b					1	2										
パーソナリティ科目	スポーツ実習c					1		2									
	スポーツ実習d					1		2									
	キャリア・デザイン				2						2						
	文学創作演習					1						2					
	社会体験実習					1											
文科系	日本の憲法				2		2							4単位修得			
	地域再生システム論				2		2										
	現代の社会A				1		2										
	経済のしくみA				1			2									
	哲学入門A				1				2								
	哲学入門B				1					2							
	現代論理学				2		2										
	経済のしくみB				1				2								

導入科目 共通科目 理科系	現代の社会B		1			2								
	日本の歴史		1			2								
	西洋の歴史		1			2								
	こころの科学		1			2	2							※2
	インター・サイエンスA		1		2	2								※2
	インター・サイエンスB		1		2	2								※2
	インター・サイエンスC		1		2	2								※2 他学科
	インター・サイエンスD		1		2	2								※2 から
	インター・サイエンスE		1		2	2								※2 2科目
	インター・サイエンスF		1		2	2								※2 2単位
	インター・サイエンスG		1		2	2								※2 修得
	インター・サイエンスH		1		2	2								※2
	線形空間入門		2			2								
	生物学入門		1			2	2							※2
	環境科学入門		1			2	2							※2 2単位
	現代工学の課題		1			2	2							※2 修得
	地球科学入門		1			2	2							※2
環境と社会コース コース別科目	経済事情		2				2							
	基層文化論		2				2							
	社会環境基礎論		2					2						
	社会環境アセスメント論		2					2						
	環境経済論		2						2					
	環境法制		2						2					
	社会環境論		2							2				
	ゼミナール「環境と社会」			2								2		
	環境生物学		2				2							
	生態保全論		2					2						
	自然再生論		2							2				
市民と公共コース	現代民主主義論		2				2							
	ヨーロッパ史		2				2							
	日本近現代史A		2				2							
	平和と憲法		2					2						
	地方自治論		2					2						
	基本的人権論		2						2					
	日本近現代史B		2							2				
	ゼミナール「市民と公共」			2								2		
	地球科学		2				2							
	地球環境化学		2						2					
	医の科学		2							2				

こころとからだコース	認知心理学		2			2					選択したコースから12単位選択必修	
	メンタルヘルス論		2			2						
	現代心理学		2				2					
	日本文学		2				2					
	人間と文学		2					2				
	外国文学		2						2			
	認知心理学の諸問題		2						2			
	セミナー「こころとからだ」A			2						2		
	からだの科学		2			2						
	運動の科学		2				2					
コース別科目	感性の科学		2					2			選択したコースから12単位選択必修	
	セミナー「こころとからだ」B			2						2		
	文化保存論		2			2						
	言語の哲学		2			2						
	認識の哲学		2				2					
	科学と倫理		2				2					
	青少年と文化			2					2			
	自己理解のサイエンス		2					2				
	ヨーロッパの文化		2						2			
	ゼミナー「思考と文化」			2						2		
思考と文化コース	宇宙の科学		2			2					選択したコースから12単位選択必修	
	生活環境科学		2				2					
	行動の科学		2					2				
	日本語 A-1				1	2(前期開講)						
	日本語 B-1				1							
	日本語 C-1				1							
	日本語 D-1				1							
	日本語 A-2				1	2(後期開講)						
	日本語 B-2				1							
	日本語 C-2				1							
	日本語 D-2				1							
1. 外国人留学生を対象として開講する授業科目である。 2. 外国語科目として履修することができる。 3. 6単位以内の単位を副専門科目の単位に充当することができる。ただし、外国語科目として履修した単位は除く。												

備考 卒業要件単位数

外国語科目10単位、導入科目8単位、選択したコースの科目から12単位、他に導入科目以外から3科目4単位以上、合計34単位以上を修得すること。

※1 前期または後期いずれかの授業を履修する(15週開講)

※2 前半8週または後半8週いずれかの授業を履修する(8週開講)

副専門科目(夜間主コース)

区分	授業科目名	単位数				毎週授業時間数								備考	
		必修		選択		1年次		2年次		3年次		4年次			
		講義	演習	講義	演習	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
外国語科目	フレッシュマン英語演習		1			2								6単位必修 ※ 同一言語 ※ について ※ 2単位 ※ 以上選択 ※ 必修	
	英語コミュニケーション演習		1			2									
	TOEIC英語演習A		1				2								
	英語リーディング演習		1				2								
	TOEIC英語演習B		1					2							
	英語総合演習		1					2							
	ドイツ語 I				1			2		2					
	ドイツ語 II					1			2		2				
	ロシア語 I					1		2		2					
	ロシア語 II						1		2		2				
選択科目	中国語 I					1			2		2			2単位以上修得 ※ (奇数) ※ 年度 ※ 開講) ※ ※ (偶数) ※ 年度 ※ 開講) ※	
	中国語 II						1			2		2			
	スポーツ実習b					1	2								
	スポーツ実習d					1		2							
	日本文学			2		2									
	宇宙の科学			2		2									
	ヨーロッパ史			2			2								
	日本近現代史A			2		2									
	日本近現代史B			2			2								
	科学と倫理			2			2								
	認知心理学			2				2							
	認知心理学の諸問題			2					2						
	現代論理学			2		2		2						※ (奇数) ※ 年度 ※ 開講) ※	
	経済事情			2			2		2						
	地球科学			2				2		2					
	ヨーロッパの文化			2					2		2				
	国際関係論			2						2		2			
	現代民主主義論			2		2		2							
	日本の憲法			2			2		2						
	環境生物学			2				2		2					
	社会環境基礎論			2					2		2				
	現代心理学			2						2		2			

備考 卒業要件単位数

- 副専門科目から、外国語科目 8 単位以上、選択科目 26 単位以上、合計 34 単位以上を修得すること。
- 昼間コース副専門科目の共通科目（本表と同一の外国語科目を除く）及びコース別科目的単位を修得した場合は、夜間主コース副専門科目の選択科目に含めることができる。ただし、夜間主コース主専門教育課程の規定により修得した昼間コース科目的単位と合わせて、30 単位を超えることはできない。

※ いずれかの年次の授業を履修する(15週開講)

(3) 教職課程

区分	授業科目名	単位数 講義 演習	毎週授業時間数								備考	
			1年次		2年次		3年次		4年次			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
教職に関する科目	教職原論	2			2						該当する教科教育法から2単位選択必修	
	教育学概論	2				2						
	教育心理学	2					2					
	学習・発達論	2						2				
	教育内容論	2					2					
	理科教育法 I	2					2					
	理科教育法 II	2						2				
	数学教育法 I	2					2					
	数学教育法 II	2						2				
	情報教育法 I	2					2					
	情報教育法 II	2						2				
	工業教育法 I	2					2					
	工業教育法 II	2						2				
	教育方法論	2						2				
	進路指導	2						2				
	教育相談	2							2			
教科に関する科目	教育実習	3							9		工業のみ必修	
	教職実践演習(高)	2								2		

7 修学相談と修学指導

(1) 修学相談

教育課程、履修方法など修学上の諸問題で不明なこと、相談したいことなどがあるときは、クラス主任、チューター、当該授業科目担当教員または教務グループに遠慮なく相談してください。

また、成績評価、卒業研究着手判定、卒業判定、学位論文審査の結果について疑問や不服がある場合は、評価担当教員等に申し出ることができます。

1) クラス主任及びコース長

それぞれの学科、コースには、学年ごとにクラス主任やコース長（以下「クラス主任など」という。）が決まっています（84 ページ参照）。クラス主任などは、新入生オリエンテーションや合宿セミナーなどを担当します。その他、チューター教員などと相談のうえ、留年した学生や取得単位数の少ない学生などの修学指導も個別に実施する場合があります。

2) チューター制度

各学年にはクラス主任などの教員がいますが、クラス主任などだけでは細かい配慮が行き届かないため、一学年 5～20 名程度のグループごとに 1 名の教員がチューターとして割り当てられます。この学生グループと教員が期日を決めて集まり個別に面談を行います。この面談では修学指導だけでなく、大学生活に関する幅広い相談を受け付けています。チューター制度は、教員と学生相互の意志の疎通を深めることにより、よりよい学生生活を実現させるための制度ですので、積極的に活用してください。

3) オフィスアワー

講義内容等に関する質問を、教員が受け付ける制度で、講義時間以外に設けられています。各教員は毎週 1 時間程度のオフィスアワーを設定していますので、積極的にこの制度を活用してください。なお、各教員のオフィスアワーの時間帯と対応場所については、各学科のホームページ、オフィスアワーのページやシラバスを参照してください。

※緊急な相談の場合は、クラス主任など、チューターに限らず、どの教員でも対応します。

(2) 修学指導

成績不良の者、長期欠席の者、休・退・復学等を願い出た者などに対しては、クラス主任などが面談して必要な助言・指導を行っています。定期的な修学指導はチューターが行います。

対象となる学生には掲示により連絡しますが、連絡に応じない場合は、改めて個別に郵便で連絡します。それでもなお連絡に応じない場合その他必要なときは、保護者に連絡し、保護者と直接面談することもあります。

その他、学生の学習・履修状況への理解と協力を深めてもらうため、毎年 6 月頃、2 年次以降の学生を対象に、承諾のあったすべての保護者へ成績表を送付しています。また、保護者が教員と直接修学相談を行うことを目的として、道内 5 会場で地区別懇談会が開催されています。

8 学部 3 年次修了者の本学大学院への入学資格の付与

大学に 3 年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本学の大学院で認めた者は、本学大学院工学研究科博士後期課程への進学に向けて本学大学院工学研究科博士前期課程への入学資格を付与します。

入学資格を付与されるためには、「学部 3 年次修了者の本学大学院入学資格基準（128 ページ参照）」を満たし、また、本学が実施する事前の入学資格審査で認定されることが必要です。

事前の入学資格審査で認定された者は、博士前期課程入学試験を受験し、それに合格すれば博士前期課程に入学することができます。（修得見込単位を含む者は、「学部 3 年次修了者の本学大学院入学資格基準」を満たす必要があります。）詳細はクラス主任、コース長、教務グルー

プに相談してください。

9 転学科・転コース

特殊な事情により、学科間及び昼間コースと夜間主コースの間での移籍を希望する場合、選考の上許可することができます。

転学科出願書の提出期限は毎年2月末日ですが、出願にあたっては、事前にクラス主任、学科長、教務グループ教務ユニットとよく相談してください。

10 海外派遣留学

本学では、アメリカの2大学、オーストラリアの1大学、韓国の5大学、中国の7大学、台湾の1大学、インドネシアの1大学、タイの3大学、ベトナムの1大学、オーストリアの1大学、ハンガリーの1大学、ドイツの4大学、ロシアの1大学、ウクライナの1大学、フィンランドの1大学およびポーランドの1大学と交流協定を締結し、交流を行っています。

オーストラリア、中国、台湾、韓国、インドネシア、タイ、ベトナム、オーストリア、ハンガリー、ドイツおよびフィンランドの大学との協定では、授業料などの相互不徴収が盛り込まれており、それぞれ2～3名までは派遣先大学での入学検定料、入学料および授業料の納入は免除されます。

派遣のための奨学金として、独立行政法人日本学生支援機構が行う留学生交流支援制度（短期派遣）と、本学の「開学50周年記念事業」による派遣学生に対する奨学金の制度があります。両制度については、次の説明を参照してください。募集は国際交流センターが行いますので、希望者は掲示に注意してください。留学先で修得した単位は、成績証明書を添えて単位認定願を提出することにより、認定されることがあります。

(1) 日本学生支援機構留学生交流支援制度（短期派遣）

① 目的

日本の大学が、諸外国の大学との学生交流に関する協定に基づいて、本学に在籍したまま3か月以上1年以内の期間、学生を派遣する場合に、その学生を支援することにより、グローバル社会において活躍できる人材を育成するとともに、我が国の高等教育機関の国際化・国際競争強化に資することを目的とする。

② 派遣形態

本学の学則上の派遣身分は留学となります。受入大学の身分は聴講生又は研究生です。

③ 奨学金等 月額10万円～6万円 派遣先地域によって奨学金月額に違いがあります。

(注：他の奨学金との併給は原則として認められません。)

募集時期 未定 (注：年度により募集がない場合があります。)

(2) 本学開学50周年記念事業起業家意識養成等のための学生の海外研修支援奨学金

① 目的

本学学生に対し、海外で異文化を体験的に理解し、実践的な語学を習得する機会を与えることにより起業家意識を高め、世界を舞台として活動できるエンジニア育成を図ることを目的としています。

② 派遣形態

本学の学則上の派遣身分は留学となります。

③ 奨学金等 月額5万円

支給期間 1年間以内

募集時期 每年4月留学の場合は7月、9月留学の場合は11月

11 担当教員名簿

連絡先（E-mail・電話番号）は、本学ホームページ（シラバス等）を参照するか、教務グループ窓口で問い合わせてください。

(※) 非常勤講師等：非常勤講師及び特任教員（氏名の前に○を表示）を含みます。

■建築社会基盤系学科

建築学コース		
教授	荒井 康幸	D323室
教授	大坂谷 吉行	Y503室
教授	土屋 勉	D321室
教授	濱 幸雄	D314室
教授	溝口 光男	D325室
講師	市村 恒士	Y703室
講師	真境 名達哉	Y605室
講師	山田 深	Y603室
助教	岸本 嘉彦	D316室
助教	武田 明純	Y705室
助教	永井 宏	D319室
土木工学コース		
教授	木村 克俊	D312室
教授	木幡 行宏	D303室
教授	中津川 誠	D310室
准教授	川村 志麻	D301室
准教授	後藤 芳彦	D222室
准教授	小室 雅人	D210室
准教授	菅田 紀之	D212室
准教授	吉田 英樹	D307室
講師	栗橋 祐介	D207室
助教	有村 幹治	D214室
非常勤講師等		
○ 鎌田 紀彦	浅野 基樹	
松村 匠		
堀尾 浩		
植田 曜		

■機械航空創造系学科

機械システム工学コース		
教授	相津 佳永	Y401室
教授	風間 俊治	B319室
教授	河合 秀樹	B219室
教授	世利 修美	B212室
教授	埜上 洋	B217室
教授	藤木 裕行	B304室
准教授	寺本 孝司	A204室
准教授	花島 直彦	B312室
准教授	湯浅 友典	B309室
講師	松本 大樹	B207室
講師	長船 康裕	B201室
助教	鈴木 淳	B204室
助教	成田 幸仁	B317室
助教	船水 英希	B203室
航空宇宙システム工学コース		
教授	齋藤 務	A207室
教授	東野 和幸	S207室
教授	樋口 健	A301室
教授	上羽 正純	B202室
准教授	溝端 一秀	S304室
准教授	境 昌宏	B307室
講師	廣田 光智	A205室
助教	湊亮二郎	B204室
助教	勝又暢久	
材料工学コース		
教授	幸野 豊	K606室
教授	齋藤 英之	K413室
教授	佐々木 真	Y601室
教授	平井 伸治	K204室
准教授	岸本 弘立	K212室
准教授	佐伯 功	K505室
准教授	澤口 直哉	Y607室
助教	河内邦夫	K507室
助教	葛谷 俊博	K202室
助教	田湯 善章	K615室
非常勤講師等		
○ 杉山 弘	○ 桃野 正	
○ 臺丸谷政志	津村 治	
○ 斎田 弘光	大塚 俊明	
○ 媚山 政良	越智達郎	
○ 齊當建一	岩本 隆志	
岸浪 純機	北原 総一郎	
高橋 洋志		
三井 良一		
畠中 和明	泉 耕二	
青山 裕	森田 真弥	
佐々木 和之	宮坂 明宏	
大浦 正美	杉山 隆利	
堀井 麻希子	福地 亜宝郎	

■応用理化学系学科

応用化学コース		
教授	上道芳夫	H406-2室
教授	太田勝久	Q313室
教授	空閑良壽	H306室
教授	古賀俊勝	U405室
教授	中野英之	H408室
教授	大平勇一	H310室
教授	吉田雅典	
准教授	飯森俊文	
准教授	田邊博義	H403室
准教授	藤本敏行	H304室
准教授	山中真也	H312室
助教	松山永	U406室
助教	神田康晴	H405室
バイオシステムコース		
教授	菊池慎太郎	H202室
教授	中野博人	H210-2室
教授	長谷川靖	H206室
教授	チャンヨンチョル	H203室
准教授	日比野政裕	Y301室
准教授	安居光國	U305室
准教授	徳樂清孝	U204室
准教授	上井幸司	H212-2室
助教	島津昌光	N311室
助教	関千草	H208室
応用物理コース		
教授	岩佐達郎	Y507室
教授	戎修二	K604室
教授	川島利器	K707室
教授	高野英明	Q205室
教授	近澤進	K602室
教授	宮永滋己	Y201室
教授	村山茂幸	Q208室
准教授	磯田広史	K705室
准教授	澤田研	Y501室
准教授	柴山義行	K304室
准教授	桃野直樹	Q206室
准教授	矢野隆治	K314室
講師	松元和幸	Q209室
助教	雨海有佑	Q205室
助教	佐藤勉	K313室
助教	本藤克啓	K708室
非常勤講師等		
(◎) 後藤龍彦	三井良一	

■情報電子工学系学科

電気電子工学コース		
教授	青柳学	E305-1室
教授	伊藤秀範	F309-2室
教授	佐藤孝紀	F309-1室
教授	関根ちひろ	F302室
教授	中根英章	F305室
教授	福田永	Y707室
准教授	植杉克弘	Y701室
准教授	武田圭生	F307室
准教授	渡邊浩太	E305-2室
助教	多田芳広	
助教	遠山篤	E303室
助教	堀口順弘	F306室
情報通信システム工学コース		
教授	鏡慎	E302室
教授	酒井彰	E202室
教授	辻寧英	F204室
教授	長谷川弘治	Y403室
教授	松田瑞史	F304室
准教授	大鎌広	Y405室
准教授	加野裕	Y208室
准教授	川口秀樹	F207室
准教授	梶原秀一	
准教授	佐藤信也	E204室
助教	秋山龍一	E203室
助教	佐藤慎悟	Y203-2室
情報システム学コース		
教授	板倉賢一	V510室
教授	金木則明	V513室
教授	塙谷浩之	V605室
教授	畠中雅彦	R302室
准教授	魚住超	V615室
准教授	岡田吉史	V402室
准教授	工藤康生	V408室
准教授	須藤秀紹	V616室
講師	佐藤和彥	V502室
助教	白浜公章	V604室
コンピュータ知能学コース		
教授	沖井廣宣	V504室
教授	佐賀聰人	V501室
教授	鈴木幸司	V611室
教授	永野宏治	R204室
教授	前田純治	V602室
准教授	寺本涉	V609室
准教授	本田泰	R306室
准教授	渡部修	R308室
准教授	渡邊真也	V613室
助教	倉重健太郎	V407室
助教	服部峻	V610室
非常勤講師等		
大和谷正人	川原信広	
三上博光	木村富弘	
木船剛	渡部長人	
小野寺隆	本間利明	
安住眞一		

全学共通教育センター		
教授	桂田英典	Q405室
教授	竹ヶ原裕元	Q408室
准教授	黒木場正城	Q411室
准教授	高坂良史	Q401室
准教授	高橋雅朋	Q403室
准教授	長谷川雄之	Q413室
准教授	森田英章	Q410室
講師	加藤正和	Q404室
教授	安藤栄子	Q503室
教授	塩谷亨	Q611室
教授	橋本邦彦	Q616室
准教授	クラウゼ=小野, M.	Q610室
准教授	ケイナー, B. N.	Q513室
准教授	島田武	Q604室
准教授	ジョンソン, M. P.	Q511室
准教授	松名隆	Q614室
准教授	三村竜之	Q606室
准教授	吉川エリザベス	Q504室
講師	ハグリー, E. T.	Q508室
教授	丸山博	Q509室
教授	若菜博	Y205室
准教授	上村浩信	Q601室
准教授	亀田正人	Q613室
准教授	谷口公二	Q501室
准教授	前田潤	Y207室
准教授	清末愛砂	Q510室
教授	飯島徹	Q109室
教授	八島弘典	Q514室

情報メディア教育センター		
教授	刀川眞	J301室
准教授	石田純一	J305室
助教	石坂徹	J309室
助教	早坂成人	J304室

機器分析センター		
講師	沖野典夫	W202室

保健管理センター		
教授	佐々木春喜	M203室
准教授	三浦淳	M204室

国際交流センター		
准教授	門澤健也	N201室
准教授	山路奈保子	N203室

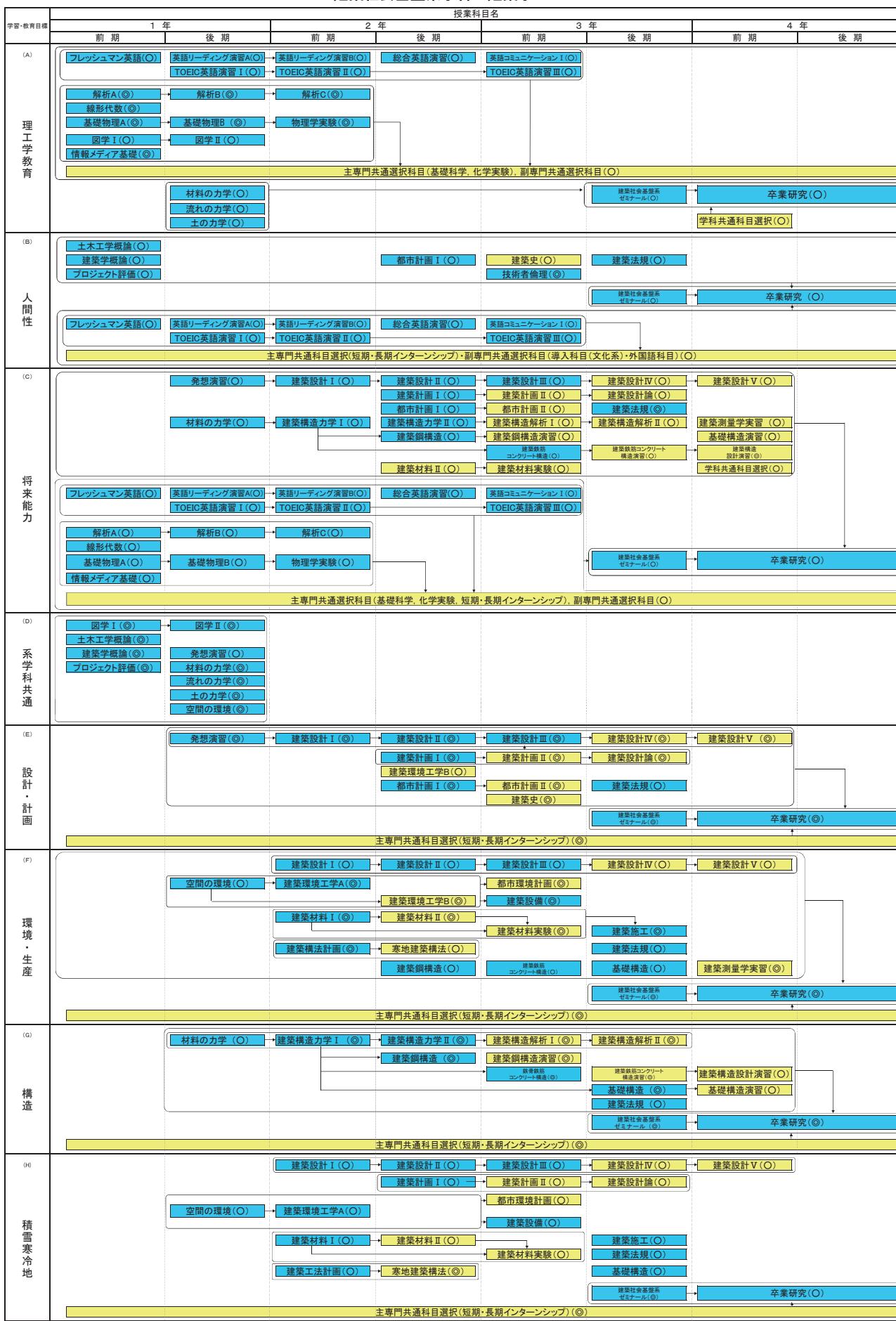
キャリア・サポート・センター		
教授	高井俊次	G105室

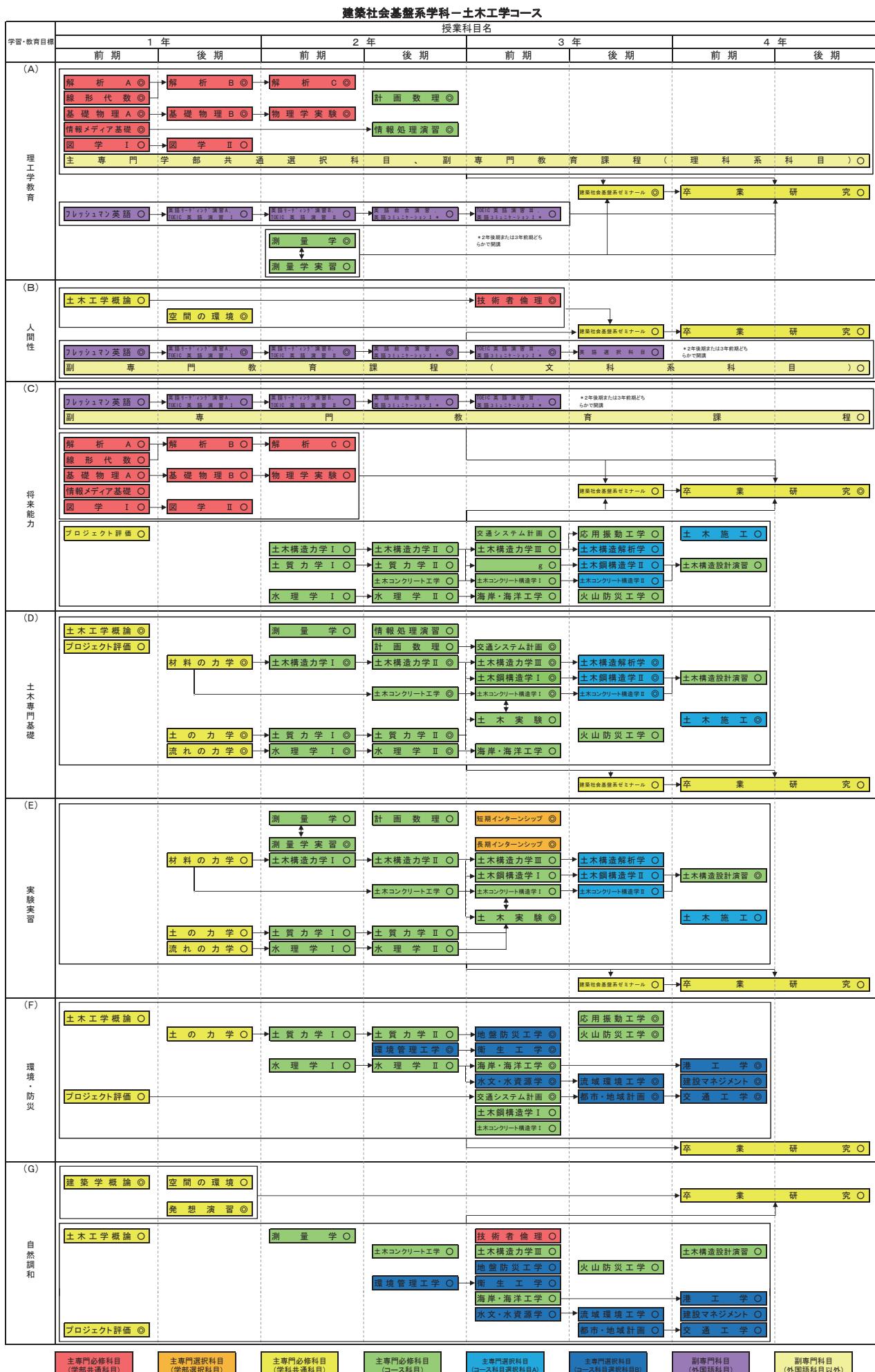
ものづくり基盤センター		
教授	清水一道	C250室

非常勤講師等		
長坂行雄	永松俊雄	桑原清
福永知則	◎ 二宮公太郎	菊池浩光
榎戸武揚	牧之内友	廣田健
住吉孝	本間俊行	
坂本洋和	◎ 杉岡正敏	
川田孝之	貝澤耕一	
藏田伸雄	竹中健	
竹中章二	本村泰三	
高宮則夫	前田菜穂子	
佐伯智弘	本間俊行	
ニマ・マイク	一瀬啓恵	
深澤陽子	田中俊逸	
高久裕子	寺尾敦	
田中直子	佐々木寛	
高木麻里子	宇野英樹	
J.プロトスキー	大島直行	
ジョンソン陽子	長谷川吉昌	
中村寿	吉田省子	
杉浦康則	富士川計吉	
大川良輔	勝田豊	
鈴木理奈	石橋伸惠	
加藤眞司	二通信子	
加部勇一郎	田島俊之	
藤井得弘	荒井眞一	
日野杉匡大	今野博信	
天野尚樹	高嶋幸男	
成田正則	鶴島暁	
谷田川和夫	大田邦郎	
越智道子	石川高行	
森れい	境智洋	

学習目標と授業科目との関係表(◎:主体的に関与する　○:付随的に関与する)

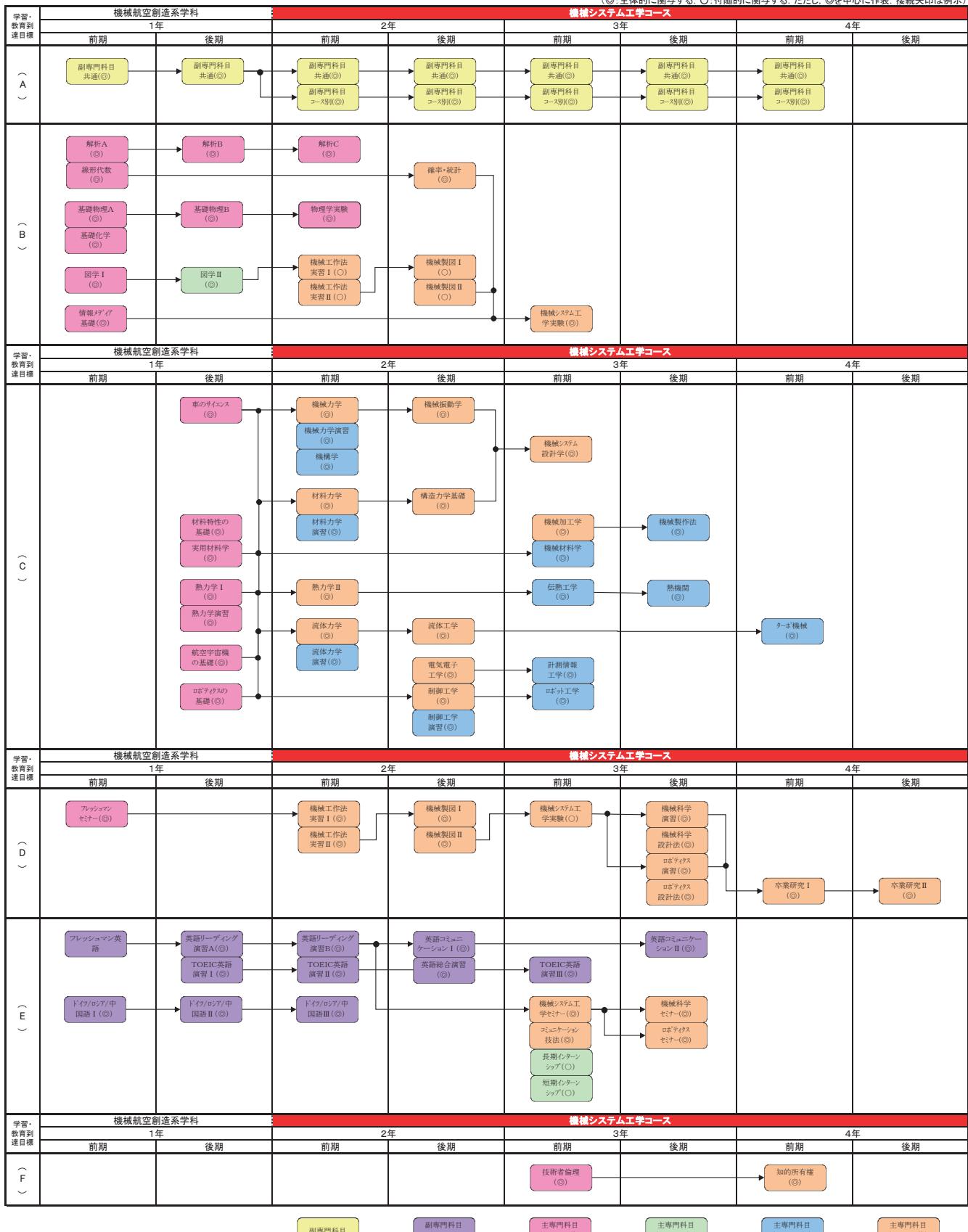
建築社会基盤系学科－建築学コース





機械航空創造系学科－機械システム工学コース

(◎: 主体的に関与する、○: 付随的に関与する。ただし、◎を中心にして表記。接続矢印は例示)



副専門科目

副専門科目
(外国語)

主専門科目
(共通、必修)

主専門科目
(共通、選択)

主専門科目
(コース、選択)

主専門科目
(コース、必修)

機械航空創造系学科－航空宇宙システム工学コース

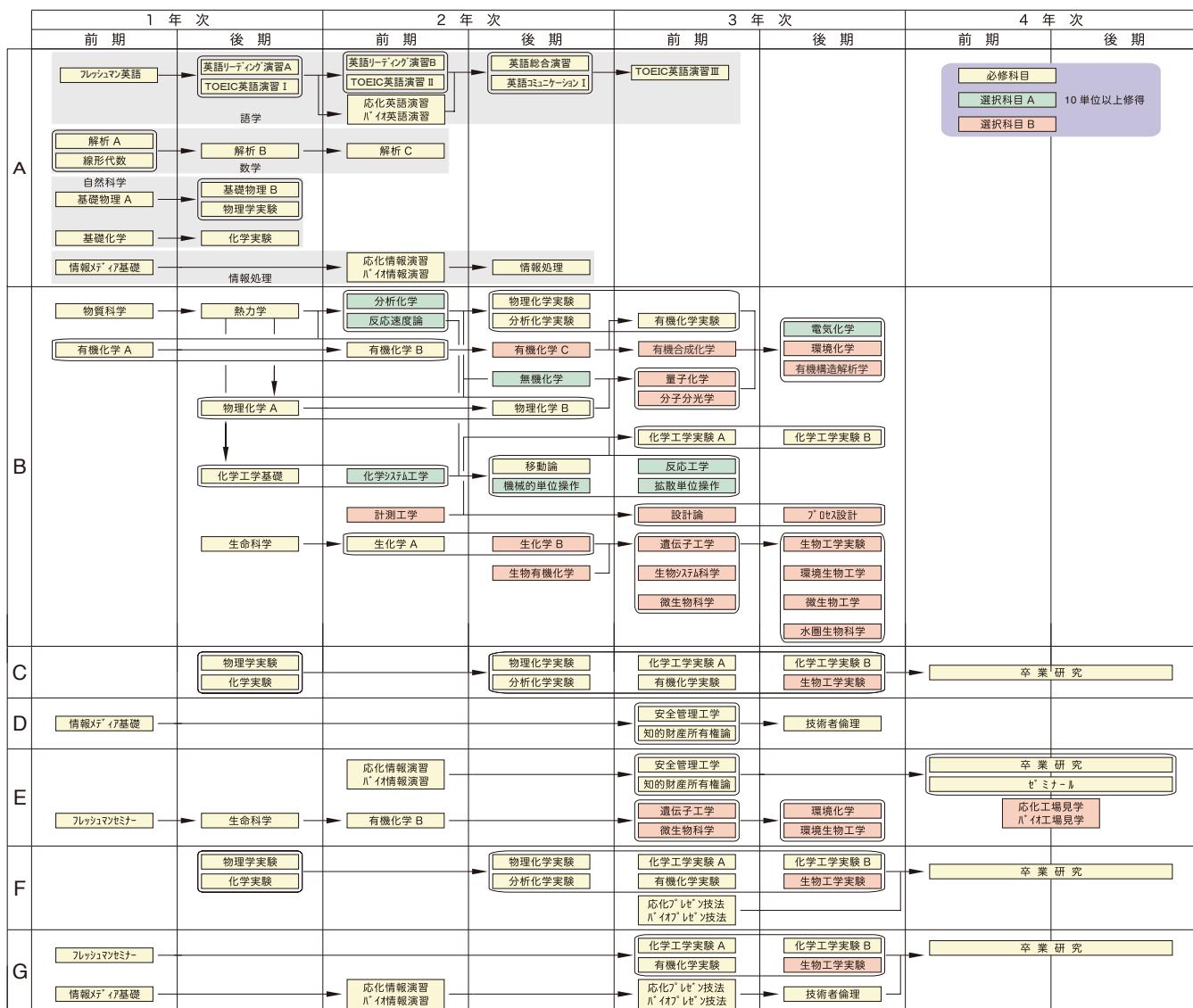
下線部がある科目 は必修科目

機械航空創造系学科 - 材料工学コース

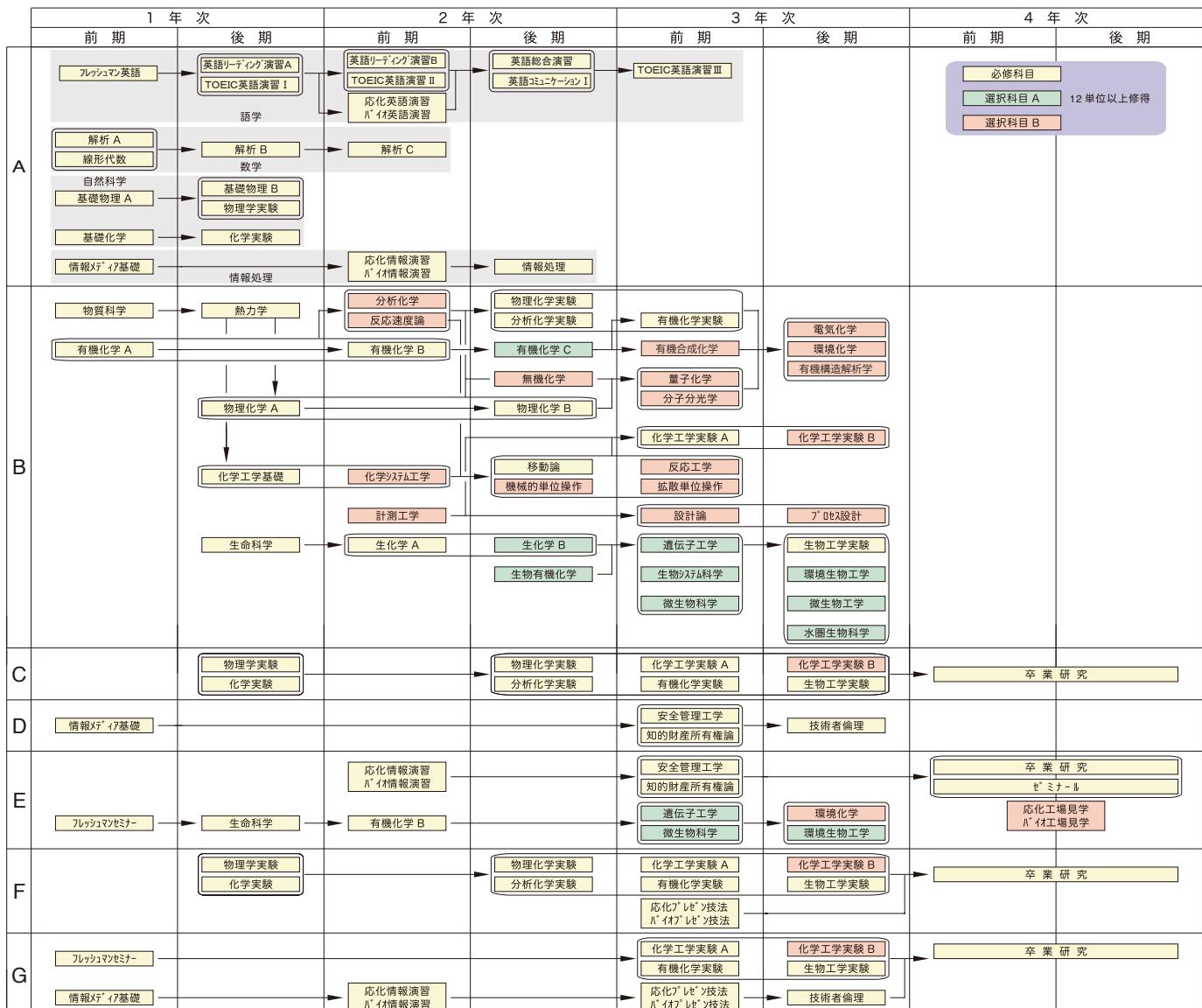
学習教育到達目標	授業科目名							
	1年次		2年次		3年次		4年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
A 多面的思考能力			実用材料学 ○	コミュニケーション技法 ○	材料加工プロセス学 ◎	技術者倫理 ○	マテリアルセミナーI ○	科学英語 ○
B 技術者倫理			フレッシュマンセミナー ○		技術者倫理 ○	インターンシップ ○	マテリアルセミナーII ○	材料生産技術 ○
C 工学基礎	線形代数 ○	解析A ○	解析B ○	解析C ○	化学実験 ○	物理学実験 ○	力学演習 ○	物理化学A ○
D 材料工学の専門能力	基礎化粧 ○	基礎物理A ○	基礎物理B ○	物理学実験 ○	熱力学演習 ○	熱力学I ○	材料加工プロセス学 ○	材料電気化学 ○
E デザイン能力	フレッシュマンセミナー ○	国学I ○	実用材料学 ○	結晶構造学 ○	材料科学A ○	材料工学実験A ○	材料工学実験B ○	材料工学実験C ○
F 表現能力・国際性	情報メディア基礎 ○	英語リーディング演習A ○	英語リーディング演習B ○	TOEIC英語演習I ○	TOEIC英語演習II ○	設計製図基礎 ○	固体化学 ○	マテリアルセミナーI ○
G 自主継続学習能力	ドイツ語Ia ○	ドイツ語Ib ○	ロシア語Ia ○	ロシア語Ib ○	中国語Ia ○	中国語Ib ○	材料工学実験A ○	材料工学実験B ○
H 問題解決能力	フレッシュマンセミナー ○				材料工学実験A ○	材料工学実験B ○	材料工学実験C ○	マテリアルセミナーII ○
I チームワーク					コミュニケーション技法 ○	材料工学実験B ○	材料工学実験C ○	マテリアルセミナーII ○
					技術者倫理 ○	材料加工プロセス学 ○	材料工学実験C ○	卒業研究 ○
								卒業研究 ○
								卒業研究 ○

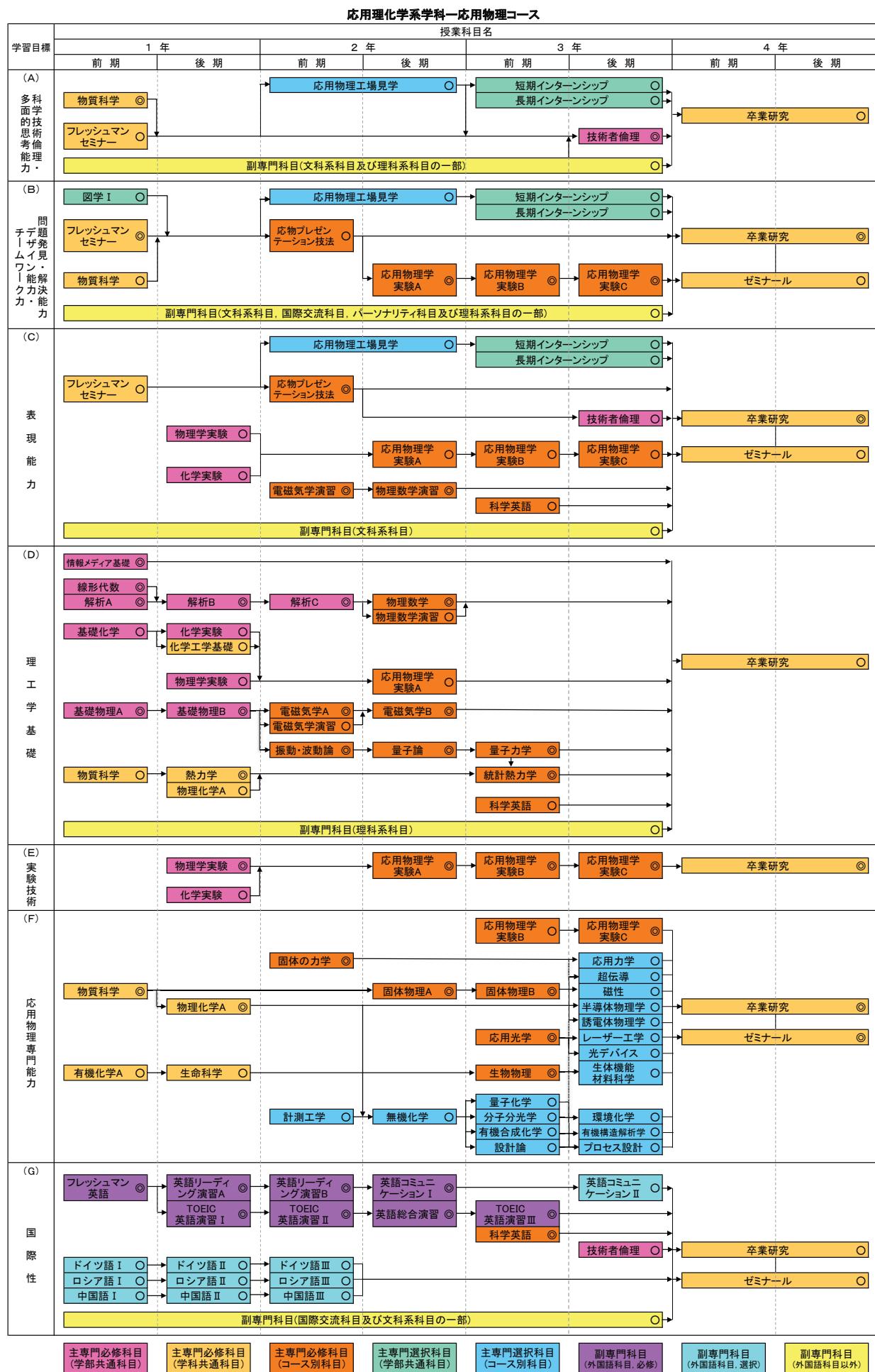
■ 主専門必須科目 ■ 主専門選択科目 ■ 主専門共通必須科目 ■ 主専門共通選択科目 ■ 副専門必須科目 ■ 副専門選択科目 ○ 主体的に関与、○ 付隨的に関与

主要科目の流れ(応用化学コース)



主要科目の流れ(バイオシステムコース)

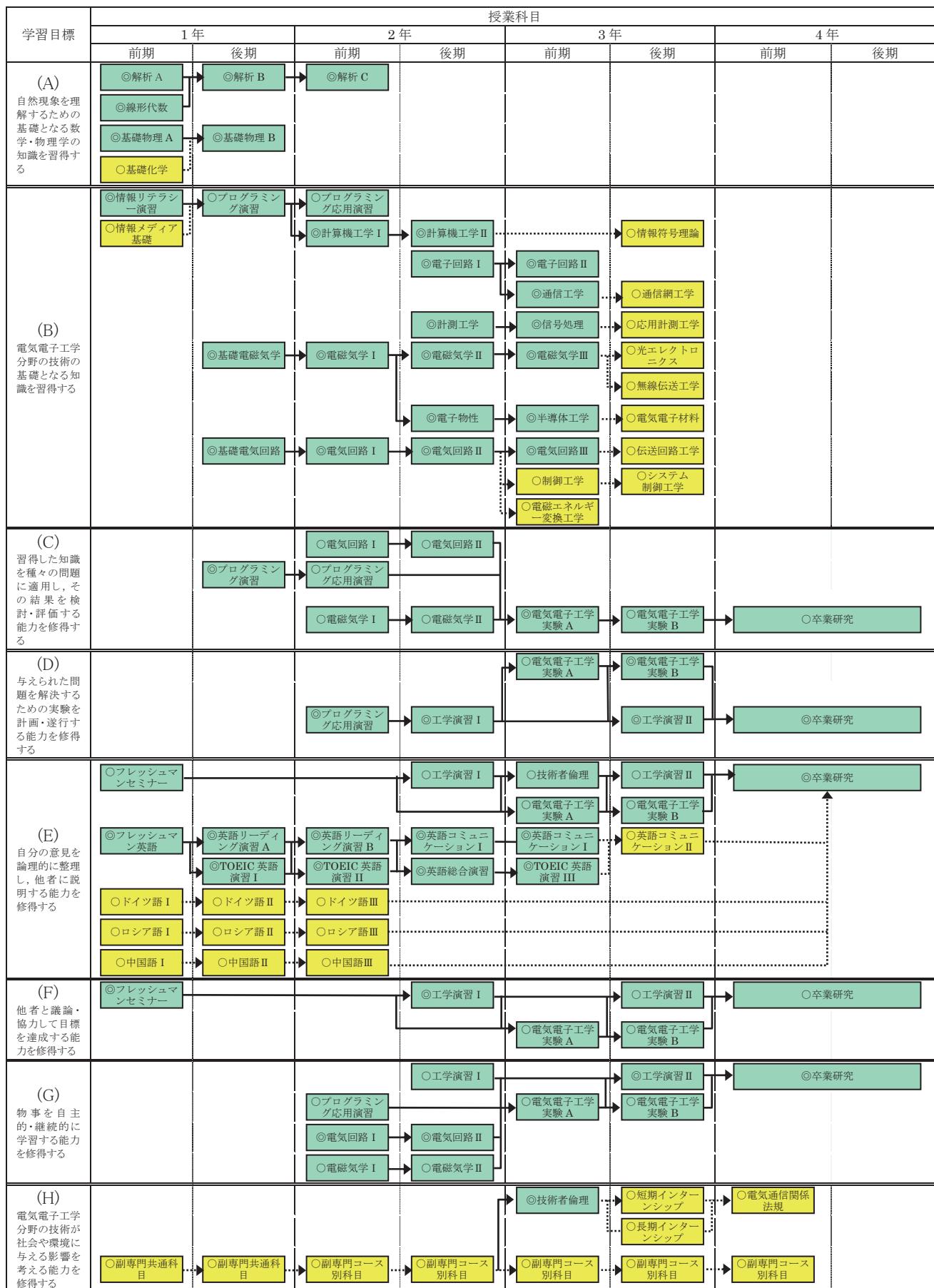




情報電子工学系学科－電気電子工学コース

学習目標	授業科目							
	1年		2年		3年		4年	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
(A) 自然現象を理解するための基礎となる数学・物理学の知識を習得する	◎解析 A ◎線形代数 ◎基礎物理 A ○基礎化学	◎解析 B ○基礎物理 B	◎解析 C					
(B) 電気電子工学分野の技術の基礎となる知識を習得する	◎情報リテラシー演習 ○情報メディア基礎	○プログラミング応用演習 ○計算機工学 I ◎基礎電磁気学 ○基礎電気回路	○プログラミング応用演習 ○計算機工学 II ◎電磁気学 I ○電気回路 I ○電子回路 I	○電子回路 II ○計測工学 ○電子物性 ○電気回路 II ○電気回路 III	○電子回路 III ○通信工学 ○信号処理 ○電磁気学 III ○半導体工学 ○電気回路 IV ○制御工学 ○電磁エネルギー変換工学	○光エレクトロニクス ○電気電子材料 ○高電圧工学 ○送配電工学 ○システム制御工学 ○電気機器学 ○パワーエレクトロニクス ○電力発生工学	○原子力工学	
(C) 習得した知識を種々の問題に適用し、その結果を検討・評価する能力を修得する		○電気回路 I ○プログラミング応用演習	○電気回路 II				○電気機器設計製図	○卒業研究
(D) 与えられた問題を解決するための実験を計画・遂行する能力を修得する			○電気回路 I ○プログラミング応用演習	○電気回路 II ○電磁気学 I ○電磁気学 II	○電気電子工学実験 A ○電気電子工学実験 B	○電気電子工学実験 A ○電気電子工学実験 B		○卒業研究
(E) 自分の意見を論理的に整理し、他者に説明する能力を修得する	○フレッシュマンセミナー ○フレッシュマン英語 ○ドイツ語 I ○ロシア語 I ○中国語 I	○英語リーディング演習 A ○TOEIC 英語演習 I ○ドイツ語 II ○ロシア語 II ○中国語 II	○英語リーディング演習 B ○TOEIC 英語演習 II ○ドイツ語 III ○ロシア語 III ○中国語 III	○工学演習 I ○英語コミュニケーション I ○英語総合演習	○技術者倫理 ○電気電子工学実験 A ○英語コミュニケーション I ○TOEIC 英語演習 III	○工学演習 II ○電気電子工学実験 B ○英語コミュニケーション II		○卒業研究
(F) 他者と議論・協力して目標を達成する能力を修得する	○フレッシュマンセミナー			○工学演習 I	○工学演習 II ○電気電子工学実験 A ○電気電子工学実験 B			○卒業研究
(G) 物事を自主的・継続的に学習する能力を修得する			○プログラミング応用演習 ○電気回路 I ○電磁気学 I	○工学演習 I ○電気回路 II ○電磁気学 II	○工学演習 II ○電気電子工学実験 A ○電気電子工学実験 B			○卒業研究
(H) 電気電子工学分野の技術が社会や環境に与える影響を考える能力を修得する	○副専門共通科目	○副専門共通科目	○副専門コース別科目	○副専門コース別科目	○副専門コース別科目	○短期インターンシップ ○長期インターンシップ ○副専門コース別科目	○電気法規・施設管理 ○副専門コース別科目	

情報電子工学系学科－情報通信システム工学コース



情報電子工学系学科－情報システム学コース

学習・教育目標	授業科目名							
	1年		2年		3年		4年	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
人	自己啓発				情報工学PBL: システム開発演習	情報工学PBL: 表現技術 学外実習	情報システム学ゼミナー	卒業研究
	ワーカム力				情報工学PBL: システム開発演習	情報工学PBL: 表現技術 コンピュータ知能学実験	情報システム学ゼミナー	卒業研究
	社会的視点		現代社会と情報工学 情報と職業		技術者倫理 研究課題調査 学外実習			
技術者	技術者倫		現代社会と情報工学	情報と職業	技術者倫理		情報関連法規	
	り段力取			情報工学PBL: システム開発演習	情報工学PBL: 表現技術			卒業研究
	コミュニケーション力	フレッシュマンゼミナー フレッシュマンゼミナー演習 A TOEIC英語演習I ドイツ語I ロシア語I 中国語I	B TOEIC英語演習II ドイツ語II ロシア語II 中国語II	英語総合演習 英語コミュニケーション演習I TOEIC英語演習III	情報工学PBL: 表現技術 TOEIC英語演習II	技術英語		卒業研究
情報技術者	情報基礎	フレッシュマンゼミナー 情報リテラシー演習 基礎電磁気学 基礎電気回路 線形代数 解析A 基礎物理A 基礎化学 副専門課程(導入科目[理科系科目])	プログラミング演習 情報数学 確率・統計 数値解析 電子情報回路 情報システム学演習 解析B 基礎物理B データ構造とアルゴリズム 言語処理系論 デジタル信号処理	確率・統計 数値解析 電子情報回路 情報システム学演習 解析C 応用数理工学 情報システム学演習 データ構造とアルゴリズム 言語処理系論 デジタル信号処理	確率・統計 数値解析 電子情報回路 情報システム学演習 解析C 応用数理工学 情報システム学演習 データ構造とアルゴリズム 言語処理系論 デジタル信号処理	情報システム学ゼミナー		卒業研究
	コンピュータサイエンス	情報メディア基礎	プログラミング演習 情報システム学演習 データ構造とアルゴリズム 言語処理系論 デジタル信号処理	情報システム学演習 データ構造とアルゴリズム 言語処理系論 デジタル信号処理	コンピュータ知能学実験 情報理論 ナレッジ指向言語 オブジェクト指向言語 計算機代数システム	情報システム学実験 情報システム学ゼミナー システム工学 認識と学習 認識と学習応用演習 人工知能 人工知能応用演習 数論アルゴリズム		卒業研究
	情報システム		計算機システム	情報工学PBL: システム開発演習 オペレーティングシステム ソフトウェア工学 情報ネットワーク ファイルとデータベース	組込みシステム 情報通信工学 視覚情報処理 情報計測工学	システム制御理論 マルチメディア工学 視覚情報処理応用演習		卒業研究

情報電子工学系学科－コンピュータ知能学コース

学習・教育目標	授業科目名							
	1年		2年		3年		4年	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
自己啓発	フレッシュマンセミナー			情報工学PBL：システム開発演習	情報工学PBL：表現技術 学外実習	コンピュータ知能学ゼミナー	卒業研究	
	副専門課程(国際交流科目、パーソナリティ科目、導入科目[文科系科目]、コース別科目)							
人間力	情報リテラシー演習 フレッシュマンセミナー			情報工学PBL：システム開発演習	情報工学PBL：表現技術 コンピュータ知能学実験	コンピュータ知能学ゼミナー	卒業研究	
社会的視点			現代社会と情報工学 情報と職業		技術者倫理 研究課題調査 学外実習			
	副専門課程(国際交流科目、パーソナリティ科目、導入科目[文科系科目]、コース別科目)							
技術者倫理			現代社会と情報工学	情報と職業	技術者倫理	情報関連法規		
リ段力取				情報工学PBL：システム開発演習	情報工学PBL：表現技術		卒業研究	
技術者コミュニケーション力	フレッシュマンセミナー			英語リーディング演習A	英語リーディング演習B	英語総合演習 英語コミュニケーション演習I	技術英語	卒業研究
	フレッシュマン英語演習			TOEIC英語演習I	TOEIC英語演習II	TOEIC英語演習III	英語コミュニケーション演習II	
ドイツ語 I ロシア語 I 中国語 I	ドイツ語 I	ドイツ語 II	ドイツ語 III	ロシア語 I	ロシア語 II	ロシア語 III	中国語 I	中国語 II
	中国語 II	中国語 III						
情報基礎	フレッシュマンセミナー		プログラミング演習		確率・統計 線形システム論 電子情報回路	確率・統計 応用演習	コンピュータ知能学ゼミナー	卒業研究
	情報リテラシー演習		基礎電磁気学 基礎電気回路	線形代数 解析A 基礎物理A 基礎化学 副専門課程(導入科目[理科系科目])	情報数学 線形システム論 コンピュータ知能学演習 解析B 基礎物理B	応用数理工学 形の数理		
情報技術者	情報メディア基礎		プログラミング演習	コンピュータ知能学演習	情報工学PBL：システム開発演習	コンピュータ知能学実験	情報システム学実験 コンピュータ知能学ゼミナー	卒業研究
			データ構造とアルゴリズム	言語処理系論 デジタル信号処理	情報理論 オブジェクト指向言語 オブジェクト指向言語応用演習	システム工学 認識と学習 認識と学習応用演習 人工知能 人工知能応用演習 数論アルゴリズム		
情報システム			計算機システム	情報工学PBL：システム開発演習 オペレーティングシステム ソフトウェア工学 情報ネットワーク ファイルとデータベース	組込みシステム 情報通信工学 視覚情報処理 情報計測工学	システム制御理論 マルチメディア工学 視覚情報処理応用演習	卒業研究	

第2部 学生生活に必要な事項

1 組織及び学生支援センター

(1) 平成25年度役職員

学長	佐藤 一彦	副学長	岩佐 達郎
理事（総務担当）・副学長	伊藤 秀範	副学長	松田 瑞史
理事（学術担当）・副学長	空閑 良壽	副学長	吉岡 富雄
理事（連携担当）・副学長	加賀屋 誠一		

(2) 平成25年度学科長

建築社会基盤系学科長	木村 克俊
機械航空創造系学科長	樋口 健
応用理化学系学科長	長谷川 靖
情報電子工学系学科長	長谷川 弘治

(3) 平成25年度コース長

建築社会基盤系学科	
建築学コース長	濱 幸雄
土木工学コース長	木村 克俊
機械航空創造系学科	
機械システム工学コース長	河合 秀樹
航空宇宙システム工学コース長	樋口 健
材料工学コース長	佐々木 真
夜間主コース長	河合 秀樹
応用理化学系学科	
応用化学コース長	中野 英之
バイオシステムコース長	長谷川 靖
応用物理コース長	宮永 滋己
情報電子工学系学科	
電気電子工学コース長	青柳 学
情報通信システム工学コース長	長谷川 弘治
情報システム学コース長	塩谷 浩之
コンピュータ知能学コース長	佐賀 聰人
夜間主コース長	長谷川 弘治

(4) 平成25年度クラス主任

1年次

建築社会基盤系学科	吉田 英樹
機械航空創造系学科（昼間コース）	相津 佳永
機械航空創造系学科（夜間主コース）	河合 秀樹
応用理化学系学科	岩佐 達郎
情報電子工学系学科（昼間コース）	関根 ちひろ
情報電子工学系学科（夜間主コース）	佐賀 聰人

(5) 学生支援センター

大学は教育・研究を直接行う組織と、事務局、附属図書館及び保健管理センターのように教育・研究をサポートする組織に分かれます。学生のみなさんと最も関連がある授業、定期試験、奨学金、課外活動、入学試験などを担当しているのが学生支援センターです。

●教務グループ

【教務ユニット】

- ・教育課程の編成
- ・教育職員免許、その他の資格
- ・講義室等の管理

【教育支援ユニット】

- | | |
|---------|-------------|
| ・授業及び試験 | ・休学、復学、退学 |
| ・履修登録 | ・学業成績の管理、記録 |
| ・卒業、修了 | ・各種証明書の発行 |

●学生室

【学生ユニット】

- ・課外活動
- ・学生相談
- ・学生教育研究災害傷害保険等
- ・各種行事

【厚生ユニット】

- ・入学期料、授業料の免除等
- ・奨学金関係
- ・学生寮関係
- ・学割証・通学証明書の発行

●入試グループ

【入学試験ユニット】

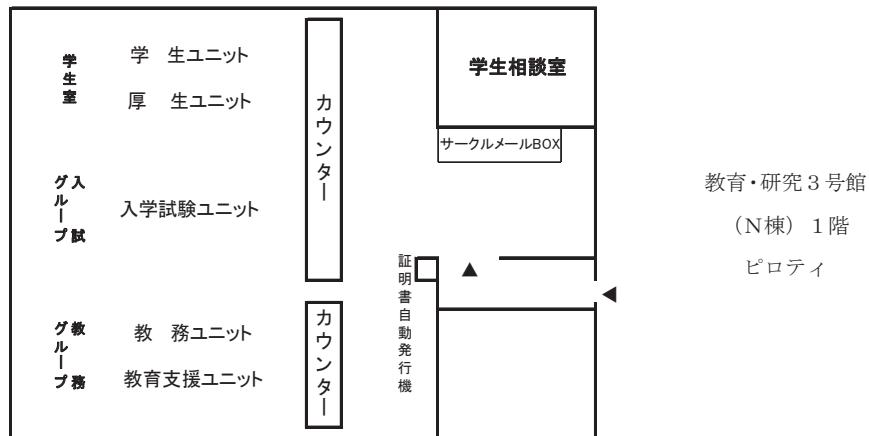
- ・学生の募集及び広報
- ・学部及び大学院の入学者選抜
- ・入学手続き等

(6) 窓口の事務取扱時間

月曜日～金曜日 8時30分～19時00分

(※土・日・祝日を除く休業期間中 8時30分～17時15分)

(7) 学生支援センター配置図



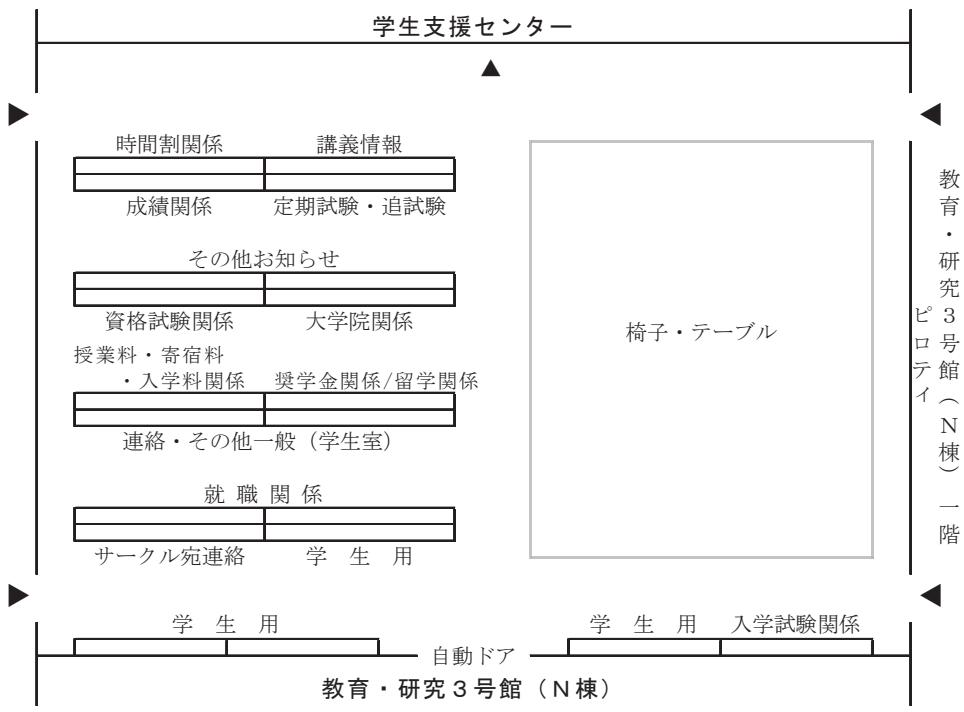
2 学生生活における留意事項

(1) 大学から学生への連絡方法

大学から学生への連絡事項は、すべて教育・研究3号館ピロティ掲示板、各学科掲示板及び「UNIVERSAL PASSPORT」上に掲示します。

諸掲示は、修学および課外活動等に関する大切な連絡事項ですので、登校時または昼休みなど、日に一度は必ず見る習慣をつけてください。

学内掲示場所



※その他、教育・研究1号館（A棟）地階、大学会館及び各学科（学科専用）にも掲示板があります。

(2) 在学期間

学部学生の修業年限は4年間ですが、それを超えて在学できる期間は通算8年間です。

留年をした場合でも、在学期間を超えることはできません。（学則第3条（108頁））

編入学、再入学及び転入学した学生の在学期間は、次のとおりです。（編入学、再入学及び転入学に関する規則第2条（116頁））

編入学生—通算4年間

再入学生—4年次に再入学・・・通算2年間 / 3年次に再入学・・・通算4年間

2年次に再入学・・・通算6年間 / 1年次に再入学・・・通算8年間

転入学生—通算6年間

(3) 休学・退学等の手続き（担当：教務グループ教育支援ユニット）

休学、復学及び退学の願出は、次の手続きを必要とします。

これらの手続きをとる必要が生じた場合は、授業料の納付の関係もありますので、早目に担当者に相談してください。

1) 休 学

病気その他のやむを得ない理由で引き続き3か月以上修学できないときは、休学願を提出し、許可を得て休学することができます（学則第34条（112頁））。この場合、病気が理由

のときは、医師の診断書が必要です。

- ① 本人が病気のとき。
- ② 学資の支弁が困難なとき。
- ③ 世帯主または家族の死亡等により、一時的に家業に従事するとき。
- ④ 修学上有益と認められる海外留学のとき。
- ⑤ 勤務の都合によるとき。(夜間主コースの学生についてのみ適用)

※ 休学の期間は1年以内です。ただし、病気による休学にあっては、病状により1か年に限って休学期間を延長することができますが、連続して2年以上休学することはできません。また、休学期間は通算して4年を超えることはできません。なお、休学期間は、在学期間に算入しません。

休学を許可した場合は、休学許可書を交付します。

2) 復 学

休学期間が満了し復学するときは、復学届を提出してください。また、休学期間に休学理由が消滅した場合は、復学願(休学理由が病気のときは医師の診断書添付)を提出し、許可を得て修学することができます。

3) 退 学

家庭の事情その他の理由により退学しようとするときは、退学願を提出して許可を得てください。ただし、未納の授業料がある場合は退学が許可されませんので、注意してください。

4) 除 籍

下記に該当する者は除籍となりますので、注意してください。(学則第40条(112頁))
なお、除籍の処分を受けると、再入学はできません。

- ① 入学料の免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除若しくは徴収猶予の許可を受けた者で、所定の期日までに入学料を納付しない者
- ② 所定の期日までに授業料を納付せず、督促してもなお納付しない者
- ③ 学則第3条第2項に定める在学期間を超えた者
- ④ 学則第35条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- ⑤ 病気、その他の理由により修学の見込みがないと認められる者
- ⑥ 長期間にわたり行方不明の者

(4) 住所・保証人の変更(担当:教務グループ教育支援ユニット)

住所または保証人の変更があった場合は、速やかに住所変更届または保証人変更届を提出してください。

(5) 各種届出

種類	提出期限	提出先
休学願	休学しようとする月の前月末日まで	教務グループ 教育支援ユニット
復学届	休学期間が満了する日まで	教務グループ 教育支援ユニット
復学願	復学しようとする月の前月末日まで	教務グループ 教育支援ユニット
退学願	退学しようとする日まで	教務グループ 教育支援ユニット
欠席届	授業を欠席する前、または欠席後すみやかに	教務グループ 教務ユニット
住所等変更届	変更の都度すみやかに	教務グループ 教育支援ユニット
保証人変更届	変更の都度すみやかに	教務グループ 教育支援ユニット

(6) 保険証の携帯

日常の生活での疾病や各種行事等でのケガにより病院等で治療を受ける場合に備えて、自身の保険証は常に携帯してください。なお、加入者本人と被扶養者の全員が1つになった保険証の場合には、加入している医療保険組合または事業所等から「遠隔地被扶養者保険証」の交付を受けてください。

(7) 電話による問合せの禁止

大学への電話による問合せ（学校行事、休講、その他授業及び試験に関することなど）は間違いを生じやすいため、緊急時を除き応じておりません。必要なときは、直接窓口に来てください。

(8) 郵便物

学生個人宛のものは、絶対に大学の住所宛に送付しないでください。必ず自分の住所宛（下宿・アパートなど）に送付するよう家族・友人などに説明しておいてください。

(9) 遺失物・拾得物（担当：学生室学生ユニット）

学内で落し物を拾った場合は学生室学生ユニットに届けてください。また、落し物をした場合は届けられていることがありますので、学生室学生ユニットに確認に来てください。

(10) 盗難防止

教室・実験室及び課外活動施設などには、個人の持ち物や現金、貴重品を置かないよう注意してください。

(11) 教育環境保持

1) 環境の美化

学内の勉学環境を気持ちの良いものとするために、一人一人が日頃から環境の美化に努めるように気をつけてください。教室等での飲食（ジュースなど）は禁止します。

2) ゴミの分別排出

本学では、大別して「リサイクルできる資源ゴミ」と「リサイクルできない燃えるゴミ」及び「燃やせないゴミ」の3種類に分けています。

さらに、リサイクルできる資源ゴミは、空き缶、空きビン、ペットボトルに分けて排出することにしています。

ゴミを捨てる際は、一人一人が排出のルールをしっかりと守って捨ててください。

【ゴミを出す時の注意】

- ・ゴミを捨てる場合は、必ず専用のゴミ箱に分別して捨てること。
- ・空き缶、空きビンなどは、必ず洗浄し、水切りした上で専用のゴミ箱に捨てること。
なお、飲み残したものは、絶対に捨てないこと。
- ・ビンのふたは、必ずビンから外し、金属製のものは空き缶用ゴミ箱に捨てること。

3) 火災防止

学内での火気の取扱いには、充分注意してください。特に教育・研究3号館周辺での火気の使用は禁止されています。

なお、火災及びその恐れなど不審な状況を発見したときは、直ちに最寄りの教職員に連絡してください。

4) 禁 煙

大学敷地内及び建物内は全面禁煙です。

5) 掲 示

学内において掲示をしようとするときは、内容、掲示責任者を明らかにし、学生室学生ユニットで許可を得たうえで、所定の掲示板に掲示してください。（のり及びガムテープの使用は禁止）また、掲示期間の過ぎたものは、速やかに撤去してください。

(12) 構内の交通規制

大学における教育・研究環境を保持するために、構内交通規制を実施しています。自動車の構内の乗り入れ（駐車）は、大学院生のみ許可制になっており、片道の通学距離が2キロを超える、公共交通機関による通学が困難なものが対象となります。

なお、学部学生は、駐車スペースに限りがあるため、通学には公共の交通機関を利用して下さい。止むを得ず駐車する場合は、教育・研究10号館（S棟）裏及び大学会館横の2か所のいずれかを利用することとし、公用外来者用駐車区画等の他の駐車区画には絶対に駐車しないでください。

また、構内へのオートバイ（原動機付自転車含む）の乗り入れは禁止しております。オートバイは、大学会館北隣の駐車場内専用置場に駐車してください。

(13) 交通事故・交通違反並びに駐車違反・迷惑駐車の防止

1) 交通事故・交通違反の防止

交通事故は益々増加しています。原因は、スピードの出し過ぎや脇見運転などですが、アルバイトを行い、充分な休養を欠いた状態での事故が目立ちます。また、オートバイによる事故も大変多く、特に夜間に発生しているのが特徴です。

万一、不幸にして交通事故を起こしたときは、被害者の救護、警察等への連絡など運転者として必要な行動をとってください。

なお、本学学生が交通事故を起こした場合は、その事故の程度により「学生の交通事故・違反に対する申合せ」に基づく懲戒処分の対象となります。特に、死亡事故などの場合には、退学などの厳しい処分が科せられます。

大学では、夏休みや冬休みの前に、交通安全講習会を実施しています。こうした機会に積極的に参加し、安全意識の高揚に努めてください。

2) 迷惑駐車・駐車違反の防止

大学周辺路上及び住宅地での違反駐車・迷惑駐車が多く、通行妨害などで付近住民及び業者などから苦情が絶えない状況です。中には小学生通学路への駐車、個人の玄関前や駐車場に無断駐車するという常識を欠いたものも見られます。特に、冬季間は、違法駐車・迷惑駐車があると除雪の際の障害になり、警察当局からも警告されているので、駐車しないように注意してください。

3 諸証明の発行及び手続き

(1) 諸証明の発行及び手続き

1) 学 生 証（担当：教務グループ教育支援ユニット）

学生証は、入学時に交付します。紛失または汚損などで使用に耐えなくなったときは、学生証再交付願を提出してください。なお、学生証の再交付は有料となります。

2) 在学証明書等（担当：教務グループ教育支援ユニット）

在学証明書、成績証明書は、学生支援センター内の証明書自動発行機で即時発行できます。

その他の特殊な証明書を必要とするときは、各種証明書交付願により申し込んでください。

ただし、就職活動及び進学のために用いる証明書を必要とする場合は、「就職（進学）に関する証明書交付願」により申し込んでください。

3) 通学証明書（担当：学生室厚生ユニット）

JR、バス、地下鉄などの通学定期乗車券を購入する際は、通学証明書申込書により申し込んでください。

4) 学割証（担当：学生室厚生ユニット）

学生（研究生、科目等履修生を除く）が帰省または実習、課外活動などで旅客鉄道会社の交通機関を片道100kmを超えて旅行する場合に旅客運賃割引証（学割証）の交付を受けることができ、学生支援センター内の証明書自動発行機で即時発行できます。

この制度は、学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的な負担を軽くし、学校教育の振興に寄与する目的で実施されているので、これを他人に貸与したり、不正に使用することのないよう特に注意してください。

種類	手続き方法	交付所要日数
成績確認表	証明書自動発行機で発行	即時
成績証明書※	証明書自動発行機で発行	即時
在学証明書	証明書自動発行機で発行	即時（英文も発行可）
学割証	証明書自動発行機で発行	即時
成績証明書※	教務グループ窓口で 「証明書交付願」を記入し 提出してください。	和文2日程度、英文7日程度
卒業見込証明書		和文2日程度、英文7日程度
修了見込証明書		和文2日程度、英文7日程度
卒業証明書		和文2日程度、英文7日程度
その他の証明書		（窓口で確認してください。）
学生証再交付願	教務グループ窓口で申し込み	7日程度（有料）
通学証明書	学生室厚生ユニット窓口で申し込み	3日程度
健康診断証明書	保健管理センターで申し込み	翌日午後

※成績証明書を会社等に提出する場合は、封筒及び緘封印処理が必要です。

（2）卒業後の諸証明交付手続き（担当：教務グループ教育支援ユニット）

卒業後における諸証明書の発行は、直接担当窓口に来るか郵送で申し込んでください。郵送による申し込みをする場合は、必ず返信用封筒（住所及び宛名を記入し切手を貼付したもの）を同封のうえ郵送による往復の日数を見込み、余裕をもって申し込んでください。電話による申し込みは、受け付けておりません。

申し込みに際しては、「卒業年月、卒業学科、氏名、生年月日（英文を必要とする場合、氏名はローマ字も併記）、連絡先電話番号」、「必要とする証明書名及び必要部数」、「用途及び提出先」を明記してください。なお、発行手数料は無料です。

4 授業料の納付（担当：財務グループ出納ユニット）

授業料納付については、掲示及び個別の通知によりお知らせします。

掲示時期は、前期分授業料が4月上旬、後期分授業料が10月上旬です。

掲示場所は、教育・研究3号館（N棟）ピロティ掲示板「授業料・寄宿料・入学料関係」です。

	前期（4月～9月分）	後期（10月～3月分）
納付期限	4月1日～5月31日	10月1日～11月30日
納付先	財務グループ出納ユニット	
備考	所定の期日をすぎても納付を怠り、督促してもなお2期にわたり納付しないときは、除籍処分となります。納付期限が休日の時はその直前の平日が納付期限となります。	

5 経済援助

（1）授業料免除及び徴収猶予（担当：学生室厚生ユニット）

授業料は、前期分と後期分の2回に分けて納めることになっていますが、次の事項に該当する学生に対し、その期の授業料の免除（全額または半額）または徴収の猶予をする制度があります。

- 1) 経済的理由により、授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- 2) 各期ごとの授業料免除申請前6か月以内（新入生は、入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡または本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難と認められる場合

授業料免除及び徴収猶予を希望する学生は、前期分は2月上旬頃、後期分は7月上旬頃に掲示により手続方法をお知らせしますので、出願時期などを間違えないよう注意してください。

授業料を納付した場合は、免除対象とはなりません。

（2）奨学制度（担当：学生室厚生ユニット）

本学で取り扱っている奨学金には、日本学生支援機構、地方公共団体、財団法人などがあります。

1) 日本学生支援機構の奨学制度

日本学生支援機構の奨学制度は、学業、人物ともに優秀で、かつ、健康で経済的理由で修学が困難な者に学資を貸与して、教育の機会均等を図り、社会に有益な人材を育成することを目的としています。

区分	貸与種別及び貸与月額	
	第一種奨学金（無利子貸与）	第二種奨学金（有利子貸与）
学部	30,000円、45,000円（自宅生）、 51,000円（自宅外生）から選択	3万円、5万円、8万円、10万円、 12万円から選択
大学院 博士前期	50,000円または88,000円	5万円、8万円、10万円、13万円、 15万円から選択
大学院 博士後期	80,000円または122,000円	5万円、8万円、10万円、13万円、 15万円から選択

① 奨学金貸与期間

奨学金の貸与期間は、原則として、採用されたときから卒業するまでの最短修業期間です。ただし、成績不振等の場合は貸与を停止または廃止させられことがあります。また、休学した場合はその期間貸与が休止されます（異動願（届）の提出が必要です）。

② 出願の手続き

奨学生募集等については、掲示でお知らせします。

	募集期間	提出書類
定期	年1回4月	
不定期	主たる家計支持者の失職、事故、病気または風水害等の災害により家計が急変した場合	a. 確認書 b. 所得証明書 c. その他大学が必要と認める書類
※（予約採用）大学院合格者対象の予約募集	10月	

③ 奨学金の推薦と採用

大学で出願者の人物、学力及び世帯などの収入状況を審査し、適格者を日本学生支援機構へ推薦（報告）します。

申請基準を満たしていても、奨学生の採用数には限度があり、希望者全員が採用されることは限りません。奨学生の採否は、掲示によって通知します。

④ 奨学金の交付

奨学金は普通銀行、信用金庫、労働金庫の中から都合のよい金融機関を選択してください。届け出た本人名義の普通預金口座に毎月1回当月分が日本学生支援機構から振り込まれます。

⑤ 奨学金の返還

・奨学金返還誓約書の提出

奨学金は、貸与となっていますので返還の義務があります。奨学生は採用後、ただちに奨学金返還誓約書を大学を通じ、日本学生支援機構へ提出しなければなりません。

・返還方法

奨学金の返還は、貸与終了後6か月を経たときから、各人の貸与総額により定められた期間内（最長20年）に月賦、月賦・半年賦併用等の方法で郵便局または銀行、信用金庫、労働金庫の口座振替により返還します。

⑥ 奨学金継続願の提出

日本学生支援機構奨学生は、毎年「奨学金継続願」を日本学生支援機構に提出しなければなりません。「奨学金継続願」の提出を怠ると、廃止になり、奨学生の資格を失うことになりますので、必ず定められた期間内に提出してください。時期については、掲示でお知らせします。現在は、インターネットでの提出となっております。

⑦ その他

奨学金の廃止、異動届の提出及び返還方法については、「奨学生のしおり」に記載されていますので、よく読んで理解を深めるとともに、必要な手続きは遅滞なく行うようにしてください。

2) 地方公共団体、財団法人等の奨学金

出願手続きなどについては、日本学生支援機構に準じて取り扱われていますが、これらについての詳細は、担当者に問い合わせてください。

なお、募集は4～6月頃に多く、その都度掲示によりお知らせしますので、この時期には掲示に注意してください。

6 学生表彰等

本学には学生の成績優秀者、経済的困窮学生への支援、善行を行った学生に対して表彰などを行う次のような制度があります。

(1) 蘭岳賞（担当：学生室学生ユニット）

学生の勉学並びに健全な課外活動、社会への諸活動等を積極的に支援し、本学の名誉を著しく高めた個人又は団体を表彰する制度です。

表彰の対象となる学生は、次のとおりです。

- 1) 学部4年間の成績優秀な学生として、学科長が推薦する者
- 2) 研究業績が顕著である大学院生で、専攻長の推薦する者
- 3) その他学生の模範となる行為のあった者として、教職員の推薦又は自薦のあった個人又は団体

(2) 優秀学生奨励金（担当：学生室学生ユニット）

学生の学力レベル向上に資することを目的とし、学業及び人物ともに優れている学生に、奨励金を給付する制度です。詳細は、担当ユニットにお問い合わせください。

(3) 経済的困窮学生への支援（担当：学生室厚生ユニット）

学力優秀でありながら、経済的困窮から勉学継続が困難な学生への支援を行う制度です。

対象者等			給付金額
学部学生	授業料免除申請者で免除を受けられなかった者	前後期とも3名	当該期の授業料半額分
	授業料免除申請者で半額免除を受けた者	前後期とも1名	
博士前期課程学生	入学料免除申請者で学力優秀な者	4名	当該入学料の半額分

7 行 事

(1) 新入生オリエンテーション

大学の概要と教育の方針を説明し、入学後における学生生活、単位履修の方法などについて、ガイダンスを行うとともに、合宿を通して、学生と教職員並びに学生相互の交流と親睦を深めることを目的に実施しています。

(2) 明徳祭（寮生主催）

明徳寮生が行う行事で、長い歴史と伝統ある祭として、広く市民にも親しまれています。6月下旬～7月上旬（3日間）実施。

(3) 体育祭（学生主催）

スポーツを通して学生相互並びに教職員との交流を深めることを目的として実施されています。開催種目は、ソフトボール、バレーボール、バスケットボール、サッカーです。年に1度のスポーツイベントですので、興味のある方は積極的に参加してみましょう。5月中旬～下旬（4日間）実施。

(4) 工大祭（学生主催）

学生自身が企画実施する行事で「公開実験」、「模擬店」、「映画会」、「コンサート」など盛りだくさんの催し物が公開されています。9月下旬実施。

(5) 在学生セミナー

コース毎に専門教育課程の全般についてガイダンスを行い、履修のための指針を与えるとともに、学生相互及び学生と教職員のコミュニケーションをより一層深めることを目的に実施（9～11月）しています。

8 福利厚生

(1) 大学会館

大学会館は、学生及び教職員の福利厚生のための施設です。課外活動や教室外における学生生活の憩いの場として大いに利用してください。

◎ 各種集会室：それぞれ人数に応じて集会・会議などの催しを行うことができますので、利用を希望するときは、遅くとも使用日の休日を除く3日前までに「大学会館使用許可願」により学生室学生ユニットに申し込んでください。

- ・多目的ホール 約170名
- ・第1集会室 約20名
- ・第2集会室（※和室） 約15名
- ・第3集会室（※和室） 約10名
- ・第4集会室 約30名
- ・第5集会室 約30名

◎ 印刷室：印刷機を備え付けてあります。利用を希望する場合は、大学会館1階の事務室へ行き、事務員に鍵を開けてもらってください。なお、用紙は利用者が用意してください。

(2) 厚生施設営業時間等

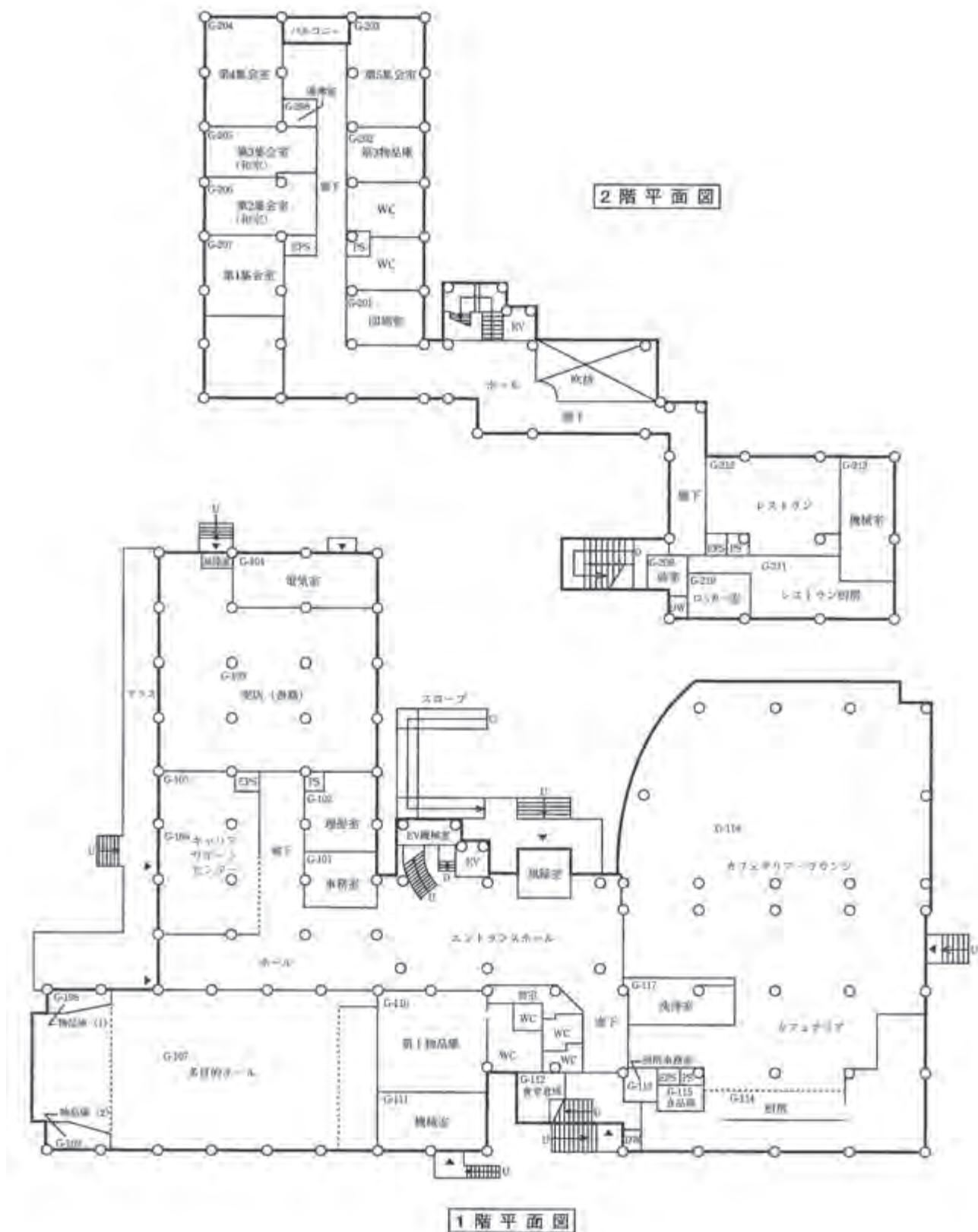
本学には、学生生活のための厚生施設があります。

なお、大学会館付近に食品、文房具、日用雑貨、情報機器、JR切符、航空券などを取り扱っている室蘭工業大学生活協同組合の店舗（パレット）があります。

休業期間中は営業時間が変更になります。また、大学行事等により営業時間が臨時的に変更になることがあります。

場 所	施 設 名	営 業 時 間		
		平日（月～金）	土曜	日曜・祝日
大学会館	学生食堂	10：00～20：30	11：30～14：00 17：00～19：00	閉 店
	レストラン	11：30～14：30	(土曜閉店)	閉 店
	書籍店	10：00～18：00		閉 店
	理髪室	09：00～19：00		閉 店
明徳寮	寮売店	16：30～20：15	15：15～19：00	閉 店
パレット	デイリー（地階）	10：00～21：00		10：00～18：00
	バラエティ（1階）	10：00～19：00		閉 店
	トラベル（1階）	10：00～18：00		閉 店

◎ 大学会館平面図



(3) 物品貸出 (担当: 学生室学生ユニット)

以下の物品を大学会館事務室で貸出しています。所定の手続きをして大いに利用してください。

貸出用具一覧 (各スポーツ用具の種類・数量等は、大学会館1階事務室へお問い合わせください。)

貸出物品	規格等	数量	貸出物品	規格等	数量
トランシーバー	小電力、周波数が1種類のみ	6台	空気入れ	自転車用・ボール用各1本	2本
ビデオカメラ	ハードディスク・カセット各2台	4台	キャンプ用テント	5人用、6人用、7人用各種	21張
プロジェクター		2台	クーラーボックス		5個
スクリーン	横幅220cm・180cm各1面	2面	大会用テント スキー用具		17張 65組
マイク付きアンプ	マイク2本付	4台	スノーボード		20組
三脚	大小各2台	4台	バスケットボール		6個
電子ホイッスル		2個	バレーボール	バレー・ソフトバレー	16個
ストップウォッチ		4個	サッカーボール		16個
デジタルタイマー		3台	フットサルボール		5個
指示棒		7本	バドミントン用具	ラケット・シャトル	一式
ゼッケン	1~30(黄・緑・ピンク) 1~40(オレンジ)	4組	野球用具	バット・ボール・グローブ等	一式
審判フラッグ	オレンジ色	52本	ソフトボール用具	バット・ボール等	一式
拡声器		2台	卓球用具	ラケット・ボール	一式
電源ドラム		15個	テニス用具	硬式・ソフト	一式

(4) 学生寮 (担当: 学生室厚生ユニット)

本学の男子学生寮は「明徳寮(めいとくりょう)」、女子学生寮は「明凜館(めいりんかん)」と称し、付近には緑も多く、静かな環境に位置しています。

学生寮での生活は、経済的な負担の軽減はもちろんのことですが、共同生活を通じて学び得る多くのことは、卒業後の社会において大いに役立つものと思われます。

1) 明徳寮

居室は1室あたり約15畳の広さの3人部屋ですが、一部屋は3つのユニットで仕切られているため個室のようになっており、プライバシーが確保されています。ユニットには机、椅子、ロフトベッド、本棚が用意されています。

なお、寮内には共同の利用施設として、ホール・談話室・浴室・洗濯室・乾燥室・売店等があり、また各階には洗面所・補食室があります。これらの施設は、それぞれの目的に応じて、寮生活をより一層潤いのあるものにするために、広く利用されています。

平成22年度から外国人留学生も入居しています。また、現在は学部入学時に限って入寮募集しております。

2) 明凜館

居室は約7畳の個室で、各居室にトイレ・ベッド・机・椅子・冷蔵庫・ストーブ・パイプハンガーが備え付けてあります。

また、共同の施設としてキッチン・シャワー室・洗濯室・ラウンジ・リビングなどがあります。ラウンジ・リビングには、テレビ・ソファーなどが設置されており、他の寮生との交流を図ることもできます。

◎ 学生寮に関する経費及び納付先等

	明徳寮（男子学生寮）		明凜館（女子学生寮）	
経費（月額）	寄宿料（部屋代）	6,500円	寄宿料	13,200円
	※雑費（光熱水料等実費）	9,500円	光熱水費等	11,800円
納付期日	毎月11日まで		月末まで	
納付先	明徳寮実行委員会		事務局1F財務グループ窓口	

※平成25年1月時点（雑費は実費の為変動する）

9 健康管理

本学では、学生の健康維持と増進を図るために保健管理センター（以下、センターという。）を設置しています。

センターのスタッフには、医師、カウンセラー、保健師がおり、健康で快適な学生生活を送れるように、いろいろな援助活動を行っています。

心や身体の健康に関する相談、学業の悩みや人生上の相談などについて、気軽に利用してください。

身長・体重・体脂肪計、血圧計、視力計、握力計などの検査用具も自由に利用できます。

（1）健康診断

学生の定期健康診断は、学校保健法に基づき、毎年4月下旬に大学会館で実施しています。全員必ず受診してください。定期健康診断の結果、再検査の対象になった学生には、センターから連絡があります。

定期健康診断の結果に基づいて、就職・進学・海外研修等に必要な健康診断証明書を発行しています。定期健康診断を受診していない場合は原則として発行できません。

また、放射線物質の使用者など特殊な実験を行う学生に対しては、特別定期健康診断を実施しています。

その他、体育系サークルなど各種大会出場時等で必要な場合、希望者による申し出があれば、臨時健康診断を行うことができます。

（2）定期健康診断の実施内容及び対象者

実施内容	対象者
胸部X線間接撮影 ※ ₁ ※ ₂	全員
尿検査	学部・大学院の入学年次生及び卒業年次生
計測（身長、体重、視力、血圧、脈拍数）	学部・大学院の入学年次生
内科診察	学部・大学院の入学年次生

※₁学部・大学院の入学年次生以外は健康診断時の申し出により省略可能です。

※₂健康診断証明書の発行には必須項目です。

（2）診療

センターでは、専任の医師による診察が受けられます。学生生活の中でのケガや病気に対して、応急処置や症状により薬を処方することができます。必要に応じて生活上の助言や専門医療機関への紹介も行っています。

（3）健康相談及びカウンセリング

体の異常を自覚したり不安を感じた場合は健康相談にも応じています。禁煙に関する相談も受け付けています。

学生生活、進路、生きがい、対人関係、性格などについての悩みや不安、そのほか精神的な問題についても、いつでも相談に応じます。

カウンセラーによるカウンセリングをご希望の方も、先ずは医師にご相談ください。

相談内容については、秘密を厳守します。匿名での電話相談にも応じます。

(4) 利用時間・連絡先

利用時間	平 日	9:00~12:00・13:00~17:00 (12:00~13:00 (昼休み) は閉館)
	土日・祝祭日・年末年始	休 館
連絡先	電話 : 0143-46-5855 メール : hac@mmm.muroran-it.ac.jp	

10 ハラスメント

ハラスメントにはさまざまな種類がありますが、教育現場で特に起こりやすいものとしてセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメントが挙げられます。

本学では、ハラスメント被害者などからの相談に応じるために、本学の職員を「ハラスメント相談員」として配置しています。相談者は、相談しやすい相談員を選んで相談することができます。相談する際には友人など付き添いの方が同行しても構いません。相談者の名誉、プライバシーは厳守し、相談を理由として単位認定、論文指導、進路指導などに関わる一切の不利益な取り扱いがなされないよう万全の措置を講じますので、安心して相談して下さい。

また、相談者のために医療的対応が必要な場合、あるいは専門的カウンセリングが必要な場合には、保健管理センターが対応しますので、同センターに相談して下さい。

なお、相談は電話、メールなどで行うこともできます。電話番号、メールアドレスなどについては、ポスター、本学ホームページで確認してください。

ハラスメント相談員はハラスメントに関する相談があった場合、本学ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）に報告を行います。報告を受けた防止委員会は、相談者の意向を尊重して問題解決のための措置を講じ、調査結果及び問題解決のための措置内容について、相談者への説明を行います。

本学でのハラスメントの防止と対応及びハラスメントの具体例等については、以下を参照して下さい。本学ホームページにも掲載しています。

- ・国立大学法人室蘭工業大学におけるハラスメントの防止等に関する規則（136頁）
- ・ハラスメントをなくすために、職員、学生等が認識すべき事項についての指針（139頁）

11 学生総合相談室

皆さんのが学生生活を送る上で、様々な問題を抱えて悩むことがあると思います。特に入学当初は、多くの問題に直面することがあると思いますが、悩みがあつて苦しいとき、どうしたらよいかわからないとき、アドバイスが欲しいとき、次のような気軽に相談できる態勢を整えています。

(1) 学生相談室

学生相談室は、学生総合相談員として指定された学内の教職員による相談体制で、学生支援センター内にあります。

◎連絡先

学生総合相談員の連絡先は、学内の掲示板に掲示します。

- ・学生室 e メールアドレス : gakusei@mmm.muroran-it.ac.jp
- ・学生相談箱（声） : 学生支援センター入口及び大学会館廊下に設置
- ・学生室電話&FAX : 電話) 0143-46-5120, FAX) 0143-44-0981

（2）オフィスアワー

授業などを担当する教員が、学生と面談できる時間を表示して学生からの質問や各種相談を受ける相談体制です。

（3）チューター制度

教員に学生を数人ずつ割り振り、修学や生活面における相談にのっています。

12 傷害保険等の加入

（1）学生教育研究災害傷害保険等（担当：学生室学生ユニット）

学生教育研究災害傷害保険（以下「学研災」という。）は、教育研究活動中（大学行事、課外活動中を含む。）及び通学中などにおける災害・傷害の事故に対し、被害者救済の措置として設立されたものであり、任意加入となっていますが、本学では万一の災害事故に備えて、全員が加入することを勧めております。

なお、本人の傷害を対象とした保険の他にも、教育研究活動中として大学が認めたインターンシップ・介護体験活動・教育実習等における対人・対物の賠償責任保険や病気等の場合も対象となる学研災付帯学生生活総合保険も加入できます。

詳細は、『学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり』を参照する、又は担当ユニットにお尋ねください。なお、退学・休学・留年の場合にも所定の手続きが必要となりますので、担当ユニットへお尋ねください。

（2）スポーツ安全保険（担当：学生室学生ユニット）

学研災の他に、課外活動中に生じた事故などによって傷害を被った場合、傷害の程度に応じて補償する（財）スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」制度があります。ただし、この保険は個人単位で加入することはできず、課外活動サークルなどの団体単位で加入することになります。本保険に加入しようとするサークルなどは、担当ユニットに申し出てください。

13 国民年金の加入

国民年金は、20歳から60歳までのすべての方が加入しなければなりません。従って、学生であっても20歳になったら当然加入することになります。加入の届出は、住民登録している市区町村の国民年金担当窓口で行ってください。

なお、所得が少なく国民年金を納めることが困難な学生は、学生納付特例制度という国民年金の納付が猶予される制度が利用できます。詳しくは、学生室にあるパンフレットを参照するか、又は住民票がある市区町村の国民年金担当窓口へ相談してください。

14 課外活動

学生時代に、勉学の他に、それぞれの趣味と適正を活かして好きなことのために時間を使うことは、自己研鑽のためにも有意義なことです。活動がグループで行われるときは、友を得、友と交わり、集団の生活を通して責任ある行動が出来る、豊かな人間性を育てることになります。課外活動を通じて得られる成果は、人間形成に多大な影響力をもたらすものであり、これから的人生に大きな意味を持つものです。高校時代から、クラブ活動などの経験のある学生も、経験のない学生も、自分の隠れた才能の発見や、自己研磨と相互研磨のために、積極的に課外活動に参加し、実り豊かな学生生活を送ることを期待します。

各サークルの詳細については、本学ホームページ及びサークル紹介誌を参照してください。

(1) 課外活動施設

本学には、体育館をはじめ、次のとおり課外活動施設がありますので、大いに利用してください。なお、これらの施設を利用するときは、それぞれの施設の使用上の注意を守って使用してください。特に、火災・盗難には十分気をつけてください。

施設名	面積等	施設の内容
体育館（武道場、トレーニングルームを含む）	2,856 m ²	バドミントン8面、バレー・ポール2面、テニス2面、バスケットボール2面、ハンドボール2面
グランド	1ヶ所	野球、サッカー、ラグビーなど兼用
テニスコート	6面	全天候3面、クレイコート3面
サークル会館1号館	824 m ²	部室等
サークル会館2号館	397 m ²	部室等
サークル会館3号館	495 m ²	部室、研修室（貸出用2部屋）、備蓄倉庫等
合宿研修所	202 m ²	収容人員50名
弓道場	89 m ²	5人立ち
ヨット艇庫	100 m ²	室蘭市絵鞆町
アーチェリー場	1ヶ所	

《トレーニングルームの利用について》

利用時間：月～金曜日（※土・日・祝日を除く）9：00～20：00

（体育授業で使用している時間及び体育館内で各種イベントがある場合は利用できません。）

備え付けてあるトレーニング機器：

- ・エロバシイ
- ・フルオーバーマシン
- ・アダクションマシン
- ・レッグエクステンション
- ・フルアップマシン
- ・トライセップスエクステンション
- ・バタフライ
- ・ショルダープレス
- ・レッグプレス&カーフレイズ
- ・ランニングマシン
- ・ウェイトリフティング器具

※ 利用するには、年2回（春・秋）開催する安全管理講習を受講した者に交付する「トレーニング機器利用許可証」が必要となります。トレーニングルーム使用心得を守り、事故のないよう安全に利用してください。

(2) 課外活動のための手続き

Q 同好会を設立するには

- ☞ 同好会を設立するときは、学内団体結成届を学生室学生ユニットに提出してください。また、設立にあたっては、必ず顧問教員をおき、指導・助言を得るようにしてください。

Q 同好会から部へ昇格するには

- ☞ 同好会から部へ昇格させたいときは、学生室学生ユニットに相談してください。サークル執行委員会で活動状況などを考慮したうえで審議し、サークル常任委員会で承認することになります。ただし、昇格するためには部員数や各種行事への参加等の条件があり、同

好会設立から最低3年以上経過していなければ認められません。

Q 学内施設を使用するには

- ☞ 課外活動などで、学内の施設を使用するときは、学内施設使用許可願を学生室学生ユニットに提出して許可を受けてください。ただし、講義室を課外活動目的で使用することはできません。

Q 合宿するときは

- ☞ サークルの合宿練習などのために合宿するときは、合宿届と宿泊する者全員の名簿を学生室学生ユニットに提出してください。

Q 遠征するときは

- ☞ サークルの对外試合・各種コンテスト参加及び合宿などのために室蘭市外へ旅行するときは、遠征届と遠征する者全員の名簿に对外試合・各種コンテストの実施要項などの写しを併せて学生室学生ユニットに提出してください。また、試合などの参加のため授業を欠席するときは、欠席届を教務グループ教務ユニットに提出してください。

Q 学外で活動するときは

- ☞ 合宿・遠征以外で、室蘭市内においてサークル活動を行うときは、課外活動届と活動を行う者全員の名簿を学生室学生ユニットに提出してください。

Q 登山するときは

- ☞ ワンダーフォーゲル部などが登山するときは、登山計画書を学生室学生ユニットに提出してください。また、下山の際は、学生室学生ユニット及び予め定めたところに電話などで報告してください。

Q サークルが掲示（立看板・ポスターなど）をしようとするときは

- ☞ 学生室学生ユニットに立看板等設置届または掲示物を持参して許可を受けてください。

(3) サークルへの郵便物

各サークルへの郵便物などで、大学に届けられたものは、学生支援センター内のサークルポストに入れてあります。また、大学から各サークルへの連絡文書の一部を投函する場合もあります。サークル関係者の方は、毎日確認してください。

【主な届出書類と提出期限等】

主な届出書類	提出期限等
学内団体結成届	結成時
学内団体継続届	毎年度5月末まで（提出がない場合は廃部とみなします）
役員改選届	改選時
学内施設使用許可願	使用日の3日前まで（土日祝日を除く）
課外活動施設使用時間延長許可願	使用日の3日前まで（土日祝日を除く）
合宿届	合宿開始3日前まで（土日祝日を除く）
遠征届	遠征日の3日前まで（土日祝日を除く）
課外活動届	活動日の3日前まで（土日祝日を除く）
登山計画書	登山日の3日前まで（土日祝日を除く）
立看板等設置届	設置の1週間前まで

※ 大会などに参加する場合は、当該大会の実施要項などの写しを併せて提出してください。

15 共同利用合宿研修施設

北海道地区国立大学大滝セミナーハウス（担当：学生室学生ユニット）

大滝セミナーハウスは共同生活を通じ、学生および教職員の交流を促進するとともに、学生

の正課および課外教育活動を助長し、もって大学教育の効果を高めることを目的とする北海道地区国立大学の共同合宿研修施設です。

利用を希望する者は、事前に担当ユニットで必要書類を受け取り、利用の6か月前から20日前までに北海道大学学務部学生支援課へ予約をして、申込書を提出してください。（提出先：学生室学生ユニット）また後日、北海道大学から利用許可書が送付されてきますので、必ず学生室に取りに来てください。

施設の詳細は、北海道大学ホームページ（学生生活>学生関連施設>北海道地区国立大学大滝セミナーハウス）を参照してください。

⇒<http://www.hokudai.ac.jp/gakusei/campus-life/facility/seminar.html>

16 図書館を利用するためには

（1）はじめに

図書館は、大学における学習・教育・研究などに必要な資料を収集、整理し、提供しています。また、自学自習の場、総合的教養を養う場でもあり、快適な学習空間の構築を心掛けています。ここでは、図書館の利用について概略を説明します。

（2）開館時間・休館日

1) 開館時間

	月～金曜日	土・日曜日	祝日
授業期間	9:00～21:00	10:00～17:00	
休業期間	9:00～17:00	10:00～17:00	
試験期間（試験開始日1週間前～試験終了日）			9:00～21:00

2) 休館日

祝日、年末年始（12月28日～1月4日）

なお、臨時に休館するときは、館内掲示、ホームページ等でお知らせします。

（3）入館及び利用

入館・貸出及び各種設備の利用には、「学生証」が必要です。

（4）館外貸出

館外貸出の冊数と期間は以下のとおりです。

利 用 者	貸出冊数	貸出期間
学部学生、科目等履修生及び特別聴講学生	10冊以内	14日間以内
大学院学生、研究生及び特別研究学生	15冊以内	30日間以内

（5）その他

図書館では、文献・図書の所在調査や他大学等からの必要な資料の取り寄せなど学習・研究に必要な資料の入手に関する種々のサービスを行っております。そのような必要性がある場合はお気軽に図書館カウンターまでご相談ください。

その他利用にあたっての詳細については、館内の掲示やホームページ、公式Facebookやtwitter、各種パンフレット等をご覧ください。

17 就職（担当：キャリア・サポート・センター）

（1）就職あっせん

就職のあっせんは、各学科の就職担当教員が行っていますので、就職担当教員と充分連絡をとって進めてください。

（2）キャリア・サポート・センター

大学会館内に『キャリア・サポート・センター』を設置し、就職ガイダンスの開催、就職相談、企業との連絡調整、インターンシップの実施、キャリア教育等の就職支援業務を行っています。

また、求人票、企業のパンフレット、各種就職情報資料を閲覧しているほか、就職情報を検索するためのパソコンを設置していますので積極的に利用してください。

（3）就職相談

就職について、いろいろな不安や悩み、分からぬことが生じたときは、『キャリア・サポート・センター』か、学科の就職担当教員に相談してください。就職は、最終的には自分自身が決定しなければなりませんが、一人で悩まないで気軽に相談してください。

第3部 資 料

1 沿革の概要

- 明治 20 年(1887) 3 月 札幌農学校に北海道大学附属土木専門部の前身である工学科(4年課程)が設置された。
- 明治 29 年(1896) 6 月 工学科が廃止された(明治 27 年(1894)より学生の募集停止)。
- 明治 30 年(1897) 5 月 札幌農学校土木工学科(3年課程)が設置された。
- 明治 40 年(1907) 6 月 仙台に東北帝国大学が設置されたことにより札幌農学校は東北帝国大学農科大学となり、土木工学科はその附属となった。
- 大正 7 年(1918) 4 月 北海道帝国大学附属土木専門部となった。
- 昭和 14 年(1939) 5 月 本学の前身たる室蘭高等工業学校(機械科、電気科、工業化学科、採鉱科、冶金科)が設置された。
- 〃 吉町太郎一が校長に就任した。
- 昭和 18 年(1943) 10 月 森慶三郎が校長に就任した。
- 昭和 19 年(1944) 4 月 室蘭工業専門学校と改称した。
- 昭和 23 年(1948) 8 月 井口鹿象が校長に就任した。
- 昭和 24 年(1949) 5 月 室蘭工業大学(編成校、室蘭工業専門学校、北海道大学附属土木専門部)が設置され、電気工学科、工業化学科、鉱山工学科、土木工学科の4学科が置かれた。
- 〃 井口鹿象が学長に就任した。
- 昭和 25 年(1950) 1 月 不慮の火災により校舎の大半を焼失した。
- 昭和 29 年(1954) 4 月 工業教員養成課程を設置した。
- 昭和 30 年(1955) 7 月 機械工学科を設置した。
- 昭和 31 年(1956) 3 月 佐伯利吉が学長事務取扱に就任した。
- 昭和 31 年(1956) 5 月 大賀恵二が学長に就任した。
- 昭和 33 年(1958) 4 月 工学専攻科(電気工学専攻、工業化学専攻、鉱山工学専攻、土木工学専攻、機械工学専攻)を設置した。
- 昭和 34 年(1959) 4 月 金属工学科を設置した。
- 昭和 35 年(1960) 4 月 室蘭工業大学短期大学部(機械科、電気科)を併置した。
- 昭和 35 年(1960) 5 月 大坪喜久太郎が学長に就任した。
- 昭和 37 年(1962) 4 月 化学工学科を設置した。
- 昭和 38 年(1963) 4 月 産業機械工学科を設置した。
- 〃 工学専攻科に金属工学専攻を設置した。
- 昭和 39 年(1964) 4 月 工学部第 2 部(機械工学科、電気工学科)を設置した。
- 昭和 40 年(1965) 3 月 工学専攻科を廃止した。
- 昭和 40 年(1965) 4 月 鉱山工学科を開発工学科と改めた。
- 〃 大学院工学研究科修士課程(電気工学専攻、工業化学専攻、開発工学専攻、土木工学専攻、機械工学専攻、金属工学専攻)を設置した。
- 昭和 41 年(1966) 3 月 電気計算機室を設置した。
- 昭和 41 年(1966) 4 月 建築工学科を設置した。
- 〃 大学院工学研究科修士課程に化学工学専攻を設置した。
- 〃 室蘭工業大学短期大学部を廃止した。
- 昭和 42 年(1967) 4 月 電子工学科を設置した。
- 〃 大学院工学研究科修士課程に産業機械工学専攻を設置した。
- 昭和 42 年(1967) 11 月 澤茂夫が学長事務取扱に就任した。
- 昭和 43 年(1968) 3 月 阿部興が学長に就任した。
- 昭和 45 年(1970) 4 月 大学院工学研究科修士課程に建築工学専攻を設置した。
- 〃 保健管理センターを設置した。

- 昭和 45 年(1970) 5 月 一場久美が学長事務取扱に就任した。
- 昭和 46 年(1971) 4 月 大学院工学研究科修士課程に電子工学専攻を設置した。
 ハ 金森祥一が学長に就任した。
- 昭和 48 年(1973) 4 月 工学部附属情報処理教育センターを設置した。
- 昭和 49 年(1974) 10 月 開学 25 周年記念式典を挙行した。
- 昭和 50 年(1975) 4 月 竹内榮が学長に就任した。
- 昭和 53 年(1978) 4 月 大学院工学研究科修士課程にエネルギー工学専攻を設置した。
- 昭和 54 年(1979) 4 月 吉田正夫が学長に就任した。
 ハ 応用物性学科を設置した。
- 昭和 58 年(1983) 4 月 小林晴夫が学長に就任した。
- 昭和 58 年(1983) 11 月 北海道大学工学研究科と単位互換協定を締結した。
- 昭和 58 年(1983) 12 月 北海道大学理学研究科と単位互換協定を締結した。
- 昭和 59 年(1984) 4 月 大学院工学研究科修士課程に応用物性学専攻を設置した。
- 昭和 60 年(1985) 10 月 アメリカ合衆国オレゴン工科大学と国際学術交流協定を締結した。
- 昭和 63 年(1988) 4 月 地域共同研究開発センターを設置した。
- 昭和 63 年(1988) 9 月 中華人民共和国北方工業大学と国際学術交流協定を締結した。
- 昭和 63 年(1988) 11 月 中華人民共和国焦作工学院（現、河南理工大学）と国際学術交流協定を締結した。
- 平成元年(1989) 10 月 室蘭工業大学創立札幌開校 100 周年、室蘭開校 50 周年記念式典を挙行し、記念碑“新しい風”がつくられた。
- 平成 2 年(1990) 2 月 学章（シンボルマーク）を制定した。
- 平成 2 年(1990) 4 月 工学部の「電気工学科、工業化学科、開発工学科、土木工学科、機械工学科、金属工学科、化学工学科、産業機械工学科、建築工学科、電子工学科、応用物性学科、第 2 部機械工学科、第 2 部電気工学科」を「建設システム工学科、機械システム工学科、情報工学科、電気電子工学科、材料物性工学科、応用化学科」に、大学院工学研究科修士課程「電気工学専攻、工業化学専攻、開発工学専攻、土木工学専攻、機械工学専攻、金属工学専攻、化学工学専攻、産業機械工学専攻、建築工学専攻、電子工学専攻、応用物性学専攻、エネルギー工学専攻」を博士前期課程「建設システム工学専攻、機械システム工学専攻、情報工学専攻、電気電子工学専攻、材料物性工学専攻、応用化学専攻」に改組した。
- ハ 関連して工業教員養成課程を廃止した。
- ハ 大学院工学研究科に博士後期課程「建設工学専攻、生産情報システム工学専攻、物質工学専攻」を設置した。
- 平成 3 年(1991) 4 月 荒川卓が学長に就任した。
- ハ 教育職員免許状授与の課程を認定した（工業）。
- 平成 4 年(1992) 4 月 国際交流室を設置した。
- 平成 4 年(1992) 7 月 アメリカ合衆国テネシー大学ノックスビル校と国際学術交流協定を締結した。
- 平成 6 年(1994) 6 月 一般教育課程等を改組再編し、共通講座を設置するとともに、一般教育教官を専門学科に分属した。
- 平成 7 年(1995) 7 月 アメリカ合衆国テネシー大学ノックスビル校との国際学術交流協定が締結期間満了により終了した。
- 平成 8 年(1996) 9 月 中華人民共和国北方工業大学との国際学術交流協定が締結期間満了により終了した。
- 平成 8 年(1996) 10 月 中華人民共和國大連鉄道学院（現、大連交通大学）と国際学術交流協定を締結した。
- 平成 9 年(1997) 4 月 泉清人が学長に就任した。
- ハ 工学部附属情報メディア教育センターを設置した。
- ハ 機器分析センターを設置した。
- 平成 9 年(1997) 10 月 松岡健一が学長事務取扱に就任した。
- 平成 10 年(1998) 2 月 田頭博昭が学長に就任した。

- 平成 11 年(1999) 3 月 オーストラリアロイヤルメルボルン工科大学と国際学術交流協定を締結した。
- 〃 工学部第 2 部を閉部した。
- 平成 11 年(1999) 4 月 サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを設置した。
- 平成 12 年(2000) 4 月 大学院工学研究科博士後期課程に創成機能科学専攻を設置した。
- 平成 12 年(2000) 10 月 アメリカ合衆国ウエスタン・ワシントン大学と国際学術交流協定を締結した。
- 平成 13 年(2001) 3 月 フィンランドヘルシンキ工科大学電気通信工学科（現、アアルト大学電気工学部）と学科間交流協定を締結した。
- 〃 北見工業大学と単位互換協定を締結した。
- 平成 13 年(2001) 4 月 教育職員免許状授与の課程を認定した（情報）。
- 平成 13 年(2001) 11 月 スペイングラナダ大学と国際学術交流協定を締結した。
- 平成 13 年(2001) 12 月 スペインマドリッド自治大学と国際学術交流協定を締結した。
- 平成 14 年(2002) 11 月 総合研究棟を設置した。
- 平成 15 年(2003) 2 月 北見工業大学、東京農工大学、電気通信大学、長岡技術科学大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、京都工芸繊維大学、九州工業大学、北陸先端科学技術大学院大学及び奈良先端科学技術大学院大学との遠隔教育による単位互換協定を締結した。
- 平成 16 年(2004) 1 月 苫小牧工業高等専門学校と単位互換協定を締結した。
- 平成 16 年(2004) 2 月 中華人民共和国北京科技大学と国際学術交流協定を締結した。
- 〃 ドイツ連邦共和国ロストック大学情報電気工学部と学科間交流協定を締結した。
- 平成 16 年(2004) 3 月 北見工業大学、東京農工大学、東京工業大学、電気通信大学、長岡技術科学大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、京都工芸繊維大学、九州工業大学、北陸先端科学技術大学院大学及び奈良先端科学技術大学院大学との遠隔教育による単位互換協定を締結した。
- 平成 16 年(2004) 4 月 新たに国立大学法人室蘭工業大学となり、田頭博昭が国立大学法人室蘭工業大学長に就任した。
- 〃 大韓民国忠南大学校と国際学術交流協定を締結した。
- 平成 16 年(2004) 6 月 大韓民国安東大学校と国際学術交流協定を締結した。
- 平成 16 年(2004) 9 月 大韓民国釜慶大学校工科大学と国際学術交流協定を締結した。
- 〃 文化女子大学室蘭短期大学と単位互換協定を締結した。
- 平成 16 年(2004) 10 月 教育研究等支援機構を設置した。
- 〃 環境科学・防災研究センターを設置した。
- 平成 17 年(2005) 3 月 航空宇宙機システム研究センターを設置した。
- 平成 17 年(2005) 4 月 キャリア・サポート・センターを設置した。
- 〃 知的財産本部を設置した。
- 〃 タイチェンマイ大学と国際学術交流協定を締結した。
- 〃 タイキングモンクト工科大学ラカバンと国際学術交流協定を締結した。
- 平成 17 年(2005) 5 月 ロシア連邦ニコラエフ無機化学研究所と国際学術交流協定を締結した。
- 平成 17 年(2005) 12 月 北海道大学大学院情報科学研究科と単位互換協定を締結した。
- 平成 18 年(2006) 1 月 ものづくり基盤センターを設置した。
- 平成 18 年(2006) 2 月 松岡健一が国立大学法人室蘭工業大学長に就任した。
- 平成 18 年(2006) 4 月 全学共通教育センターを設置した。
- 平成 18 年(2006) 10 月 オーストリアレオベ恩大学と国際学術交流協定を締結した。
- 平成 18 年(2006) 11 月 ハンガリーミシュコルツ大学と国際学術交流協定を締結した。
- 平成 19 年(2007) 1 月 ロシア極東工科大学及び三井物産戦略研究所と三者間学術交流協定を締結した。
- 平成 19 年(2007) 3 月 国立大学法人小樽商科大学と単位互換協定を締結した。
- 〃 ベトナムハノイ建築大学と国際学術交流協定を締結した。
- 平成 19 年(2007) 4 月 國際交流センターを設置した。
- 平成 19 年(2007) 7 月 大韓民国ソウル産業大学校（現、ソウル科技大学）と国際学術交流協定を締結した。
- 平成 19 年(2007) 9 月 国立大学法人小樽商科大学と包括連携協定を締結した。

平成 19 年(2007) 11 月	公立大学法人札幌医科大学と包括連携協定を締結した。
〃	ドイツ連邦ダルムシュタット工科大学電気情報工学部と国際学術交流協定を締結した。
〃	中華人民共和国瀋陽工業大学と国際学術交流協定を締結した。
〃	中華人民共和国華中科技大学と国際学術交流協定を締結した。
〃	中華人民共和国蘇州大学と国際学術交流協定を締結した。
平成 19 年(2007) 12 月	学校法人五島育英会武藏工業大学と包括連携協定を締結した。
平成 20 年(2008) 4 月	大学院工学研究科博士前期課程に「航空宇宙システム工学専攻、公共システム工学専攻、数理システム工学専攻」を設置した。
平成 20 年(2008) 6 月	中華人民共和国内蒙古師範大学と学術交流協定を締結した。
平成 20 年(2008) 12 月	ロシアニコラエフ無機化学研究所及び独立行政法人産業技術総合研究所と三者間学術交流協定を締結した。
平成 21 年(2009) 1 月	大韓民国韓国海洋大学校と学術交流協定を締結した。
平成 21 年(2009) 4 月	佐藤一彦が国立大学法人室蘭工業大学長に就任した。
〃	工学部の「建設システム工学科、機械システム工学科、情報工学科、電気電子工学科、材料物性工学科、応用化学科」を「建築社会基盤系学科、機械航空創造系学科、応用理化学系学科、情報電子工学系学科」に改組した。
〃	大学院工学研究科博士前期課程の「建設システム工学専攻、機械システム工学専攻、情報工学専攻、電気電子工学専攻、材料物性工学専攻、応用化学専攻」を「建築社会基盤系専攻、機械創造工学系専攻、応用理化学系専攻、情報電子工学系専攻」に改組した。
〃	大学院工学研究科博士後期課程の「建設工学専攻、生産情報システム工学専攻、物質工学専攻、創成機能科学専攻」を「建設環境工学専攻、生産情報システム工学専攻、航空宇宙システム工学専攻、物質工学専攻、創成機能工学専攻」に改組した。
〃	教員組織として「くらし環境系領域、もの創造系領域、しくみ情報系領域、ひと文化系領域」を設置した。
〃	教育職員免許状授与の課程を認定した（理科）（数学）。
平成 21 年(2009) 8 月	ポーランド AGH 科学技術大学と学術交流協定を締結した。
平成 21 年(2009) 12 月	室蘭工業大学創立 60 周年を記念し、ロゴマーク・キャラクターを制定した。
平成 22 年(2010) 2 月	ロシア極東工科大学及び三井物産戦略研究所との三者間学術交流協定を、ロシア極東工科大学との二者間学術交流協定に変更した。
平成 22 年(2010) 3 月	札幌医科大学、小樽商科大学、北海道医療大学及び千歳科学技術大学と単位互換協定を締結した。
〃	函館工業高等専門学校、苫小牧工業高等専門学校、釧路工業高等専門学校及び旭川工業高等専門学校と学術交流協定を締結した。
〃	環境・エネルギーシステム材料研究機構を設置した。
平成 22 年(2010) 4 月	タイ泰日工業大学と学術交流協定を締結した。
平成 22 年(2010) 11 月	ウクライナプリアゾフスキイ国立工科大学と学術交流協定を締結した。
平成 22 年(2010) 12 月	台湾大葉大学と学術交流協定を締結した。
平成 23 年(2011) 3 月	北見工業大学、電気通信大学、大分大学、秋田県立大学及び崇城大学と単位互換協定を締結した。
平成 23 年(2011) 7 月	ロシアヨツヘ物理技術研究所と学術交流協定を締結した。
平成 23 年(2011) 8 月	公立はこだて未来大学と学術交流協定を締結した。
平成 24 年(2011) 3 月	北見工業大学、電気通信大学、富山大学、大分大学及び秋田県立大学と単位互換協定を再締結した。
平成 24 年(2012) 6 月	ドイツツヴィッカウ応用科学大学と学術交流協定を締結した。
平成 24 年(2012) 9 月	ドイツケムニッツ工科大学と学術交流協定を締結した。
〃	韓国ソウル特別市保健環境研究院と学術交流協定を締結した。
平成 24 年(2012) 10 月	環境調和材料工学研究センターを設置した。

2 室蘭工業大学学則

平成16年度室工大学則第1号

目次

- 第1章 目的及び使命（第1条）
- 第2章 学科、修業年限及び収容定員（第2条—第4条）
- 第3章 学年、学期及び休業日（第5条—第7条）
- 第4章 教育課程及び履修方法（第8条—第19条）
- 第5章 卒業及び学位（第20条・第21条）
- 第6章 入学、退学、休学、転学、留学及び除籍（第22条—第40条）
- 第7章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第41条—第55条）
- 第8章 科目等履修生、特別聴講学生及び研究生（第56条—第58条）
- 第9章 外国人留学生（第59条）
- 第10章 公開講座（第60条）
- 第11章 学寮、女子寮及び厚生施設（第61条）
- 第12章 賞罰（第62条—第64条）
- 第13章 職員組織（第65条）

附則

第1章 目的及び使命

（目的及び使命）

第1条 室蘭工業大学（以下「本学」という。）は、教育基本法並びに学校教育法に則り、高い知性と豊かな教養を備えた有能な人物を養成するとともに、高度の工業的知識及び技術の教授並びに学術の研究を為することを目的とし、科学文化の向上発展並びに産業の興隆に寄与し、もって世界の平和と人類の福祉に貢献することを使命とする。

第2章 学科、修業年限及び収容定員

（学部及び学科）

第2条 本学に工学部を置き、次の学科を置く。

建築社会基盤系学科

機械航空創造系学科

応用理化学系学科

情報電子工学系学科

2 前項の学科に、学生の教育上の区分として、次のコースを置く。

昼間に授業を行うコース（以下「昼間コース」という。） 全学科

主として夜間に授業を行うコース（以下「夜間主コース」という。）

機械航空創造系学科

情報電子工学系学科

3 前項の昼間コースの学科に、履修上の区分として、コースを置く。

（学科の教育目的）

第2条の2 学科の教育目的は、別表第1のとおりとする。

（修業年限及び在学期間）

第3条 本学の修業年限は4年とする。

2 在学期間は、通算して8年を超えることはできない。ただし、第26条から第28条までの規定により入学した学生は、第30条により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

（収容定員）

第4条 本学の収容定員は、次のとおりとする。

	入学定員	3年次編入学定員	総定員
建築社会基盤系学科昼間コース	110名	10名	460名
機械航空創造系学科昼間コース 夜間主コース	140名 20名	10名	580名 80名
応用理化学系学科昼間コース	130名	10名	540名
情報電子工学系学科昼間コース 夜間主コース	180名 20名	10名	740名 80名
合計	600名	40名	2,480名

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を2期に分け、4月1日から9月30日までを前期、10月1日から翌年3月31日までを後期とする。

(休業日)

第7条 休業日を次のとおり定める。ただし、第4号の期間は、毎年度学年暦により定めるものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 本学の開学記念日 5月22日
- (4) 春期、夏期及び冬期休業期間

2 前項に定めるもののほか、臨時の休業日及び休業日変更は、その都度学長が定める。

3 前2項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合には、休業期間中に授業を行うことができる。

第4章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第8条 本学の教育課程は、主専門教育課程、副専門教育課程及び教職課程とする。

(主専門教育課程)

第9条 主専門教育課程の授業科目、単位数、履修方法等は、別表第2のとおりとする。

(副専門教育課程)

第10条 副専門教育課程の授業科目、単位数、履修方法等は、別表第3のとおりとする。

(教育職員の免許状授与の所要資格の取得)

第11条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 教職課程の授業科目、単位数、履修方法等は、別表第4のとおりとする。

3 本学工学部において取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

区分	種類	教科
建築社会基盤系学科昼間コース	高等学校教諭1種免許状	理科、工業
機械航空創造系学科昼間コース		理科、工業
機械航空創造系学科夜間主コース		工業
応用理化学系学科昼間コース		理科、工業
情報電子工学系学科昼間コース		数学、情報、工業
情報電子工学系学科夜間主コース		工業

(授業の方法)

第12条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

(単位の計算方法)

第13条 授業科目的単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

(履修)

第14条 授業科目は、当該担当教員が、修学終了を証明したとき、履修したものとする。

(単位の授与)

第15条 履修した授業科目については、試験を行い、合格した者に所定の単位を与える。

(他の大学又は短期大学における授業科目的履修等)

第16条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、学生が当該他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が第39条第1項の規定により留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 3 前2項の規定により、本学において修得したものとみなすことができる単位数は、合計60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第17条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他の文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第18条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学及び短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、再入学及び転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第16条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(規則等への委任)

第19条 授業、履修、試験、他大学等における授業科目的履修等、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位等の認定等に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 卒業及び学位

(卒業)

第20条 本学に修業年限（第26条から第28条までの規定により入学した者については、第30条により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第12条第2項の授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(学位)

第21条 本学を卒業した者に学士の学位を授与する。

2 学士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 入学、退学、休学、転学、留学及び除籍

(入学の時期)

第22条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

(入学資格)

第23条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第24条 本学への入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

(入学者の選考)

第25条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(編入学)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学を志願する者があるときは、選考の上、3年次に入学を許可する。

- (1) 短期大学及び高等専門学校を卒業した者
- (2) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であること、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者
- (3) 学士の学位を有する者

(再入学)

第27条 本学に1年以上在学し、第33条の規定により退学した者で、再入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

(転入学)

第28条 他の大学に1年以上在学している者で、本学に転入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

(転学科)

第29条 一の学科の学生であって他の学科に転学科を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に転学科を許可することがある。

2 前項の規定により転学科を許可された者に関し必要な事項は、別に定める。

(編入学、再入学及び転入学の修業年限等)

第30条 第26条から第28条までの規定により入学した者の在学すべき年数その他必要な事項は、別に定める。

(入学手続)

第31条 選考の結果に基づき合格の通知を受けた者（第29条の規定により転学科を許可された者を除く。）

は、所定の期日までに、誓約書、保証書その他所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。ただし、入学料の免除又は徴収猶予の申請をした者にあっては、別に定めるところにより入学料の納付を猶予される。

2 学長は、前項の入学手続きをした者に入学を許可する。

(保証人)

第32条 保証人は、独立の生計を営み、確実に保証人の責任を果すことのできる成年者でなければならない。

2 保証人が死亡し、又は前項の資格を失ったときは、遅滞なく新たに保証人を立て、届け出なければならぬ。

(退学)

第33条 学生が退学しようとするときは、理由を具した保証人連署の願書を提出し、学長の許可を得なければならない。

(休学)

第34条 学生が病気その他やむを得ない事由で、3か月以上修学できない場合は、保証人連署の願書を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 病気による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

3 学長は、必要と認めるとき、学生に休学を命ずることがある。

(休学期間)

第35条 休学期間は、1年以内とする。ただし、病気による休学にあってはその病状により1年を限ってこの期間を延長することができる。

2 休学期間は通算して4年を超えることはできない。

3 休学期間は、これを在学期間に算入しない。

(復学)

第36条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第37条 学生が、他の大学に転学を志願するときは、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。

(他大学等への入学)

第38条 学生が他の大学又は本学の他の学科に入学を志願するときは、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第39条 学生が外国の大学又は短期大学で修学しようとするときは、保証人連署の願書を提出し、学長の許可を得て留学することができる。

2 留学期間は、1年以内とする。

3 留学期間は、第20条に定める在学期間に算入する。

(除籍)

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 入学料の免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除若しくは徴収猶予の許可を受けた者で、所定の期日までに入学料を納付しない者
- (2) 所定の期日までに授業料を納付せず、督促してもなお納付しない者
- (3) 第3条第2項に定める在学期間を超えた者
- (4) 第35条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (5) 病気、その他の理由により修学の見込みがないと認められる者
- (6) 長期間にわたり行方不明の者

第7章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料)

第41条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額及び収納方法については、別に定めるところによる。

(編入学等の場合の授業料)

第42条 第26条から第28条までの規定により入学した者の授業料は、入学した年次の在学者に係る額と同額とする。

(中途入学者の授業料)

第43条 入学者の責に属さない事情により、入学の時期が授業料の納期後であった者は、入学した月から次の期前までの授業料を入学した月に納付しなければならない。

(休学及び復学の場合の授業料)

第44条 休学を許可された者又は命ぜられた者には、その期に係る授業料について休学した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその休学期間中に係る額を免除することができる。

2 前期又は後期の中途において復学した者は、復学した月から次の期前までの授業料を復学した月に納付しなければならない。

(留学の場合の授業料)

第45条 第39条第1項の規定による留学を許可された者は、留学期間中の授業料を納付しなければならない。

(停学の場合の授業料)

第46条 停学を命ぜられた者は、停学期間中の授業料を納付しなければならない。

(退学及び除籍の場合の授業料等)

第47条 前期又は後期の中途で退学を許可され、若しくは命ぜられた者又は除籍された者は、その期の授業料を納付しなければならない。ただし、第40条第1号、第2号及び第6号の規定により除籍された場合及び死亡した場合は、未納の授業料を免除することができる。

2 前項ただし書の規定は、寄宿料について準用する。

(中途卒業者の授業料)

第48条 学年の中途で卒業する見込みの者は、在学予定期間に応じて算出した授業料を当該期間の当初の月に納付しなければならない。

(研究生、科目等履修生及び特別聴講学生の授業料等)

第49条 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生の検定料、入学料及び授業料の額及び収納方法等に関し必要な事項は、別に定める。

(公開講座講習料)

第50条 公開講座講習料の額及び収納方法等に関し必要な事項は、別に定める。

(入学料の免除等)

第51条 特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者に対し、入学料の全額又は半額を免除することができる。

(入学料の徴収猶予)

第52条 経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者、又は、特別な事情により納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる者、その他やむを得ない事情があると認められる者に対し、入学料の収納を猶予することができる。

(授業料の免除等)

第53条 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀な者又はその他やむを得ない事情があると認められる者には、授業料の全額若しくは半額を免除し、又は収納を猶予することがある。

(入学料、授業料及び寄宿料の免除等)

第54条 入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関し必要な事項は、別に定める。

(納付済みの授業料等)

第55条 納付済みの検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、出願書類等による選抜（以下この項において「第一段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下この項及び次項において「第二段階目の選抜」という。）を行う場合、第一段階目の選抜の不合格者については、申出があった場合に限り、本学が別に定める第二段階目の選抜に係る検定料の額を返還するものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者については、申出があった場合に限り、本学が別に定める第二段階目の選抜に係る検定料の額を返還するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、前期に係る授業料徴収のときに後期に係る授業料を併せて納付した者が後期に係る授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、納付した者の申出により後期に係る授業料相当額を返還するものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、入学を許可するときに授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合には、納付した者の申出により当該授業料相当額を返還するものとする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、当月分の寄宿料納付の当該年度内における翌月以降分の寄宿料を併せて納付した者が、途中退寮した場合には、納付した者の申出により退寮した翌月以降の寄宿料相当額を返還するものとする。
- 7 第1項の規定にかかわらず、入学検定料免除申請書を受理し許可した場合には、検定料を納付した者に当該検定料相当額を返還するものとする。
- 8 前項の入学検定料免除に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 科目等履修生、特別聴講学生及び研究生

(科目等履修生)

第56条 本学の学生以外の者で、本学が開講する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることがある。

- 2 前項の単位の授与については、第16条の規定を準用する。
- 3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第57条 他の大学、短期大学又は高等専門学校及び外国の大学又は短期大学の学生で、本学において授業科目を修得することを志願する者があるときは、当該大学等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 2 特別聴講学生に関する必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第58条 本学において、特定の研究課題について研究することを志願する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 外国人留学生

(外国人留学生)

第59条 外国人で、大学において教育を受け又は研究をする目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 前項の外国人留学生は、本学の収容定員の枠外とする。
- 3 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 公開講座

(公開講座)

第60条 本学に、公開講座を設ける。

- 2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 学寮、女子寮及び厚生施設

(学寮、女子寮及び厚生施設)

第61条 本学に、学寮、女子寮及び厚生施設を置く。

- 2 学寮、女子寮及び厚生施設に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 賞罰

(表彰)

第62条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して、教授会の議を経て、これを表彰することがある。

- (1) 学業成績の優秀な者
- (2) 研究の業績顕著な者
- (3) その他学生の模範となる行為のあった者

(懲戒)

第63条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

(停学期間の取扱い)

第64条 停学期間が通算して3か月以上の場合は、その期間は第20条に定める在学期間に算入しない。

第13章 職員組織

(職員組織)

第65条 本学に、国立大学法人室蘭工業大学組織規則（平成16年度室工大規則第1号）第13条に定める職員を置く。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則（平成24年度室工大学則第43号）

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第2条の2関係）

学 科	教育目的
建築 社会 基盤系学科	建築学又は土木工学の専門分野の基本的な知識を有し、自然環境や社会環境について深い興味と問題意識を持ち、柔軟性に富み発想が豊かで、かつ人間に対する深い思いやりがあり、何事にも積極的に取り組むチャレンジ精神に富む人材を養成する。
機械 航空 創造系学科	本学科はあらゆる産業分野にまたがる広範な機械システムとシステム構成材料に関わる科学と工学を扱い、共通する基盤知識に加え、機械の工学と科学を結ぶ機械科学技術、知能機械システムとしてのロボット技術、知識集約型複合機械システムを代表する航空宇宙技術、機械システムの機能を決定づける構成材料の開発・製造・評価に関わる材料技術などの基礎および専門知識を身につけた人材を養成する。
応用理化 学系学科	化学、生物、物理を柱とした基礎教育と、コースごとに応用化学、生物工学、応用物理分野を主眼とする応用教育を行う。自然科学とその応用分野で新しい時代の要請に応え、社会で創造的な活躍をするために十分な基礎学力と応用力及び倫理観を兼ね備えた人材を養成する。

情報電子工学系学科	幅広い教養を有し、コミュニケーション力、チームワーク力、倫理観など技術者としての基礎力を備え、自然科学の基礎知識及び情報工学と電気・電子工学に関する専門能力、並びに情報化社会の維持と高度化に必要な中核技術とその基礎理論を修得した人材を養成する。
-----------	--

別表第2（第9条関係）（略）（履修上の教育課程表は34～61ページ参照）

別表第3（第10条関係）（略）（履修上の教育課程表は62～65ページ参照）

別表第4（第11条関係）（略）（履修上の教育課程表は66ページ参照）

3 室蘭工業大学編入学、再入学及び転入学に関する規則

平成16年度室工大規則第79号

（趣旨）

第1条 この規則は、室蘭工業大学学則（平成16年度室工大学則第1号。以下「学則」という。）第30条の規定に基づき、室蘭工業大学（以下「本学」という。）の編入学、再入学及び転入学（以下「編入学等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（入学年次等）

第2条 編入学等により入学した者の入学年次及び在学すべき年数は、次の表のとおりとする。

区分	入学年次	在学すべき年数
編入学	3	2
再入学	退学時に在籍した年次。ただし、退学時が学年末の場合は、それに引き続く年次	学則第3条第1項に定める修業年限から入学年次数を控除し、それに1を加えて得た年数
転入学	2	3

2 転入学に係る入学年次及び在学すべき年数については、前項の規定にかかわらず、第6条第1項の規定により認定する単位に応じ、個々に定めることができる。

（入学の出願）

第3条 編入学等を志願する者は、検定料を納め次に掲げる書類を提出しなければならない。

（1）編入学

- ア 入学志願票
- イ 受験票、写真票及び検定料納入証明書
- ウ 調査書
- エ 推薦書
- オ 卒業証明書又は卒業見込証明書

（2）再入学

- ア 志願票
- イ 受験票、写真票及び検定料納入証明書

（3）転入学

- ア 志願票
- イ 受験票、写真票及び検定料納入証明書
- ウ 成績証明書
- エ 転学許可書

2 前項の書類（第1号のオ並びに第3号のウ及びエを除く。）の様式は、本学所定のものとする。

（出願時期）

第4条 編入学等の出願時期は、次の各号のとおりとする。

- (1) 編入学 別に定める。
 - (2) 再入学及び転入学 每年12月25日までとする。ただし、当該日が土曜日又は日曜日の場合は、翌月曜日とする。
- (選考)

第5条 入学者の選考は、次により行う。

- (1) 編入学者の選考は、別に定める方法により行う。
 - (2) 再入学者及び転入学者の選考は、再入学及び転入学先学科の定める方法により行う。
- (既修得単位の認定)

第6条 編入学等により入学した者が、当該入学前に大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校において修得した単位については、その一部又は全部を本学において修得したものとして認定する。

- 2 単位の認定に関する必要な事項は、室蘭工業大学教育システム委員会の議を経て学長が定める。
- (編入学者の履修の特例)

第7条 編入学者が、次の各号により履修し、修得した単位については、30単位を限度に卒業要件単位として認定することができる。

- (1) 昼間コースに編入学した者は、夜間主コースの主専門教育課程の学部共通科目、学科科目及び副専門教育課程の副専門科目的授業科目を履修することができる。
 - (2) 夜間主コースに編入学した者は、昼間コースの全ての開講科目を履修することができる。
- (編入学者の副専門教育課程コース別科目的履修の特例)

第8条 昼間コースに編入学した者の副専門教育課程コース別科目的履修方法は、各コースの備考欄の履修要件にかかわらず、全てのコース別科目から12単位以上修得するものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則 (平成22年度室工大規則第36号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年3月29日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の室蘭工業大学編入学、再入学及び転入学に関する規則第7及び第8条の規定は、平成23年度に編入学する者から適用し、平成22年度以前に編入学した者については、なお従前の例による。

4 室蘭工業大学学部学生の転学科に関する規則

平成16年度室工大規則第80号

(趣旨)

第1条 この規則は、室蘭工業大学学則（平成16年度室工大学則第1号。以下「学則」という。）第29条の規定に基づき、室蘭工業大学の転学科について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 転学科とは、学則第2条第1項及び第2項に規定する学科間並びに昼間コース及び夜間主コースの間における学生の移籍をいう。

(転学科の許可)

第3条 転学科は、次に掲げる条件を満たした場合に許可する。

- (1) 新たに所属することとなる学科（以下「移籍先学科」という。）に欠員があること。ただし、移籍先学科が特に認めたときはこの限りでない。
- (2) 移籍先学科の教育、運営その他に支障がないこと。
- (3) 移籍先学科の定めによる選考に合格すること。

(転学科の時期)

第4条 転学科の時期は、4月とする。

(在籍年次)

第5条 転学科した者の在籍年次は、次のとおりとする。

(1) 昼間コースの学科に転学科した者は1年次とする。

(2) 夜間主コースの学科に転学科した者は、志願したときの年次及びそれまでに修得した単位数に応じて在籍年次を定める。

(在学期間)

第6条 転学科した者は、転学科前に在学していた期間を含め8年を超えて在学することはできない。

(出願時期)

第7条 転学科の出願時期は、毎年2月末日までとする。

(選考)

第8条 転学科を志願する者に係る選考は、移籍先学科が実施するものとし、選考方法は、当該学科の定める方法による。

(既修得単位の認定)

第9条 転学科した者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、移籍先学科の定めるところによる。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、転学科の実施に関し必要な事項は、教育システム委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則（平成22年度室工大規則第37号）

この規則は、平成23年3月29日から施行する。

5 室蘭工業大学の第1年次に入学した学生の既修得単位等の認定等に関する規則

平成16年度室工大規則第81号

(趣旨)

第1条 この規則は、室蘭工業大学学則（平成16年度室工大学則第1号）第18条及び室蘭工業大学大学院工学研究科規則（平成16年度室工大規則第95号）第6条の規定に基づき、既修得単位等の認定等について定めるものとする。

(認定科目、単位及び評価)

第2条 既修得単位等の認定は、本学で開講している全科目について、本学の該当科目の所定の単位以上を修得している場合（修得しているとみなされる場合を含む。）に限り、単位を認定することができる。

2 前項の認定単位は、本学における該当科目の所定の単位とする。

3 認定した科目の成績評価は行わないものとする。

(認定手続)

第3条 既修得単位等の認定を希望する者は、入学後速やかに既修得単位等認定願（別紙様式1）に、本学に入学する前に在学していた大学院、大学、短期大学又は大学以外の教育施設等における成績証明書若しくはこれにかわる証明書等を添えて学長に願い出るものとする。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、既修得単位等の認定を行うものとする。

3 学長は、認定した科目及び単位について単位認定通知書（別紙様式2）により本人に通知するものとする。

(認定後の指導)

第4条 単位の認定を行った場合は、認定した単位に代えて、他の選択科目の履修を行わせるなど学習内容の豊富化を図るよう適切な指導を行うものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

別表様式1 (第3条関係) (略)

別表様式2 (第3条関係) (略)

6 室蘭工業大学休学許可基準に関する規則

平成16年度室工大規則第77号

(趣旨)

第1条 この規則は、室蘭工業大学学則（平成16年度室工大学則第1号）第34条第1項に定める休学を許可することのできる基準について定めるものとする。

(許可)

第2条 学長は、次の各号のいずれかに該当し、3か月以上修学できない者について休学を許可することができる。

- (1) 本人が病気のとき。
- (2) 学資の支弁が困難なとき。
- (3) 世帯主又は家族の死亡等により、一時的に家業に従事するとき。
- (4) 修学上有益と認められる海外留学のとき。
- (5) 勤務の都合によるとき。
- (6) その他必要があると認めたとき。

2 前項第5号の規定については、夜間主コースの学生についてのみ適用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

7 室蘭工業大学工学部履修申告に関する規則

平成16年度室工大規則第74号

(趣旨)

第1条 この規則は、室蘭工業大学工学部における履修申告方法等について必要な事項を定めるものとする。

(履修届)

第2条 学生は、授業時間割に基づき、当該学期に履修しようとするすべての科目について、当該学期の履修届提出期間内に、所定の方法により、履修届を教務課に提出しなければならない。ただし、病気その他やむを得ない事情により当該期間内に履修届を提出できない場合は、所属学科の教育システム委員会委員に申し出て指示を受けるものとする。

(履修科目的承認)

第3条 学生は、所属する学科・コース（昼間コース及び夜間主コース）以外の次に定める他学科等科目を履修しようとするときは、履修届提出期間内に学生の所属する学科の承認を受けなければならない。

- (1) 特定の学科又はコースに開講されている主専門科目
- (2) 夜間主コースの学生が昼間コースで履修する主専門教育課程の授業科目及び副専門教育課程のコース別科目

2 前項の科目の履修申告者数が授業科目の受け入れ限度を超えた場合、及び再履修科目・低年次の科目について履修申告があった場合、科目担当教員は、学生の履修を許可しないことがある。この場合、当該学

生は、履修科目的変更を行わなければならない。

(履修科目の変更)

第4条 学生は、前条第2項に基づき履修届を変更しようとするときは、所定の変更期間内に教務課にその旨を申し出なければならない。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、履修申告方法及び提出書類の様式等に関し、必要な事項は、学長が指名する理事又は副学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年度室工大規則第55号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の室蘭工業大学工学部履修申告に関する規則第3条の規定は、平成21年度に入学する者から適用し、平成20年度以前に入学した者（平成21年4月1日以降において、これらの者と同一年次に編入学、再入学及び転入学した者を含む。）については、なお従前の例による。

8 室蘭工業大学工学部履修申告実施要項

平成16年4月23日 学務担当理事伺定

(趣旨)

第1 この要項は、室蘭工業大学工学部履修申告に関する規則（平成16年度室工大規則第74号。以下「規則」という。）に基づき、学生の履修申告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(履修届の方法)

第2 履修届の提出は、所定の登録期間内に学内に設置した端末機により、受講を希望する科目を登録する方法により行うものとする。ただし、特別な事由がある場合は、履修届（別紙様式1）を提出することができるものとする。

(他学科履修等の承認)

第3 規則第3条第1項に規定する授業科目的履修を希望する場合は、他学科等科目申告票（別紙様式2）により、次のとおり所属する学科の承認を受けなければならない。

(1) 第1年次、第2年次及び第3年次の学生 当該年次担当のクラス主任

(2) 第4年次の学生 学科長

(履修届の変更)

第4 規則第4条の規定により、履修届を変更しようとするときは、所定の期間内に第2に定める履修登録の方針に準じて履習届の変更を行うものとする。ただし、特別な事由がある場合は、履修変更届（別紙様式3）を提出する方法によるものとする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

別表様式1 (第2関係) (略)

別表様式2 (第3関係) (略)

別表様式3 (第4関係) (略)

9 室蘭工業大学学部学生の卒業研究に関する規則

平成16年度室工大規則第76号

(趣旨)

第1条 この規則は、室蘭工業大学学則（平成16年度室工大学則第1号。以下「学則」という。）第19条の規定に基づき、学部学生の卒業研究の履修について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で「卒業研究」とは、学則別表第2の授業科目の卒業研究をいう。

(卒業研究着手者)

第3条 卒業研究に着手することができる者は、本学に3年以上（編入学生、再入学生及び転入学生については、室蘭工業大学編入学、再入学及び転入学に関する規則（平成16年度室工大規則第79号）第2条に規定する在学すべき年数から1を減じた年数以上）在学し、当該学科において定める基準を満たした者とする。

(指導教員及び卒業研究題目)

第4条 卒業研究の指導は、当該学科の教員が行うものとする。ただし、当該学科において特に必要があると認める場合は、当該学科以外の教員が卒業研究の指導を行うことができる。

2 卒業研究の題目は、当該学科において決定する。

(審査)

第5条 卒業研究の成果（以下「卒業研究論文」という。）の審査及び合格判定は、当該学科において行う。ただし、特に必要がある場合は、当該学科以外の教員を加えて行うことができる。

2 前項の場合における評価は、優、良、可の評語で示すものとする。

(卒業研究論文の提出期限等)

第6条 卒業研究論文は、2月13日まで指導教員に提出するものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度室工大規則第56号）

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の室蘭工業大学学部生の卒業研究に関する規則第2条の規定は、平成21年度に入学する者から適用し、平成20年度以前に入学した者（平成21年4月1日以後において、これらの者と同一年次に編入学、再入学及び転入学した者を含む。）については、なお従前の例による。

10 室蘭工業大学学部学生の試験に関する規則

平成16年度工大規則第75号

(趣旨)

第1条 この規則は、室蘭工業大学学則（平成16年度室工大学則第1号）第19条の規定に基づき、学部学生的試験について必要な事項を定めるものとする。

(試験の区分及び実施時期)

第2条 試験は、定期試験、追試験及び再試験とする。

第3条 定期試験は、原則として当該授業科目の授業を完了した学期末に行うものとし、実施時期は、別に定める。ただし、学期の途中で終了した授業科目については、当該授業科目の授業を完了した学期の適当な時期に行うことができる。

2 追試験は、病気その他やむを得ない事情により定期試験を受験することができなかった者に対し、授業科目担当教員が必要と認めた場合に行う。

3 再試験は、定期試験又は追試験で不合格となった者に対し、授業科目担当教員が特に必要と認めた場合

に行う。ただし、卒業研究着手者で卒業延期となった者の再試験は、卒業審査後その月を含め3か月以上経過後に行うものとする。

(試験の告示)

第4条 試験を実施する授業科目、日程等は、試験開始1週間前までに告示する。

(試験の方法)

第5条 試験は、筆答試験又は実技試験により行う。ただし、授業科目によっては、レポート、論文等をもってこれに代えることがある。

(受験資格)

第6条 受験を認められる者は、室蘭工業大学工学部履修申告に関する規則（平成16年度室工大規則第74号）第2条に定める履修届を提出した者で、当該授業科目についての出席が良好な者とする。

(欠席届)

第7条 やむを得ない事情で定期試験を受験できない者は、欠席届を速やかに教務課に提出しなければならない。

(受験者の心得)

第8条 受験者の試験場への入室は、試験開始後20分までとし、以後の入室は認めない。

2 受験者は、受験に当たっては学生証を必ず机上に提示するものとし、学生証を提示しない場合は原則として受験を認めない。

3 受験者の試験場からの退室は、試験開始後30分以内は認めない。

4 前各項に定めるもののほか、受験者は、受験に際し、監督員の指示に従わなければならない。

(成績の評価)

第9条 試験の成績は、100点法により採点し、60点以上を合格とする。

2 成績の評語は、優、良及び可により表わすものとし、その点数区分は、次のとおりとする。

優 80点から100点まで

良 70点から79点まで

可 60点から69点まで

(不正行為)

第10条 不正行為があった場合は、当該授業科目及び履修中の全授業科目の成績を無効とする。

2 成績が無効となった授業科目については、再試験の受験を認めない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度室工大規則第45号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

11 室蘭工業大学外国人留学生規則

平成16年度室工大規則第84号

(趣旨)

第1条 この規則は、室蘭工業大学学則（平成16年度室工大学則第1号。以下「学則」という。）第59条第3項及び国立大学法人室蘭工業大学大学院学則（平成16年度室工大学則第2号。以下「大学院学則」という。）第35条第2項の規定に基づき、外国人留学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(区分)

第2条 外国人留学生の区分は、次のとおりとする。

- (1) 学部の学生
- (2) 学部の科目等履修生
- (3) 大学院の学生
- (4) 大学院の科目等履修生

(5) 研究生

(入学資格)

第3条 外国人留学生の入学資格については、学則第23条、室蘭工業大学科目等履修生規則（平成16年度室工大規則第82号）及び室蘭工業大学研究生規則（平成16年度室工大規則第83号）並びに大学院学則第12条及び第13条の規定を適用する。

(入学の時期)

第4条 外国人留学生の入学の時期は、学部及び大学院博士前期課程の学生については学年の始めとし、それ以外の者については、学年又は学期の始めとする。ただし、研究生について、特別の事由がある場合には、この限りではない。

(入学の出願)

第5条 外国人留学生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて願い出なければならない。

(1) 入学願書

(2) 履歴書

(3) 写真

(4) 最終学校の卒業（修了）証明書及び学業成績証明書

(5) 旅券の写又は外国人登録済証明書

(6) その他必要な書類

2 国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生については、文部科学大臣からの協議書類をもって、前項各号に掲げる書類に代えることができる。

(入学者の選考)

第6条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

2 入学者は、入学定員の枠外とする。

(入学の手続及び許可)

第7条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(研究期間)

第8条 研究生の研究期間は、2年以内とする。ただし、引き続き研究を希望する者に対しては、研究期間の延長を許可することがある。

(検定料等の免除)

第9条 第5条及び第7条の規定にかかわらず、国費外国人留学生の検定料、入学料及び授業料は、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づき徴収しない。

(学則等の準用)

第10条 この規則に定めるもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、学則、大学院学則その他の学内規則を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則（平成23年度室工大規則第35号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

12 室蘭工業大学学生交流に関する規則

平成16年度室工大規則第78号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 派遣学生（第3条—第6条）
- 第3章 特別聴講学生（第7条—第12条）
- 第4章 雜則（第13条・第14条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 室蘭工業大学学則（平成16年度室工大学則第1号。以下「学則」という。）第16条、第17条及び室蘭工業大学大学院工学研究科規則（平成16年度室工大規則第95号）第5条の規定により、他の大学（大学院、短期大学及び高等専門学校を含む。以下「他大学等」という。）の授業科目を履修しようとする者（以下「派遣学生」という。）並びに学則第57条及び室蘭工業大学大学院学則（平成16年度室工大学則第2号。以下「大学院学則」という。）第33条の規定による特別聴講学生の取扱いについては、この規則の定めるところによる。

(大学間協議)

第2条 本学（大学院を含む。以下同じ。）の学生に、他大学等の授業科目を履修させようとする場合又は他大学等の学生を本学の特別聴講学生として受け入れようとする場合、学長は、教授会（大学院の場合は、大学院工学研究科委員会。以下同じ。）の議を経て、当該他大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、履修期間、対象学生数、単位の認定方法その他実施に当たって必要な事項を協議するものとする。

第2章 派遣学生

(出願手続)

第3条 派遣学生として他大学等の授業科目を履修しようとする者は、次の各号に掲げる書類を添えて学長に願い出なければならない。

- (1) 他大学等の授業科目履修願書
- (2) 学科長（専攻長）の承諾書
- (3) その他授業科目を履修する他大学等が定める書類

2 前項の書類の提出期限は、その都度別に定める。

(履修の許可)

第4条 前条の願い出があったときは、室蘭工業大学教育システム委員会の議を経て、学長が許可する。

(履修報告)

第5条 派遣学生は、履修が終了したときは、当該他大学等の交付する学業成績証明書を添えて履修報告書を学長に提出しなければならない。

(履修許可の取消し)

第6条 学長は、派遣学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該他大学等と協議の上、履修の許可を取り消すことがある。

- (1) 履修の見込みがないと認められるとき。
- (2) その他派遣の趣旨に反する行為があると認められるとき。

第3章 特別聴講学生

(出願手続)

第7条 特別聴講学生を志願する者は、在学する他大学等を経由して、次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 特別聴講学生入学願書
 - (2) その他本学において特に定める書類
- 2 前項の書類の提出期限は、その都度別に定める。
(入学の許可)

第8条 前条の願い出があったときは、教授会の議を経て、学長が許可する。

(準用)

第9条 第6条の規定は、特別聴講学生に準用する。

(身分の喪失)

第10条 特別聴講学生が、在学する他大学等の学生としての身分を失ったときは、同時に特別聴講学生としての身分を失う。

(検定料、入学料及び授業料)

第11条 特別聴講学生の検定料及び入学料は、徴収しない。

- 2 特別聴講学生の授業料は、別に定める額とし、履修予定単位に応じ、前期分（4月から9月分まで）を4月中に、後期分（10月から翌年3月分まで）を10月中に納付しなければならない。
- 3 前項の単位が増加された場合における授業料は、その増加単位に応じて算出したその期に係る額を前項に準じて納付しなければならない。ただし、当該増加が納期後に認められた場合においては、その認められた月に納付しなければならない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、特別聴講学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、授業料を徴収しない。
 - (1) 特別聴講学生が、国立の他大学等の学生であるとき。
 - (2) 特別聴講学生が、本学と公立又は私立の他大学等との間で締結した相互単位互換協定において授業料を相互に不徴収とする学生であるとき。
 - (3) 特別聴講学生が、本学と外国の大学との間で締結した交流協定又は附属文書等において授業料を相互に不徴収とする学生であるとき。

(既納の授業料)

第12条 納付した授業料は、返還しない。

第4章 雜則

(細目)

第13条 この規則及び他の学内規則に定めるものほか、派遣学生及び特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

(留学への準用)

第14条 学則第39条第1項及び大学院学則第21条第1項に規定する留学については、この規則を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則（平成21年度室工大規則第34号）

この規則は、平成22年2月9日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

13 室蘭工業大学科目等履修生規則

平成16年度室工大規則第82号

(趣旨)

第1条 室蘭工業大学学則（平成16年度室工大学則第1号。以下「学則」という。）第56条及び室蘭工業大学学院学則（平成16年度室工大学則第2号。以下「大学院学則」という。）第32条に規定する科目等履修生については、この規則の定めるところによる。

(入学の時期)

第2条 科目等履修生の入学の時期は、原則として学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第3条 学部の科目等履修生の入学資格は、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

2 大学院の科目等履修生の入学資格は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学の出願)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に別に定める額の検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

(1) 入学願書

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業証明書又は入学資格を証明する書類

(入学者の選考)

第5条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学許可)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、別に定める額の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(履修期間)

第7条 履修期間は、入学時に履修を許可された授業科目の開講期間とする。

(諸証明書)

第8条 科目等履修生の修得した単位、在学期間等については、本人の請求により所定の証明書を交付する。

(授業料)

第9条 科目等履修生の授業料は、別に定める額とし、履修予定単位に応じ、前期分（4月から9月分まで）を4月中に、後期分（10月から翌年3月分まで）を10月中に納付しなければならない。

(既納の授業料等)

第10条 納付した検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

(学則等の準用)

第11条 この規則に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、学則、大学院学則その他の学内規則を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度室工大規則第18号）

この規則は、平成17年10月13日から施行する。

14 室蘭工業大学研究生規則

平成16年度室工大規則第83号

(趣旨)

第1条 室蘭工業大学学則（平成16年度室工大学則第1号。以下「学則」という。）第58条に規定する研究生については、この規則の定めるところによる。

(入学の時期)

第2条 研究生の入学の時期は、原則として学年又は学期の始めとする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

(入学資格)

第3条 研究生の入学資格は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学の出願)

第4条 研究生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に別に定める額の検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業又は修了証明書
- (4) 定職に就いている者にあっては、所属長の承諾書

(入学者の選考)

第5条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学許可)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、別に定める額の入学料を納付しなければならない。

(研究期間)

第7条 研究期間は、6か月以上1年以内とする。ただし、引き続き研究を希望する者に対しては、研究期間の延長を許可することがある。

(指導教員)

第8条 研究生の指導教員は、学長が決定する。

(講義又は実験等への出席)

第9条 研究生は、指導教員が必要と認める場合には、学長の許可を得て講義又は実験等に出席することができる。

(研究成果の報告)

第10条 研究生は、研究修了後、研究成果を指導教員を経て学長に報告しなければならない。

(研究証明書)

第11条 研究を修了した研究生には、本人の請求により、研究証明書を交付することがある。

(授業料)

第12条 研究生の授業料の月額は、別に定める額とし、前期分（4月から9月分まで）を4月中に、後期分（10月から翌年3月分まで）を10月中に納付しなければならない。ただし、各期における研究期間が6ヶ月に満たない場合は、研究期間分の額を当該研究期間の当初の月に納付しなければならない。

2 第7条に定める研究期間が延長された場合における授業料は、延長期間に応じた額を前項に準じて納付しなければならない。ただし、当該延長が納期後に認められた場合においては、認められた月に納付しなければならない。

(実験・実習等の費用)

第13条 研究生の実験・実習等に要する費用は、研究生の負担とすることがある。

(既納の授業料等)

第14条 納付した検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

(学則等の準用)

第15条 この規則に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、学則その他の学内規則を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年度室工大規則第19号)

この規則は、平成17年10月13日から施行する。

15 学部3年次修了者の本学大学院入学資格基準

平成16年7月22日

大学院工学研究科博士前期課程分科会決定

室蘭工業大学（以下、「本学」という。）に在学する学生のうち、本学大学院学則第12条第8号で規定する「大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学の大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者」として、本学大学院への入学資格を付与するにあたっては、次の基準により行う。

1 在学年数

出願時において3年次に在学し、当該実施年度の3月31日で本学に3年以上の在学となるもの

2 修得単位

出願時までに、次の単位を修得（当該学科で修得見込みであることを認定した単位（以下「修得見込単位」という。）を含む。）したもの

ア 主専門教育課程

学部共通科目、学科共通科目及びコース科目 77単位以上（他学科等で修得した単位を含む。）

イ 副専門教育課程

卒業要件単位以上（34単位）

3 学業成績

上記2の修得単位を満たす全修得科目（修得見込単位を除く。）の成績評定を下表のとおり点数化（G P）し、その平均（G P A）が3.4以上であること。

得 点	評 価	点数 (GP)
90～100	優	4
80～89		3
70～79	良	2
60～69	可	1

4 上記2に規定する修得単位に修得見込単位を含む者は、次の各号に該当しないときは合格していても入学を許可しない。

(1) 修得見込単位を選抜実施年度の後期定期試験終了時までに修得していること。

(2) 上記(1)による単位を含めた総取得単位を満たす全修得科目の成績が上記3に規定する学業成績（G P A3.4以上）であること。

附 則

1 この基準は、平成16年7月22日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 この基準は、平成15年度入学者から適用し、平成15年3月31日に在学するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成20年度）

1 この基準は、平成21年4月1日から施行する。

2 この基準は、平成21年度に入学する者から適用し、平成21年3月31日に在学するものについては、なお従前の例による。

16 国立大学法人室蘭工業大学授業料等の額並びに徴収方法等規則

平成16年度室工大規則第35号

（目的）

第1条 この規則は、室蘭工業大学学則（平成16年度室工大学則第1号）第41条及び室蘭工業大学大学院学則（平成16年度室工大学則第2号）第29条の規定により、国立大学法人室蘭工業大学（以下「本学」と

いう。) の授業料、入学料、検定料及び寄宿料 (以下、「授業料等」という。) の額並びに徴収方法等について必要な事項を定める。

(授業料等の額)

第2条 本学において徴収する授業料等の額は、別表のとおりとする。

- 2 本学の大学院工学研究科博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に進学する場合には、入学料及び検定料は徴収しないものとする。

(授業料の徴収)

第3条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

- 2 前項の授業料は、前期にあっては5月、後期にあっては11月に徴収するものとし、前期又は後期の期の始めに学内に掲示し周知するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、学生の申し出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収する。

4 入学年度の前期又は後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申し出があったときは、入学を許可するときに徴収する。

- 5 徴収猶予については、別に定める。

- 6 徴収方法は、現金又は金融機関の口座振替及び口座振込とする。

(長期履修学生に係る授業料の額及び徴収)

第3条の2 室蘭工業大学大学院学則第6条の2に定める長期履修学生の授業料の年額は、当該履修を認められた期間 (以下「長期履修期間」という。) に限り、第2条の規定にかかわらず、標準修業年限に相当する授業料の総額を長期履修期間の年数 (長期履修期間に6ヶ月がある場合は0.5年とする。) で除した額とする。

- 2 在学中に授業料が改定された場合は、改定後の授業料の額により、再計算を行うものとする。ただし、標準修業年限以後の改定による再計算は行わないものとする。

- 3 在学中に長期履修の申請が認められた者の授業料の年額は、認められた期間に応じて第1項の規定により再計算した額とする。なお、再計算した額と以前の額との差額については、長期履修が認められた翌期以降の授業料の額で調整するものとする。

- 4 長期履修期間の延長が認められた者の授業料の年額は、延長後の期間に応じて第1項の規定により再計算した額とする。なお、再計算した額と延長が認められる以前の額との差額については、延長が認められた翌期以降の授業料の額で調整するものとする。

- 5 長期履修期間の短縮が認められた者の授業料の年額は、短縮後の期間に応じて第1項の規定により再計算した額とする。なお、再計算した額と短縮が認められる以前の額との差額については、短縮が認められた翌期以降の授業料の額で調整するものとする。

(研究生の授業料)

第4条 研究生の授業料は、研究期間に応じて徴収することとし、各月に係る授業料に研究月数を乗じて得た額を、別に指定する期日、納入方法により当該研究期間の当初の月に前納しなければならない。ただし、研究期間が6ヶ月を越えるときは、前期分、後期分ごとに分納することができる。

(科目等履修生の授業料)

第5条 科目等履修生の授業料は、履修単位に応じて徴収することとし、1単位に係る授業料に履修単位数を乗じて得た額を、別に指定する期日、納入方法により前納しなければならない。

(特別研究学生、特別聴講学生の授業料等)

第6条 大学院設置基準第13条第2項の規程に基づく措置により、本学において研究指導を受ける者(以下、「特別研究学生」という。)の入学料及び検定料は徴収しないものとし、授業料は、特別研究学生が公立大学又は私立大学の学生であるときは、研究生と同様とし、特別研究学生が他の国立大学法人の設置する大学の大学院の学生であるときは、徴収しないものとする。

- 2 大学設置基準第28条第1項又は短期大学設置基準第14条第1項及び高等専門学校設置基準第29条の規程に基づく措置により、本学の授業科目を履修する者(以下、「特別聴講学生」という。)の入学料及

び検定料は徴収しないものとし、授業料は、特別聴講学生が他の国立大学法人もしくは独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、又は、本学と単位互換協定により授業料を相互に不徴収とした公立又は私立の大学、大学院、短期大学、又は高等専門学校の学生であるときは、徴収しないものとし、そのいずれかにも該当しないときは、科目等履修生と同様とする。

(国費外国人留学生及び大学間交流協定に基づく留学生の授業料等)

第7条 国費外国人留学生に係る授業料、入学料及び検定料は徴収しない。

2 本学と外国の大学との間で締結した大学間交流協定又は附属文書等において相互に不徴収とした留学生の授業料、入学料及び検定料は、徴収しない。

(授業料の免除)

第8条 授業料の免除については、別に定める。

(入学の時期が徴収の時期後である場合における授業料の額及び徴収方法)

第9条 特別の事情により、入学の時期が徴収の時期後である場合に前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学した日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に徴収するものとする。

(復学等の場合における授業料の額及び徴収方法)

第10条 前期又は後期の中途において復学、転学、編入学又は再入学（以下「復学等」という。）をした者から前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に復学等の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に徴収するものとする。

(学年の中途で卒業等をする場合における授業料の額及び徴収方法)

第11条 特別の事情により、学年の中途で卒業又は課程を修了する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとする。ただし、卒業又は課程を修了する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収するものとする。

(退学の場合における授業料の額)

第12条 後期の徴収の時期前に退学する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額とする。

2 前期又は後期の中途において退学する者がその期において納付する授業料の額は、それぞれの期において納付する額とする。

(休学の場合における授業料の額)

第13条 休学中の授業料は、全額を免除する。ただし、前期又は後期の中途において休学する者がその期において納付する授業料の額は、それぞれの期において納付する額とする。

2 前項ただし書きにおいて、前期又は後期の納付期限1月前の末日までに休学を許可した場合については、その期において納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額とする。

(免除取消又は徴収猶予及び分納の場合における授業料の徴収)

第14条 授業料の免除の許可を受けた者について免除の理由が消滅したことによりその免除を取り消した場合は、免除した前期及び後期の授業料の額を当該前期及び後期の月数で除して得た額に取消の日の属する月からその期の終わりの月までの月数を乗じて得た額を、取消の日の属する月に徴収するものとする。

2 授業料の徴収猶予の許可を受けた者から授業料を徴収する時期は、徴収猶予の期間が満了する日の属する月とする。ただし、徴収猶予の理由が消滅したときは、その消滅した日の属する月に徴収するものとする。

3 月割分納による授業料の徴収猶予の許可を受けた者からは、毎月その月の分を徴収するものとする。ただし、休業期間中の分は、休業期間の開始前に徴収するものとする。

(除籍の場合の授業料)

第15条 本学学則第40条第1号、第2号及び第6号の規定（室蘭工業大学大学院学則第37条において準用する場合を含む。以下同じ。）により除籍となった場合は、未納の授業料を免除することができる。

(入学料の徴収)

第16条 入学料は、入学を許可するときに徴収する。

2 徹収方法は、現金又は金融機関の口座振込とする。

(入学料の免除、徴収猶予)

第17条 入学料の免除及び徴収猶予については、別に定める。

(除籍の場合の入学料)

第18条 本学学則第40条第1号及び大学院学則第22条第1号の規定により除籍となった場合は、未納の入学料を免除することができる。

(検定料の徴収)

第19条 検定料は、入学、転学、編入学又は再入学の出願を受理するときに徴収する。

2 徹収方法は、現金又は金融機関の口座振込とする。

(寄宿料の徴収)

第20条 寄宿料は、寄宿舎に入寮した日の属する月から退寮する日の属する月まで、毎月その月の分を徴収するものとし、毎月の始めに寄宿舎に掲示し周知するものとする。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に徴収するものとする。

2 前項の規定に関わらず、学生の申し出又は承諾があったときは、当該年度内に徴収する寄宿料の額の総額の範囲内で、その申し出又は承諾に係る額を徴収することができる。

3 第2項の場合において、当月分の寄宿料納付の時に当該年度内における翌月以降分の寄宿料を併せて納付した者が、途中退寮をした場合には、納付した者の申出により退寮した翌月以降の寄宿料相当額を返還するものとする。

4 徹収方法は、現金又は金融機関の口座振替及び口座振込とする。

(除籍の場合の寄宿料)

第21条 本学学則第40条第1号、第2号及び第6号の規定により除籍となった場合は、未納の寄宿料を免除することができる。

(授業料等の領収書)

第22条 授業料等を徴収したときは、領収書を発行しなければならない。ただし、口座振替及び口座振込により徴収した場合には、取扱金融機関の銀行振込通知書をもって領収書の発行に代えることができる。

(授業料及び寄宿料の督促)

第23条 納入期限を過ぎた授業料及び寄宿料については、国立大学法人室蘭工業大学債権管理事務取扱要領（平成16年4月1日学長裁定。以下「債権管理事務取扱要領」という。）第11条に基づき債務者に督促するものとする。

(授業料等の徴収不能)

第24条 授業料等の徴収不能は、債権管理事務取扱要領第15条に基づき処理するものとする。

(その他)

第25条 債権管理者は、授業料等の徴収不能等の事実が判明したときは、直ちに債権管理通知義務者に報告するものとする。

(雑則)

第26条 この規則に定めのないものは、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則（平成23年度室工大規則第33号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

	授業料（円）	入学料（円）	検定料（円）
学部（昼間コース）	(年額) 535,800	282,000	17,000
学部（夜間主コース）	(年額) 267,900	141,000	10,000
大学院	(年額) 535,800	282,000	30,000
研究生 特別研究学生	(月額) 10,000	10,000	5,000
科目等履修生 特別聴講学生	(1単位) 5,000	5,000	5,000
編入学 転入学 再入学	昼間コース (年額) 535,800 夜間主コース(年額) 267,900	昼間コース 282,000 夜間主コース 141,000	昼間コース 30,000 夜間主コース 18,000

（注）学部において、第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り第二段階目の選抜を行う場合の検定料の額については、上記表に定める額にかかわらず、第一段階目の選抜に係る額は4,000円（夜間主コースにあっては2,200円）とし、第二段階目の選抜に係る額は13,000円（夜間主コースにあっては7,800円）とする。

寄宿舎名	寄宿料月額（円）
明徳寮	6,500
留学生宿舎（1）	5,900
留学生会館	5,900
留学生宿舎（2）	2,950
明凜館	13,200

17 室蘭工業大学学部学生の授業料未納者の除籍に関する申合せ

平成16年4月1日 学長同定

室蘭工業大学学則（平成16年度室工大学則第1号）第40条第2号の「所定の期日までに授業料を納付せず、督促してもなお納付しない者」の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 授業料の納付を2期にわたって怠り、督促してもなお納付しない者は、除籍する。
- 2 1の期とは、学則第6条に定める学期であって、授業料納入義務のある学期をいう。
- 3 除籍の対象となる者は、会計課が作成した各期の授業料未納者名簿により特定し、教授会の議に付す。
- 4 学長が指名する理事又は副学長は、除籍の対象となった者の父母（これに代わる者を含む。以下同じ。）及び所属学科長に、大学の指定する期日（以下「指定期日」という。）までに未納授業料の納付がなければ除籍となる旨を通知する。
- 5 学長は、除籍を決定したときは、直ちに除籍の通知を当該学生に送付するとともに、通知の写しを父母に送付する。

附 則

（実施期日）

- 1 この申合せは、平成16年4月1日から実施する。
(適用)
- 2 この申合せは、平成11年4月1日以降に入学した者に適用する。

附 則（平成17年度）

（実施期日）

- 1 この申合せは、平成18年4月1日から実施する。

(適用)

2 この申合せは、平成18年度入学者から適用し、平成17年度以前入学者については、なお従前の例による。

18 室蘭工業大学の入学料並びに授業料及び寄宿料の免除等に関する規則

平成16年度室工大規則第86号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 入学料の免除及び徴収猶予（第3条－第8条）
- 第3章 授業料の免除及び徴収猶予（第9条－第18条）
- 第4章 寄宿料の免除（第19条・第20条）
- 第5章 雜則（第21条・第22条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 室蘭工業大学学則（平成16年度室工大学則第1号。以下「学則」という。）第54条及び室蘭工業大学大学院学則（平成16年度室工大学則第2号。以下「大学院学則」という。）第30条に規定する入学料及び授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(免除等の対象者)

第2条 入学料及び授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除は、室蘭工業大学（以下「本学」という。）の学部学生（科目等履修生及び研究生を除く。以下同じ。）及び大学院学生（科目等履修生及び研究生を除く。以下同じ。）に対して行うものとする。

第2章 入学料の免除及び徴収猶予

(免除)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者には、本人の申請に基づき選考の上、原則として入学料の全額又は半額を免除する。

- (1) 本学の大学院に入学する者で、経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (2) 入学前1年以内において、当該学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難と認められる者
- (3) 前号に準ずる場合であって、学長が相当すると認める事由がある者

(免除の手続及び提出期限)

第4条 免除の申請をする者は、次の各号に掲げる書類を入学手続き終了の日までに提出しなければならない。

- (1) 入学料免除申請書
- (2) 前条第1号の規定に該当する場合は、市区町村長の発行する学資負担者の所得証明書
- (3) 前条第2号の規定に該当する場合は、死亡の事実を確認できる証明書又は市区町村長の発行する被災証明書
- (4) その他学長が必要と認める書類

(徴収猶予)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者には、本人の申請に基づき選考の上、入学料の徴収猶予を許可する。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者

- (2) 入学前1年において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる者
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる者

(微収猶予の手続及び提出期限)

第6条 徴収猶予の申請をする者は、次の各号に掲げる書類を入学手続き終了の日までに提出しなければならない。ただし、免除の申請をした者については、免除の不許可又は半額免除の許可の告知をされた日から起算して14日以内に徵収猶予の申請を行うことができる。

- (1) 入学料徵収猶予申請書
- (2) 前条第1号の規定に該当する場合は、市区町村長の発行する学資負担者の所得証明書
- (3) 前条第2号の規定に該当する場合は、死亡の事実を確認できる証明書又は市区町村長の発行する被災証明書
- (4) その他学長が必要と認める書類

(微収猶予の期間)

第7条 第5条の規定により徵収猶予を許可する期間は、当該入学に係る年度の2月末日までとする。

2 免除又は徵収猶予を許可し又は不許可とするまでの間は、免除又は徵収猶予を申請した者に係る入学料の徵収を猶予する。

(不許可又は半額免除を許可された者の納付期限)

第8条 免除若しくは徵収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知された者(第6条ただし書きにより徵収猶予の申請をした者を除く。)は、その告知された日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

第3章 授業料の免除及び徵収猶予

(免除)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、本人の申請に基づき選考の上、原則として授業料の全額又は半額を免除する。

- (1) 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (2) 授業料の各期ごとの授業料免除申請前6ヶ月以内(新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難と認められる者
- (3) 前号に準ずる場合であって、学長が相当すると認める事由がある者
- (4) 博士後期課程に在籍している社会人で、かつ、学業優秀と認められる者

2 前項第2号及び第3号の規定に該当する場合の免除は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料を免除することができる。ただし、当該事由が発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合にあっては、当該期分の授業料を免除することができる。

(提出期限)

第10条 申請期限は、次の各号のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号及び第4号の規定に該当する場合は、各期ごとに別に定める日とする。
- (2) 前条第1項第2号及び第3号の規定に該当する場合は、当該事由が発生したその都度とする。

(免除の手続)

第11条 免除の申請をする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 授業料免除申請書
- (2) 第9条第1項第1号の規定に該当する場合は、市区町村長の発行する学資負担者の所得証明書
- (3) 第9条第1項第2号の規定に該当する場合は、死亡の事実を確認できる証明書又は市区町村長の発行する被災証明書
- (4) その他学長が必要と認める書類

(徴収猶予)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者には、本人（第2号に該当する場合は、本人に代わる者）の申請に基づき選考の上、授業料の徴収猶予を許可する。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (2) 行方不明の者
- (3) 本人又は学資負担者が風水害等の災害を受け、納付困難と認められる者
- (4) その他やむを得ない事情があると認められる者

2 前項の規定により、徴収猶予の許可を申請している者で特別な事情があると認められる者には、授業料の月割分納（以下この章において「月割分納」という。）を許可する。

(徴収猶予の手続)

第13条 徴収猶予を申請する者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、前条第1項第2号の規定に該当する場合は、当該学生の学資負担者の申請によるものとする。

- (1) 授業料徴収猶予申請書
- (2) 前条第1項第1号の規定に該当する場合は、市区町村長の発行する学資負担者の所得証明書
- (3) 前条第1項第3号の規定に該当する場合は、市区町村長の発行する被災証明書
- (4) その他学長が必要と認める書類

(徴収猶予を許可する期間)

第14条 徴収猶予を許可する期間は、当該年度内で各期ごとに定める。

(月割分納を許可された者の納付期限)

第15条 第12条第2項の規定により、月割分納を許可された者は、授業料の年額の12分の1に相当する額を毎月20日までに納付しなければならない。ただし、3月分については、10日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、学則第7条及び大学院学則第10条に規定する夏期休業及び冬期休業の期間中に係る授業料については、休業期間の開始する前までに納付しなければならない。

(徴収猶予を許可された者の休学及び退学)

第16条 第12条の規定により徴収猶予を許可された者が、その期限以前に休学又は退学の許可を願い出ようとするときは、月割計算によりその月までの授業料を納付しなければならない。

(許可の取消し)

第17条 免除又は徴収猶予を許可された者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取消すものとする。

- (1) 免除又は徴収猶予の理由が消滅した場合
- (2) 申請の書類に虚偽の事実が判明した場合
- (3) その他許可の取消しを適当と認められる事由が生じた場合

(準用規定)

第18条 第7条第2項及び第8条の規定は、徴収猶予について準用する。

第4章 寄宿料の免除

(免除)

第19条 本学の学生又は学資負担者が風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難と認められる場合は、災害の発生した日の属する月の翌月から起算して6ヶ月間の範囲内で、本人の申請に基づき審査の上、寄宿料の全額を免除する。

(免除の手続)

第20条 免除を申請する者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 寄宿料免除申請書
- (2) 市区町村長の発行する被災証明書

2 免除を受けた期間が翌年度にわたる場合は、翌年度の当初において翌年度に係る免除の申請を改めて行わなければならない。

第5章 雜則

(選考機関)

第21条 この規則に規定する審査及び選考は、学生サポート委員会において行うものとする。

(事務)

第22条 入学料及び授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除に関する事務は、学生課で処理する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則 (平成24年度室工大規則第 号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

19 国立大学法人室蘭工業大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

平成16年度室工大規則第19号

目次

第1章 総則 (第1条—第5条)

第2章 相談員 (第6条—第9条)

第3章 防止委員会 (第10条—第15条)

第4章 調査委員会 (第16条—第21条)

第5章 雜則 (第22条—第26条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 このハラスメントの防止等に関する規則（以下「規則」という。）は、国立大学法人室蘭工業大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ハラスメント

セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメントをいう。

(2) セクシュアル・ハラスメント

職員、学生等又は関係者（以下「職員等」とする。）による他の職員等を不快にさせる性的な言動及び職員等による他の職員等に就業、修学、教育及び研究上の利益又は不利益を与える性的な言動をいう。

(3) アカデミック・ハラスメント

職員又は学生等による優越的地位又は権限を不当に利用して他の職員又は学生に教育、研究及び修学上の不利益、損害等を与える言動をいう。

(4) パワー・ハラスメント

職員による優越的地位又は権限を不当に利用して他の職員に就業上の不利益、損害等を与える言動をいう。

(5) ハラスメントに起因する問題

ハラスメントのため職員の教育、研究及び就業上又は学生等の修学上の環境が害され、不利益、損害等を受けること、及びハラスメントへの対応に起因して職員が教育、研究及び就業上又は学生等が修学上の不利益、損害等を受けることをいう。

(6) 職員

本学において就業する者をいう。

(7) 学生等

本学において修学する学部学生、大学院学生、研究生、科目等履修生等をいう。

(8) 関係者

学生等の保護者、関係業者等で、職員と教育、研究及び就業上又は学生等と教育、研究及び修学上の関係を有する者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学におけるハラスメントの防止等の最終的な責任を負うものとする。

(監督者等の責務)

第4条 職員を監督する地位にある者又は学生等を指導する立場にある者（以下「監督者等」という。）は、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止及び排除に関し必要な措置を行うものとする。

(1) 日常の執務を通じた指導等により、職員、学生等に注意喚起し、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処すること。

(2) 職員、学生等の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が生じることがないよう配慮すること。

(職員、学生等の責務)

第5条 職員、学生等は、別に定めるハラスメントをなくすために職員、学生等が認識すべき事項についての指針に従い、ハラスメントをしないように注意しなければならない。

第2章 相談員

(設置)

第6条 本学に、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

(職務)

第7条 相談員は、職員等からのハラスメントに関する苦情の申し出及び相談（以下「苦情相談」という。）があった場合は、次のことを行う。

(1) 事実関係の確認

(2) 苦情を申し出た者（以下「相談者」という。）の望む措置の確認及び必要に応じた助言

(3) 緊急性の程度の把握

2 相談員は、相談者の同意を得て相談内容を記録するとともに、速やかに第3章に定める防止委員会に報告するものとする。

3 相談員は、苦情相談の対応に当たって、別に定めるハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針に定める事項に十分留意するとともに、相談者及び関係する者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(相談員)

第8条 相談員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 学生サポート委員会委員から選出された教授、准教授又は講師 2名

(2) 総務グループマネージャー

(3) 学生室ユニットマネージャー

(4) その他学長が必要と認めた者 若干名

2 前項第1号及び第4号の相談員は、学長が命ずる。

(任期)

第9条 前条第1項第1号及び第4号の相談員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第3章 防止委員会

(設置)

第10条 本学に、室蘭工業大学ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

(職務)

第11条 防止委員会は、職員、学生等にハラスメントの防止等について、この規則及び第5条に定める指針の周知徹底を図るとともに、次に掲げる業務を行う。

- (1) ハラスメントの防止等に係る指導及び改善に関すること。
- (2) ハラスメントの防止のための啓発活動及び研修に関すること。

2 防止委員会は、第4章に定める調査委員会からの調査結果について、審議を行い学長に報告するとともに、必要に応じ、ハラスメントに関する加害者への適正な指導、処分等を要請するものとする。

3 防止委員会は、相談者に対し、調査結果及びハラスメントの防止等の内容について説明するものとする。

4 防止委員会は、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、再発防止に向けての必要な措置を講じるものとする。

(組織)

第12条 防止委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事又は副学長のうちから学長が指名する者
 - (2) 学生サポート委員会委員長
 - (3) 保健管理センター所長
 - (4) 事務局長
 - (5) その他学長が必要と認めた者 若干名
- 2 前項第5号の委員は、学長が命ずる。
- 3 相談員となっている防止委員会委員は、相談員として受けた苦情相談の審議に加わることができない。

(任期)

第13条 前条第1項第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第14条 防止委員会に委員長を置き、委員長は学長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

2 委員長は、防止委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第15条 防止委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第4章 調査委員会

(設置)

第16条 相談員から苦情相談についての報告があった場合で、その被害救済に関して調査、審議を行わせる必要があると防止委員会が認めたときは、防止委員会にハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(職務)

第17条 調査委員会は、ハラスメントに関する対応に当たっては、公正な事情聴取を行うものとし、プライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 調査委員会は、調査の結果を速やかに防止委員会委員長に報告するものとする。

(組織)

第18条 調査委員会は、防止委員会委員長が必要と認めた者若干名をもって組織する。ただし、相談者との間において利害関係がある者、苦情相談を受けた相談員又は防止委員会委員は、調査委員会の委員となることができない。

2 前項の委員は、防止委員会委員長が命ずる。

(任期)

第19条 委員の任期は、当該苦情相談に係る措置が終了するまでとする。ただし、調査委員会の調査の過程で、委員と相談者との間において利害関係があることが明らかになったときは、直ちに当該委員の職を解くものとする。

(委員長)

第20条 調査委員会に委員長を置き、委員長は防止委員会委員長が指名する。

(委員以外の者の出席)

第21条 調査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

第5章 雜則

(事務)

第22条 防止委員会及び調査委員会に関する事務は、学生室の協力を得て総務グループで処理する。

(不利益取扱いの禁止)

第23条 学長、監督者等その他の職員等は、ハラスメントに対する苦情相談、当該苦情にかかる調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした職員等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(守秘義務)

第24条 ハラスメントに起因する問題に關係した職員、学生等は、当該問題に關係する職員等のプライバシーや名譽その他の人権に配慮するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(防止委員会からの要請等に基づく措置)

第25条 学長は、第11条第2項の規定により、防止委員会からの要請があった場合には、必要な措置を講じるものとする。

(実施に關し必要な事項)

第26条 この規則の実施に關し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成23年度室工大規則第7号)

この規則は、平成23年10月1日から適用する。

20 ハラスメントをなくすために、職員、学生等が認識すべき事項についての指針

第1 目的

この指針は、室蘭工業大学職員、学生等及び関係者に対しハラスメントの内容、防止のために遵守すべき事項と、ハラスメントが発生した場合の被害者の救済及び問題解決のための対策、手続きについて示すものです。

第2 ハラスメントとは

本指針におけるハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントをいいます。

1. セクシュアル・ハラスメント

職員、学生等又は関係者（以下「職員等」という。）による他の職員等を不快にさせる性的な言動及び職員等による他の職員等に就業、修学、教育及び研究上の利益または不利益を与える性的な言動をいう。（職員、学生等又は関係者の定義については、「国立大学法人室蘭工業大学におけるハラスメントの防止等に関する規則」参照）

2. アカデミック・ハラスメント

職員又は学生等による優越的地位又は権限を不当に利用して他の職員又は学生等に教育、研究及び修学上の不利益、損害等を与える言動をいう。

3. パワー・ハラスメント

職員による優越的地位又は権限を不当に利用して他の職員に就業上の不利益、損害等を与える言動をいう。

第3 各ハラスメントの具体例

1. セクシュアル・ハラスメントとなりうる言動として次のような例が挙げられます。

(1) 性的関心、欲求に基づくもの

- ① 聞くに堪えない卑猥な冗談を交わしたり、スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にしたりする。
- ② 卑猥な画像を他者が見える状態で放置する。
- ③ 食事やデートにしつこく誘う。
- ④ 職場及び修学上の優越的地位を利用して、性的な関係を強要する。
- ⑤ 性的な誘いかけに応じなかったことにより、修学上あるいは就業上不利益な扱いをする。

(2) 性別による差別意識に基づくもの

- ① 女性であるということを理由として、お茶くみ等を強制する。
- ② 「男のくせに根性がない」「女には仕事を任せられない」などと発言をする。
- ③ 「男の子」「女の子」「僕、坊や、お嬢さん」「おじさん、おばさん」などと人格を認めないような呼び方をする。
- ④ 酒席で、上司、指導教員等の側に座席を指定したり、カラオケでデュエットを強要したりする。

2. アカデミック・ハラスメントになり得る具体例として、以下の例が挙げられます。

- ① 研究発表活動（論文や学会活動等）を不当に制限する。
- ② 実験や研究のための機器や設備を正当な理由なく利用させない。
- ③ 正当な理由なく論文著者や順序を変更する。
- ④ 行き過ぎたプレッシャーにより研究成果を要求する。

<学生等に対して>

- ① 授業中に人格を貶める言動を行う。
 - ② 成績の不当な評価を行う。
 - ③ 正当な理由なく教育的指導を行わない。
 - ④ 常識的には不可能な課題達成を要求する。
 - ⑤ 大学卒業後あるいは大学院修了後の進学・就職について、進路先における自分の影響力を示唆することで、本人の自由な意思決定を阻害しようとする。
- ※ アカデミック・ハラスメントは、地位的上位の者から下位の者に対して発生することが一般的ですが、数的優位性を利用して、下位の者から上位の者に対して発生することもあります。

3. パワー・ハラスメントになり得る具体例として、以下の例があげられます。

- ① 勤務時間内では不可能な業務の達成を日常的に要求する。
- ② 相手によって、応対にあからさまな差をつける。
- ③ 人前で過剰に叱責する。
- ④ 正当な理由なく仕事を与えない。
- ⑤ 就業時間外に、飲み会等の付き合いを強要する。

第4 ハラスメントの加害者とならないために認識すべき事項

1. ハラスメントの加害者とならないためには、次の事項について十分認識する必要があります。

- (1) 日頃から相手の人格を尊重し、相手の立場に立った言動を心がけること。
- (2) 社会においては、お互いが対等で大切なパートナーであるという意識を持ち、相互によりよい環境をつくるよう、自ら行動すること。
- (3) 相手との良好な関係を築けていると一方的な思いこみをしないこと。
- (4) 特にセクシュアル・ハラスメントの受け止め方については、個人差があり、親しさを表すつもりの言動であっても、相手を不快にさせてしまうことがあることや、同じ言動であっても、ある人にとつてセクシュアル・ハラスメントと受け取らなくても、別の人にはその言動がセクシュアル・ハラスメントと受け取られることがあること。

第5 ハラスメントの被害を受けた場合

- 1. ハラスメントの被害を受けた場合は、相手に対して明確に、不快あるいは不当であると自分の意思を伝えて下さい。相手の立場に關係なく、毅然とした態度で自分の意思を伝えることが大切です。
- 2. 相手に対する意思表示が難しい場合、ひとりで我慢したり受け流したりせず、速やかに信頼できる友

人、同僚や上司及びハラスメント相談員に相談しましょう。

3. ハラスメントの被害を受けた時は、「いつ、どこで、誰から、どのようなことをされたか、または言われたか」等についてその内容を記録しておくことも重要です。

第6 ハラスメントを見かけた場合、相談を受けた場合

1. あなたの周りでハラスメントの被害に遭っている人を見かけた時は、その言動の相手に注意して下さい。それが難しい場合、信頼できる友人、同僚や上司及びハラスメント相談員に相談しましょう。
2. 友人、同僚などからハラスメントについて相談を受けたときには、ハラスメント相談員に相談することをすすめ、同行するなど親身になって行動しましょう。

第7 ハラスメント被害に対する本学の相談対応機能・組織等

1. 本学では、ハラスメント被害者等からの相談に応じるために、本学の職員を「ハラスメント相談員」として配置しています。相談者は、相談しやすい相談員を選んで相談することができます。相談する際には友人等付き添いの方が同行しても構いません。相談者の名誉、プライバシーは厳守し、相談を理由として単位認定、論文指導、進路指導、勤務評価、昇任、昇格等に関わる一切の不利益な取り扱いがなされないよう万全の措置を講じますので、安心して相談して下さい。

また、相談者のために医療的対応が必要な場合、あるいは専門的カウンセリングが必要な場合には、保健管理センターが対応しますので、同センターに相談して下さい。

なお、相談は電話、メール等で行うこともできます。電話番号、メールアドレス等については、ポスター、本学ホームページで確認して下さい。

2. ハラスメント相談員はハラスメントに関する相談があった場合、本学ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）に報告を行います。報告を受けた防止委員会は、相談者の意向を尊重して問題解決のための措置を講じます。

3. 防止委員会は、問題解決のため必要があると判断した場合、調査委員会を設置し、相談があったハラスメント被害に関する事実調査を行います。この調査委員会は、当事者との間において利害関係にある者を委員とすることはありません。

なお、調査を進める過程で、委員と当事者の間において利害関係があることが明らかになったときは、直ちにその委員を解任します。

4. 調査委員会は、必要に応じて当事者その他関係者から事情を聴取するなどして事実関係を速やかに調査し、調査結果を防止委員会に報告します。

5. 防止委員会は、緊急避難的に被害者を救済する必要があると判断した場合は、調査委員会が調査中であっても被害者救済に必要な措置を講じます。

6. 防止委員会は、調査委員会から調査結果の報告が行われるとその内容を速やかに確認し、相談者からの相談内容と併せて学長に報告を行い、問題解決のための必要な措置を講じます。

7. 防止委員会は、調査結果及び問題解決のための措置内容について、相談者への説明を行います。

第8 加害者に対して

防止委員会は、事実関係の調査により、加害者とされる者によるハラスメントがあったと判断した場合は、その者に対して強く反省を求めるとともに、厳正な処分を含めた必要な措置をとるよう学長に要請します。

第9 被害者等の保護

1. ハラスメントの加害者が被害相談をした者に対して報復行為を行った場合、本学はハラスメントの加害者に対する厳正な措置を取ります。
2. ハラスメントの被害相談、当該被害相談にかかる調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした職員、学生等及び関係者に対する差別的、不利益な取り扱いを本学は許しません。もし、そのような事実が確認された場合、本学は行った者に対する厳正な措置を取ります。
3. ハラスメントに起因する問題に關係した職員、学生等は関係者のプライバシーに関する守秘義務があります。これに違反した者に対して本学は厳正な措置を取ります。

第10 再発防止措置

防止委員会では、ハラスメントに起因する問題が本学で発生した場合、再発防止に向けて、職員、学生等の意識啓発、研修、その他必要な措置を講じます。

第11 本指針及び関係規程の見直し

本学では、必要に応じて本指針及び関係規程等の見直しを行い、ハラスメントの防止に努めます。

21 室蘭工業大学学寮規則

平成22年度室工大規則第27号

室蘭工業大学学寮規則（平成16年度室工大規則第89号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、室蘭工業大学学則（以下「学則」という。）第61条の規定に基づき、学寮に関し必要な事項を定める。

（目的）

第2条 学寮は、学生が自治の精神に基づき、規律ある共同生活を営み、互いにその教養を高めることを目的とする。

（管理運営責任者）

第3条 学寮の管理運営責任者は、学長が指名する副学長（以下「副学長」という。）とする。

（名称及び収容定員）

第4条 学寮の名称及び収容定員は、次の表のとおりとする。

名称	明徳寮
収容定員	363人

（入寮願）

第5条 学寮に入寮を希望する学生は、所定の入寮願に必要書類を添えて、副学長に願い出るものとする。

（入寮の選考）

第6条 入寮の選考は、次の事項を勘案して副学長が行う。

（1） 経済状況

（2） 通学状況

（3） その他健康状態等

（入寮の許可）

第7条 入寮の許可は、前条の選考結果に基づき、副学長が行う。

（入寮の手続）

第8条 入寮を許可された者は、指定された期限内に連帯保証人連署の入寮届を副学長に提出し、入寮するものとする。

2 入寮を許可された者が前項の手続を所定の期限内に完了しないとき、又は入寮の選考に当たり虚偽の申立てをしたときは、副学長は、その者の入寮許可を取り消すことができる。

（寄宿料）

第9条 寄宿料の額は、国立大学法人室蘭工業大学授業料等の額並びに徴収方法等規則（平成16年度室工大規則第35号）第2条に掲げる額とし、別に定めるところにより納入しなければならない。

2 寄宿料は、入寮又は退寮の日が月の中途である場合であっても、当該1か月分を納入しなければならない。

（光熱水料等の経費の負担区分）

第10条 学寮における光熱水料等の経費の負担は、別表に定める負担区分によるものとする。

(施設保全の義務)

第11条 寄生は、居室、共用施設その他学寮の施設を保全し、保健衛生及び災害防止に意を用い、次の各号に定めるところに従わなければならない。

- (1) 副学長の許可なくして施設、設備、備品等をその目的以外に使用し、又は工作を加えないこと。
- (2) 故意又は過失により施設設備等を滅失、損傷又は汚染したときは、その原状回復に必要な経費を弁償すること。
- (3) 防火管理、保健衛生管理、災害防止等については、副学長の指示に従い、積極的に協力すること。

(共同生活の自主的規律)

第12条 寄生は、学寮における日常生活上の諸問題を共同して処理し、自主的にこれを規律するため、副学長の承認を得て自治組織を作ることができる。

2 前項の規定により、自治組織を作る場合は、その規約及び役員名簿を副学長に提出し、承認を受けるものとする。これらを変更する場合も、同様とする。

(退寮)

第13条 退寮を希望する者は、事前に所定の退寮願を副学長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 寄生が次の各号のいずれかに該当するときは、副学長は退寮を命ずるものとする。ただし、特別の事由があると副学長が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 本学学生の身分を失ったとき。
- (2) 在寮期間が最短修業年限を超えるとき。
- (3) 3月以上寄宿料又は第10条に定める経費の納入を怠ったとき。
- (4) 疾病その他保健衛生上共同生活に適さないと認めたとき。
- (5) 自治組織の定めに基づき退寮処分となったとき。
- (6) その他学寮の管理運営上著しく支障をきたす行為があつたとき。

(寄生以外の者の宿泊)

第14条 学寮には、寄生以外の者を宿泊させてはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、副学長の許可を得て宿泊させることができる。

(外国人留学生)

第15条 本規則の規定にかかわらず、外国人留学生については、室蘭工業大学外国人留学生宿舎規則（平成16年度室工大規則第90号）の定めるところによるものとする。ただし、第9条から第11条までの規定については、この限りではない。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、学寮に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）（略）

22 室蘭工業大学女子寮規則

平成23年度室工大規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、室蘭工業大学学則（以下「学則」という。）第61条の規定に基づき、室蘭工業大学女子寮（以下「女子寮」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 女子寮は、学生が規律ある共同生活を営み、互いにその教養を高めることを目的とする。

(管理運営責任者)

第3条 女子寮の管理運営責任者は、学長が指名する副学長（以下「副学長」という。）とする。

(名称及び収容定員)

第4条 女子寮の名称及び収容定員は、次の表のとおりとする。

名称	明凜館
収容定員	29人

(入寮資格)

第5条 女子寮に入寮できる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 本学の学部女子学生
- (2) その他副学長が適當と認めた者

(入寮願)

第6条 女子寮に入寮を希望する学生は、所定の入寮願に必要書類を添えて、副学長に願い出るものとする。

(入寮の選考)

第7条 入寮の選考は、次の事項を勘案して副学長が行う。

- (1) 経済状況
- (2) 通学状況
- (3) その他健康状態等

(入寮の許可)

第8条 入寮の許可は、前条の選考結果に基づき、副学長が行う。

(入寮の手続)

第9条 入寮を許可された者は、指定された期限内に入寮届を副学長に提出し、入寮するものとする。

2 入寮を許可された者が前項の手続を所定の期限内に完了しないとき、又は入寮の選考に当たり虚偽の申立てをしたときは、副学長は、その者の入寮許可を取り消すことができる。

(寄宿料)

第10条 寄宿料の額は、国立大学法人室蘭工業大学授業料等の額並びに徴収方法等規則（平成16年度室工大規則第35号）第2条に掲げる額とし、別に定めるところにより納入しなければならない。

2 寄宿料は、入寮又は退寮の日が月の中途である場合であっても、当該1か月分を納入しなければならない。

3 女子寮における光熱水料等の経費については、別に定める。

(施設保全の義務)

第11条 寮生は、居室、共用施設その他女子寮の施設を保全し、保健衛生及び災害防止に意を用い、次の各号に定めるところに従わなければならない。

- (1) 副学長の許可なくして施設、設備、備品等をその目的以外に使用し、又は工作を加えないこと。
- (2) 故意又は過失により施設設備等を滅失、損傷又は汚染したときは、その原状回復に必要な経費を弁償すること。
- (3) 防火管理、保健衛生管理、災害防止等については、副学長の指示に従い、積極的に協力すること。

(退寮)

第12条 退寮を希望する者は、事前に所定の退寮願を副学長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 寮生が次の各号のいずれかに該当するときは、副学長は退寮を命ずるものとする。ただし、特別の事由があると副学長が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 本学学生の身分を失ったとき。
- (2) 在寮期間が最短修業年限を超えるとき。
- (3) 3月以上寄宿料の納入を怠ったとき。
- (4) 疾病その他保健衛生上共同生活に適さないと認めたとき。
- (5) その他女子寮の管理運営上著しく支障をきたす行為があったとき。

(寮生以外の者の宿泊)

第13条 女子寮には、寮生以外の者を宿泊させてはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、副学長の許可を得て宿泊させることができる。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、女子寮に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年10月6日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

23 学内団体、集会、出版物及び掲示に関する取扱規程

平成16年度室工大規程第30号

第1条 学生が学内において団体を結成し、又は設立しようとするときは、代表責任者2名以上を定め、「学内団体結成届」に会則並びに役員名簿を添え、学長が指名する理事又は副学長（以下「副学長」という。）を通じて学長に届出なければならない。

第2条 会則その他の届出事項を変更したとき、又は団体を解散したときは、前条に準ずる。

第3条 学内の団体が、学外の団体に参加、又は加入しようとするときは、第1条に準ずる。

第4条 団体役員名簿は、毎年5月末現在で、副学長を通じて学長に届出るものとする。

第5条 学生又は学生団体が、本学構内において集会しようとするときは、その期日の3日前までに「学内施設使用許可願」を、副学長を通じて学長に届出なければならない。

第6条 前条の届出を要する集会とは、学生の主催する学内講演会、映画会、展示会、研究会、学生集会、学生大会等とする。

第7条 学生又は学生団体が、学外の団体と協同して、集会若しくは、行事をしようとするときは、あらかじめ「大会（行事）開催届」を、副学長を通じて学長に届出なければならない。

第8条 学生又は学生団体が、学内において雑誌、新聞、ビラ等の印刷物を発行又は配布しようとするときは、あらかじめ「出版物（印刷物）届」を、副学長を通じて学長に届出なければならない。

第9条 学生又は学生団体が、学内に掲示しようとするときは、あらかじめ「掲示届」を、副学長を通じて学長に届出なければならない。

第10条 掲示物には、必ず責任者の氏名を明記しなければならない。

第11条 掲示物は、所定の掲示板に掲示するものとする。ただし、特に許可された場合は、この限りではない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

24 室蘭工業大学大学会館規則

平成16年度室工大規則第91号

(趣旨)

第1条 室蘭工業大学学則（平成16年度室工大学則第1号）第61条の規定に基づき、室蘭工業大学大学会館（以下「大学会館」という。）の管理運営に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 大学会館は、室蘭工業大学（以下「本学」という。）の学生及び教職員相互の人間関係を緊密にし、かつ、学生の豊かな人間性、社会性を養うための課外活動を盛んにし、並びに学生及び教職員の福利厚生に寄与することを目的とする。

(管理運営責任者)

第3条 大学会館に、管理運営責任者として館長を置き、学長の指名する理事又は副学長をもって充てる。（管理運営）

第4条 大学会館の管理運営に関する基本的事項については、室蘭工業大学学生サポート委員会において審議する。

(施設)

第5条 大学会館に、次の施設を置く。

- (1) 多目的ホール
- (2) 集会室
- (3) 食堂
- (4) 理髪室
- (5) 書籍室
- (6) その他必要とされる施設

(使用者の範囲)

第6条 大学会館を使用できる者は、本学の学生及び教職員並びに館長が特に認めた者とする。

2 前項に定める者以外が大学会館の使用を希望する場合には、国立大学法人室蘭工業大学資産貸付規程（平成16年室工大規程第12号）の定めるところによる。

(開館時間及び休館日)

第7条 大学会館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、臨時に変更することができる。

	月曜日～金曜日	土曜日、夏期・冬期・春期休業期間中
開館時間	午前9時～午後9時	午前9時～午後7時
休館日	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日 (3) 年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）	

(使用時間)

第8条 第5条第1号及び第2号の施設（以下「集会室等」という。）の使用は、時間単位とし、2日以上継続して使用することはできない。ただし、館長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(使用手続き)

第9条 集会室等を使用するときは、使用責任者を定め、使用する日の3日前までに、大学会館使用許可願を学生課に提出し、館長の許可を受けなければならない。

2 第5条第3号の施設を別の用途に使用するときは、通常の利用に支障のない範囲において、館長が使用を許可することがある。

3 館長は、前2項により使用を許可したときは、別に定める大学会館使用許可書を交付する。

4 使用の許可に当たっては、必要に応じ条件を付すことがある。

(鍵の借受け及び返却)

第10条 使用許可を受けた者は、使用の都度、守衛室に使用許可書を提出し、鍵を借り受けるものとし、使用後は速やかに返却しなければならない。

(遵守事項)

第11条 大学会館を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 許可された使用施設を転貸しないこと。
- (3) 室内の諸設備を無断で移動及び改変しないこと。
- (4) 許可された使用時間を厳守すること。
- (5) 騒音等で他の者の使用を妨げ、又は不快感を与える行為をしないこと。
- (6) 指定された場所以外では、飲食をしないこと。
- (7) 掲示は、あらかじめ館長の許可を受け、所定の場所にすること。
- (8) 館内を汚損しないこと。
- (9) 使用後は室内を清掃し、備品類を現状に復するとともに、火気の点検、窓の施錠及び消灯を確認すること。
- (10) その他大学会館の使用に当たっては、館長又は館長の指定する者の指示に従うこと。

(使用許可の取り消し)

第12条 使用許可を受けた者が、この規則又は使用の許可条件に違反したときは、館長は使用の許可を取り消し、退去を命ずるものとする。

2 本学の行事のために施設を使用する必要が生じたときは、館長は既に与えた使用許可を取り消すことがある。

(使用の中止等)

第13条 使用許可を受けた者が施設の使用を中止又は変更しようとするときは、速やかに学生課に申し出なければならない。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者が故意又は過失により、施設設備を滅失又は破損させたときは、その損害を弁償しなければならない。

(事務)

第15条 大学会館に関する事務は、学生課が行う。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、大学会館に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則 (平成23年度室工大規則第19号)

この規則は、平成24年2月2日から施行する。

25 室蘭工業大学体育施設等管理規則

平成16年度室工大規則第92号

(目的)

第1条 室蘭工業大学（以下「本学」という。）の体育施設等（以下「施設等」という。）は、本学の学生及び教職員の体育及び文化の向上、心身の保健のために使用することを目的とする。

(管理)

第2条 施設等は、学長が指名する理事又は副学長が管理する。

(施設等の範囲)

第3条 この規則で施設等とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 体育館（武道場及びトレーニングルームを含む。）
- (2) グランド
- (3) テニスコート
- (4) 弓道場
- (5) アーチェリー場
- (6) ヨット艇庫
- (7) 体育器具庫
- (8) 合宿研修所

(用途)

第4条 施設等の用途は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 正課の授業
- (2) 本学の主催する行事
- (3) 学生の課外活動
- (4) 教職員の体育・文化活動
- (5) その他本学において必要と認める行事等

(事務)

第5条 施設等に関する事務は、学生課において行う。

(雑則)

第6条 施設等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

26 室蘭工業大学体育館使用細則

平成16年度室工大細則第3号

(趣旨)

第1条 この細則は、室蘭工業大学体育施設等管理規則（平成16年度室工大規則第92号）第6条の規定に基づき、室蘭工業大学体育館（武道場及びトレーニングルームを含む。以下「体育館」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第2条 体育館は、次の各号に掲げる場合に使用することができる。

- (1) 体育の授業
- (2) 本学の主催する行事
- (3) 学生の課外活動
- (4) 教職員の体育・文化活動
- (5) その他学長が指名する理事又は副学長（以下「副学長」という。）が必要と認めたもの

(使用者の範囲)

第3条 体育館を使用できる者は、本学の学生及び教職員並びに副学長が特に認めた者とする。

2 前項に定める者以外が体育館の使用を希望する場合には、国立大学法人室蘭工業大学資産貸付規程（平成16年室工大規程第12号）の定めるところによる。

(使用時間)

第4条 体育館を使用できる時間は、原則として8時30分から22時までとする。ただし、副学長が必要と認めた場合はこの限りでない。

(休館日)

第5条 体育館は、年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）の間、休館日とする。

(使用手続き等)

第6条 第2条第3号から第5号までに掲げる事由により、体育館の使用を希望する者は、使用を希望する日の3日前までに所定の「学内施設使用許可願」を副学長に提出し、許可を受けなければならない。ただし、教職員にあっては、使用時間が12時から13時までの間に限り、使用許可の手続きを経ないで使用することができる。

2 前項により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、守衛室に「学内施設使用許可書」及び学生にあっては「学生証」を呈示の上、鍵を受理し、使用するものとする。

3 使用者は、使用の後、施錠をし、守衛室に鍵を返還しなければならない。

(他者使用の禁止)

第7条 使用者は、他の者に使用させてはならない。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用時間を厳守すること
- (2) 目的外の用途に使用しないこと
- (3) 指定外の個所に立入らぬこと並びに指定外の器具類、諸設備にふれること
- (4) 土足及び外履での入館を行わないこと

- (5) 掲示物その他これに類するものを所定外の個所に掲示しないこと
- (6) 使用後は、直ちに清掃、整理整頓等を行い原状に復するとともに、火気及び水道栓の点検並びに消灯及び施錠の確認を行うこと

2 トレーニングルームの使用に関しては、前項に規定するもののほか、別に定める「トレーニングルーム使用心得」を遵守するものとする。

(許可の変更・取消し)

第9条 次の各号に該当する場合は、使用許可を変更又は取消すことがある。

- (1) 体育の授業又はその他の事由により使用の必要が生じた場合
- (2) 「学内施設使用許可願」に虚偽の記載があった場合
- (3) 前条の規定に違反し、使用が適当でないと認めた場合

(弁償の責務)

第10条 使用者は、故意又は過失により建物、施設設備及び器具等を損傷又は滅失したときは弁償の責を負うものとする。

(使用の禁止等)

第11条 使用者がこの細則の規定に違反した場合は、その使用を禁止又は停止させことがある。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、体育館の使用に関して必要な事項は、副学長が決定する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則（平成23年度室工大細則第3号）

この細則は、平成24年2月2日から施行する。

27 室蘭工業大学グランド・テニスコート使用細則

平成16年度室工大細則第4号

(趣旨)

第1条 この細則は、室蘭工業大学体育施設等管理規則（平成16年度室工大規則第92号）第6条の規定に基づき、室蘭工業大学（以下「本学」という。）のグランド（以下「グランド」という。）及びテニスコート（以下「テニスコート」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第2条 グランド及びテニスコートは、次に各号に掲げる場合に使用することができる。

- (1) 体育の授業
- (2) 本学の主催する行事
- (3) 学生の課外活動
- (4) 教職員の体育活動
- (5) その他学長が指名する理事又は副学長（以下「副学長」という。）が必要と認めたもの

(使用者の範囲)

第3条 グランド及びテニスコートを使用できる者は、本学の学生及び教職員並びに副学長が特に認めた者とする。

2 前項に定める者以外がグランド及びテニスコートの使用を希望する場合には、国立大学法人室蘭工業大学資産貸付規程（平成16年室工大規程第12号）の定めるところによる。

(使用手続き)

第4条 第2条第3号から第5号までに掲げる事由により、グランド及びテニスコートの使用を希望する者は、使用を希望する日の3日前までに所定の「学内施設使用許可願」を副学長に提出し、許可を受けなければならない。

(他者使用の禁止)

第5条 前条により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、他の者に使用させてはならない。

(遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 目的外の用途に使用しないこと。
- (2) テニスコート内は運動靴以外使用しないこと。
- (3) 使用後は、直ちに整備、清掃を行うこと。

(雑則)

第7条 この細則に定めるものほか、グランド及びテニスコートの使用について必要な事項は、副学長が決定する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則（平成23年度室工大細則第4号）

この細則は、平成24年2月2日から施行する。

28 室蘭工業大学弓道場・アーチェリー場・ヨット艇庫使用細則

平成16年度室工大細則第5号

(趣旨)

第1条 この細則は、室蘭工業大学体育施設等管理規則（平成16年度室工大規則第92号）第6条の規定に基づき、室蘭工業大学弓道場（以下「弓道場」という。）、室蘭工業大学アーチェリー場（以下「アーチェリー場」という。）及び室蘭工業大学ヨット艇庫（以下「ヨット艇庫」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用者等)

第2条 弓道場、アーチェリー場及びヨット艇庫は、原則として本学の認めた弓道部、アーチェリー部及びヨット部に所属する学生（以下「使用者」という。）が使用することができる。

2 ヨット艇庫については、11月から翌年3月まで閉鎖するものとする。

(他者使用の禁止)

第3条 使用者は、他の者に使用させてはならない。

(遵守事項)

第4条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に整理整頓に留意し、清潔を保つこと。
- (2) 火気の取扱いについては、十分注意をすること。
- (3) 消灯、施錠を励行すること。

(弁償の責務)

第5条 使用者は、故意又は過失により建物、施設設備、器具等を損傷又は滅失したときは弁償の責を負うものとする。

(雑則)

第6条 この細則に定めるものほか、弓道場、アーチェリー場及びヨット艇庫の使用について必要な事項は、学長が指名する理事又は副学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

29 室蘭工業大学体育器具庫使用細則

平成16年度室工大細則第6号

(趣旨)

第1条 この細則は、室蘭工業大学体育施設等管理規則（平成16年度室工大規則第92号）第6条の規定に基づき、室蘭工業大学体育器具庫（以下「体育器具庫」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第2条 体育器具庫は、学生の課外活動に使用することができる。

(使用手続き等)

第3条 体育器具庫の使用を希望する団体等は、使用責任者を定め、所定の「学内施設使用許可願」を学長が指名する理事又は副学長（以下「副学長」という。）に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項により使用の許可を受けた団体等（以下「使用者」という。）は、守衛室に「学内施設使用許可書」及び「学生証」を提出の上、鍵を受領し、使用するものとする。

3 使用者は、使用の後、施錠をし、守衛室に鍵を返却しなければならない。

(他者使用の禁止)

第4条 使用者は、他の者に使用させてはならない。

(遵守事項)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に整理整頓に留意し、清潔を保つこと。
- (2) 火気の取扱いについては、十分注意すること。
- (3) 消灯、施錠を励行すること。

(弁償の責務)

第6条 使用者は、故意又は過失により建物、施設設備、器具等を損傷又は滅失したときは弁償の責を負うものとする。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、体育器具庫の使用に関して必要な事項は、副学長が決定する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

30 室蘭工業大学合宿研修所使用細則

平成16年度室工大細則第7号

(趣旨)

第1条 この細則は、室蘭工業大学体育施設等管理規則（平成16年度室工大規則第92号）第6条の規定に基づき、室蘭工業大学合宿研修所（以下「合宿所」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第2条 合宿所は、次の各号に掲げる場合に使用することができる。

- (1) 学生の課外活動団体の合宿
- (2) 合宿して行うセミナー等の教育活動
- (3) 学生のサークルの練習又はその他課外活動のうち適當と認められるもの

(休所日)

第3条 合宿所の休所日は、年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）の間とする。

(使用手続き)

第4条 合宿所の使用を希望する団体等は、使用責任者を定め、使用開始予定日の3日前までに、学長が指名する理事又は副学長（以下「副学長」という。）に「合宿届」（合宿する場合に限る。）及び「学内

施設使用許可願」を提出し、許可を受けなければならない。

- 2 前項により使用の許可を受けた団体等（以下「使用者」という。）は、守衛室に「学内施設使用許可書」及び「学生証」を呈示の上、鍵を受領し、使用するものとする。
- 3 使用者は、使用の後、施錠をし、守衛室に鍵を返却しなければならない。
(使用日の変更)

第5条 使用者は、使用の許可を受けた後、使用者の都合により使用日を変更しようとする場合は、前条第1項に準じ、速やかに許可を受けなければならない。

(合宿期間)

第6条 合宿所の合宿期間は、1回につき連続した11日間（10泊11日）を限度とする。

- 2 前項の期間が終了した後、引き続き合宿所を使用しようとするときは、改めて第4条第1項により許可を受けなければならない。

(他者使用の禁止)

第7条 使用者は、他の者に使用させてはならない。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 建物及び備品を損傷しないよう大切に取扱うこと。
- (2) 火気の取扱いについては、十分注意すること。
- (3) 常に整理整頓に留意し、朝夕必ず清掃すること。
- (4) 消灯、施錠を励行すること。
- (5) 使用後は、直ちに清掃、整理整頓等を行い原状に復するとともに、火気及び水道栓の点検並びに消灯及び施錠の確認を行うこと。

(許可の変更・取消し)

第9条 次の各号に掲げる場合は、使用許可を変更又は取消すことがある。

- (1) 大学の管理運営上使用の必要が生じた場合
- (2) 「学内施設使用許可願」又は「合宿届」に虚偽の記載があった場合
- (3) 前条の規定に違反し、使用が適当でないと認めた場合
(弁償の責務)

第10条 使用者は、故意又は過失により建物、施設設備、器具等を損傷又は滅失したときは弁償の責を負うものとする。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、合宿所の使用に関し必要な事項は、副学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度室工大細則第1号）

この細則は、平成23年8月4日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

31 室蘭工業大学サークル会館規則

平成16年度室工大規則第93号

(設置)

第1条 室蘭工業大学（以下「本学」という。）に、本学の学生の課外活動を助成し、その効果を高めることを目的とする課外活動施設として、サークル会館1号館、サークル会館2号館及びサークル会館3号館（以下「サークル会館」という。）を置く。

(管理運営責任者)

第2条 サークル会館の管理運営責任者は、学長が指名する理事又は副学長（以下「副学長」という。）とする。

(管理運営)

第3条 サークル会館の管理運営に関する基本的事項については、室蘭工業大学学生サポート委員会で審議する。

(休館日)

第4条 サークル会館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月28日から翌年1月4日まで（前号に規定する日を除く。）

2 副学長は、特に必要があると認める場合、前項に定める休館日にサークル会館を開館することがある。

(使用時間)

第5条 サークル会館の使用時間は、9時から22時までとする。ただし、副学長が特に必要があると認める場合は、使用時間の延長を認めることがある。

(使用者の範囲)

第6条 サークル会館を使用できる者は、学生団体、集会、出版物及び掲示に関する取扱規程（平成16年度室工大規程第30号）第1条による届出を行っている団体及び当該団体に所属する者（以下「サークル等」という。）とする。

2 副学長は、特に必要があると認める場合、前項の規定にかかわらず、サークル等以外の者にサークル会館を使用させことがある。

(施設保全責任及び弁償責任)

第7条 サークル会館を使用する者は、サークル会館の施設、設備、備品等の保全に務めなければならない。

2 サークル会館を使用する者は、故意又は過失によりサークル会館の施設、設備、備品等を損傷したときは、弁償の責を負うものとする。

(事務)

第8条 サークル会館に関する事務は、学生課で処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、サークル会館の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則（平成23年度室工大規則第4号）

この規則は、平成23年8月4日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

32 室蘭工業大学サークル会館の使用に関する細則

平成16年度室工大細則第8号

(趣旨)

第1条 この細則は、サークル会館の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設の構成)

第2条 サークル会館は、次の各施設から構成される。

- (1) 共用室
- (2) 共用制作室
- (3) ミーティング室
- (4) 和室
- (5) 大練習室
- (6) 中練習室
- (7) 音楽練習室

- (8) 器具庫
- (9) 制作作業室
- (10) 資料作成室
- (11) 乾燥室、暗室

(使用期間)

第3条 前条に掲げる施設の使用期間は、6月1日から翌年5月31日までの期間とする。

(使用手続)

第4条 第2条に掲げる施設を使用しようとするサークル等は、使用責任者を定め、所定の使用許可願を毎年5月20日までに学生課に提出し、副学長の許可を受けなければならない。

2 室蘭工業大学サークル会館規則（平成16年度室工大規則第93号。以下「規則」という。）第4条第1項に定める休館日に、サークル会館を使用しようとするサークル等は、使用責任者を定め、所定の特別使用許可願を学生課に提出し、副学長の許可を受けなければならない。

3 規則第5条に定める使用時間を超えて、サークル会館を使用しようとするサークル等は、使用責任者を定め、所定の使用時間延長願を学生課に提出し、副学長の許可を受けなければならない。

(鍵の取扱い)

第5条 サークル会館の使用許可を受けたサークルの使用責任者は、サークル会館使用許可書及び学生証を呈示して、守衛室からサークル会館の鍵を受領し、サークル会館を使用するものとする。

2 使用者は、サークル会館の使用が終った後、速やかに施錠し、鍵を守衛室に返却するものとする。

(禁止事項)

第6条 使用者は、サークル会館の使用に当たり、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可された用途以外への使用又は転貸すること。
- (2) 故意に施設、設備等を傷つけ又は改造すること。
- (3) 所定の場所以外に提示物等を提示すること。

(遵守事項)

第7条 使用者は、サークル会館の使用に当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用時間を厳守すること。
- (2) 火気の使用については、十分注意すること。
- (3) 使用後は、清掃、消灯、施錠等を励行すること。
- (4) その他本学が必要と認める事項

(使用許可の取消)

第8条 使用を許可された者が規則及びこの細則に違反したときは、使用の許可を取り消し又は使用を中止させることがある。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、サークル会館の使用に関して必要な事項は、副学長が定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成22年度室工大細則第1号）

この細則は、平成22年8月12日から施行する。

33 国立大学法人室蘭工業大学構内交通規制実施規程

平成16年度室工大規程第22号

(目的)

第1条 この実施規程は、国立大学法人室蘭工業大学（以下「本学」という。）構内における交通安全を確保し、教育研究の場にふさわしい静穏な環境を保つため、自動車、自動二輪車、原動機付自転車（以下「自動車等」という。）及び自転車の通行等に関し必要な事項を定め、自動車等の構内における通行を

円滑に行うことを目的とする。

(適用除外)

第2条 消防自動車、救急自動車等の緊急自動車にはこの実施規程を適用しない。また、自転車には第3条から第6条の規定は適用しないものとする。

(駐車許可基準)

第3条 駐車場を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 教職員で通勤に自動車等を利用し、その距離（片道）が2km以上の者
- (2) 学生で通学に自動車等を利用し、その距離（片道）が2km以上の者
- (3) 身体不自由者で自動車等を利用しなければ通勤、通学が困難な者
- (4) 非常勤講師及び業者等で、自動車等を利用し常時来学する者
- (5) 第1号から第4号に掲げる以外の者で、特別の事情を有する者

ただし、教職員については当該職員が所属する課、科、センター等の長が、学生については、学長が指名する副学長が認めた者に限るものとする。

- (6) 第1号から第5号まで以外の者で、臨時に駐車場を使用する者

(駐車許可証の交付)

第4条 駐車場を使用する者は、学生については学生課に、その他の者は会計課に駐車許可申請書を提出し、駐車許可証の交付を受けなければならない。ただし、別図のA及びM駐車場を除くものとする。

(駐車許可証の記載事項)

第5条 駐車許可証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) プレート番号
- (2) 所属専攻名
- (3) 職員、学生、業者の区分
- (4) 学生にあっては学籍番号

(駐車許可証の提示)

第6条 構内に乗り入れる自動車等は、外部から見やすい場所に駐車許可証を提示しなければならない。

(駐車場)

第7条 駐車場は、別図のとおりとする。ただし、身体不自由者には、別に臨時駐車場を指定する。

(通行制限)

第8条 別図N E及びカーゲート個所で自動車等及び自転車の進入を制限する。ただし、カーゲートから入構する者の基準は、別に定める。

(自動車等の利用の自粛)

第9条 教職員及び学生は自動車等の利用を必要最小限度に抑えるよう自粛するものとする。

(その他)

第10条 その他本学構内における自動車等及び自転車の通行に関して、次のとおり定める。

- (1) 駐車場以外は駐車禁止とする
- (2) 違反者には警告書及び口頭により注意する
- (3) 構内を通行する自動車等及び自転車は、徐行し歩行者の安全と騒音防止に努めなければならない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成21年度室工大規程第2号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

駐車場配置図



34 国立大学法人室蘭工業大学カーゲート入構基準

平成16年4月1日 学長伺定

この基準は、国立大学法人室蘭工業大学構内交通規制実施規程（平成16年度室工大規程第22号。以下「規程」という。）第8条に規定するカーゲートから入構する者の基準を定めるものである。

（カーゲート利用権限付与基準）

- 1 規程第3条第1項第1号から第3号までの規定に該当し、駐車許可証を交付されている者について、その者のICカード（身分証明書）にカーゲート利用権限を付与する。ただし、同条第1号に該当する教職員にあっては、国立大学法人室蘭工業大学職員の給与等に関する規則（平成16年度室工大規則第14号）に基づく通勤方法が自動車で認定されている者とし、同条第2号に該当する学生にあっては、専攻長が駐車場使用を認めている大学院生とする。

（ゲストカード貸与基準）

- 2 規程第3条第1項第4号から第6号までの規定に該当する者（以下「業者等」という。）にあっては、常時来学する者についてゲストカードを貸与する。この場合において、業者にあっては、原則として一枚とする。

（カーゲート利用権限の付与）

- 3 カーゲートから入構する者は、カーゲートの利用権限を付与されなければならない。
- 4 カーゲート利用権限は、教職員にあってはカーゲート利用申請書を、業者にあってはゲストカード交付申請書を会計課に提出して付与されるものとし、学生にあってはカーゲート利用申請書を学生課に提出して付与されるものとする。
- 5 ゲストカードを紛失した場合は、実費負担とする。
- 6 通勤方法の変更等によりカーゲートの利用を中止する場合には、教職員にあっては会計課に、学生にあっては学生課に速やかに届出しカード利用権限の抹消を行わなければならない。

(ゲストカードの返納)

7 業者等にあっては、貸与時の身分を失った場合には、速やかにゲストカードを会計課に返納するものとする。

(臨時入構)

8 教職員等で物品等の搬入、搬出等により臨時に入構が必要な者は、事前に会計課へ申し出ることにより入構を許可することがある。

また、学生で実験研究資材等の搬入、搬出等により臨時に入構が必要な者は、事前に教員等から臨時通行許可申請書を学生課へ提出することにより入構を許可することがある。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から実施する。

(略)

附 則 (平成21年度)

この基準は、平成22年4月1日から実施する。

35 学生の交通事故・違反に対する申し合わせ

平成16年4月1日 学生サポート委員会決定

本学学生の懲戒については、学則第63条によることとしているが、学生が当事者である交通事故・違反に対しては、その態様により、本申し合わせによる懲戒又は処分を適用するものとする。

1. 死亡事故の場合には、停学以上の懲戒とする。

2. 人身事故の場合（死亡事故を除く。）には、停学又は訓告とする。

3. 物損事故の場合には、訓告又は厳重注意とする。

4. 上記以外の事故・違反の場合には、厳重注意とする。

5. 道路交通法に規定する次に掲げる違反行為を行った場合には、それぞれ当該各号の定めるところによる処分とする。ただし、上記1に掲げる事故が下記に掲げるいずれかの違反行為によって行われた場合には、退学とする。

① 酒酔い運転 退学

② 酒気帯び運転（呼気中アルコール濃度0.15mg/l以上） 停学

③ 無免許運転 停学

④ 大幅な速度超過運転（超過速度が高速道路にあっては50キロ以上、それ以外の道路にあっては30キロ以上） 厳重注意

⑤ 共同危険行為等禁止違反 訓告

6. 上記1から3に掲げる事故にあって、道路交通法に規定する救護措置義務違反が明らかとなった場合には、退学又は停学とする。

7. 上記の事故・違反において、同乗者としての学生に明らかな注意、又は安全義務違反等がある場合には、運転していた者に準ずる処分を科すものとする。

8. 現に、本申し合わせに基づく懲戒又は注意を受けている学生、及び過去に懲戒又は注意を受けていた学生が再度事故・違反を起こした場合には、当初以上の処分とする。

9. 停学（無期及び有期）とする場合、その処分に先立つ謹慎日数の期間を停学期間に算入することができる。

附 則

この取扱いは、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この申し合わせは、平成21年3月1日から実施する。

36 室蘭工業大学学生表彰実施要領

平成16年4月1日 学長伺定

1 目的

室蘭工業大学（以下「本学」という。）学生の勉学並びに健全な課外活動、社会への諸活動等を積極的に支援し、本学の名誉を著しく高めた個人又は団体を表彰することにより、学習意欲の向上又は学生生活の活性化を図ることを目的とする。

2 表彰の区分

- (1) 学業成績の優秀な者
- (2) 研究の業績顕著な者
- (3) その他学生の模範となる行為のあった者

3 名称

本表彰は学長表彰とし、名称を「蘭岳賞」とする。

4 表彰

表彰は、表彰状の授与及び記念品の贈呈により行う。

5 表彰基準

- (1) 学業成績の優秀な者
 - ① 学部学生卒業予定者のうち、学業成績の最優秀者
 - ② 学部在籍者のうち、修業年限に満たない在学期間での修了予定者
- (2) 研究の業績顕著な者
 - 博士前期課程又は博士後期課程在籍者のうち、標準修業年限に満たない在学期間での修了予定者
- (3) その他学生の模範となる行為のあった者
 - ① 課外活動の成果が特に顕著であると認められる個人又は団体
 - ② 社会活動における成果が特に顕著であると認められる個人又は団体
 - ③ その他表彰をすることが適当と認められる個人又は団体

6 被表彰者の推薦等

- (1) 推薦の母体、審査対象期間、推薦の締切、推薦書等は次表のとおりとし、その他参考資料等を添付の上、学生課へ提出するものとする。

表彰の区分	推薦の母体	審査対象期間	推薦の締切	推薦書等
学業成績の優秀な者	学科長	在学期間	2月末	別に定める
研究の業績顕著な者	博士前期課程又は博士後期課程専攻長	在学期間	2月末	別に定める
その他学生の模範となる行為のあった者	教職員又は自薦	暦年	1月末	

- (2) 「その他学生の模範となる行為のあった者」の推薦は、公募によるものとし、ポスター、広報誌等により周知する。

7 審査委員会

- (1) 被表彰者の審査は、室蘭工業大学学生サポート委員会（以下「委員会」という。）が行う。
- (2) 審査に必要な事項は、別に定める。

8 被表彰者の決定

被表彰者の決定は、委員会の選考に基づき教授会が行う。

9 授与件数

表彰の区分	授与件数
学業成績の優秀な者	5の(1)の①該当者
	5の(1)の②該当者
研究の業績顕著な者	上限枠は設けず
その他学生の模範となる行為のあった者	上限枠は設けず

- 10 表彰時期
表彰時期は、学位記授与式の日とする。
- 11 その他
表彰に関する事務は、学生課において処理する。

附 則（平成21年度）

この要領は、平成22年2月9日から実施し、平成21年4月1日から適用する。

37 室蘭工業大学優秀学生奨励金要項

平成18年5月22日 学長伺定

- 1 目的
学業及び人物ともに優れている学生に、奨励金を給付することにより、全学生の学力レベル向上に資することを目的とする。
- 2 給付対象者
学部生及び博士前期課程学生
- 3 給付人数
合計30名以内
- 4 給付額
一人10,000円相当の図書カードを給付
- 5 選考方法

(1) 学部生においては、2～4年次生（編入生は4年次生のみ）で、昼間コースは各学科各学年別に、夜間主コースは各学科別に下記のG P A最上位の者1名を選出する。次いで、先行する前年度の博士前期課程学生選考数を考慮したうえで、30名に達するまで学科・学年を問わず、G P A上位の者から順に選出する。

なお、基準とする成績については前年度1年間の成績とし、各学年の最低取得単位数は別に定めるものとする。

$$G P A = \frac{4 \times G P(4) の 修得科目数 + 3 \times G P(3) の 修得科目数 + 2 \times G P(2) の 修得科目数 + G P(1) の 修得科目数}{総修得科目数}$$

得点	評価	G P
90—100	優	(4)
80—89		(3)
70—79	良	(2)
60—69	可	(1)
0—59	不可	

博士前期課程学生においては、上記のG P Aが3.0以上の者でかつ査読付きの学術論文誌にファーストオーサーとして掲載（掲載決定）された者を各専攻から推薦のうえ、合計11名以内を選考する。論文誌の判断は副学長が決定する。

なお、専攻ごとの推薦枠人数は別に定めるものとする。

(2) 学生サポート委員会の議を経て学長が決定する。

- 6 給付の時期
原則として、学部生は前期中に給付し、博士前期課程学生は当年度内に給付する。

附 則

この要項は、平成18年5月22日から実施する。

(略)

この要項は、平成24年11月12日から実施し、平成24年4月1日から適用する。

38 室蘭工業大学経済的困窮学生への支援実施要項

平成22年1月8日 学長同定

1 目的

本制度は、室蘭工業大学教育・研究振興会の学生生活支援事業として実施するものであり、学力優秀でありながら、経済的困窮から勉学継続が困難な学生への支援を行うことを目的とする。

2 給付対象者及び給付人数

(1) 学部学生

- ① 授業料免除申請者で免除を受けられなかった者 前後期とも3名
- ② 授業料免除申請者で半額免除を受けた者 前後期とも1名

(2) 博士前期課程学生

入学料免除申請者で学力優秀な者 4名

3 給付金額

(1) 2 (1)にあっては、当該期の授業料半額分

(2) 2 (2)にあっては、当該入学料の半額分

4 選考方法

学生サポート委員会の議を経て学長が決定する。

ただし、学部学生の選考にあたっては、学生担当副学長による面接を実施するものとする。

5 雜則

外国人留学生については、別に定める。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から実施する。

附 則（平成22年度）

この要項は、平成22年8月9日から実施する。

39 学生の個人情報の取扱いに関するガイドライン

平成17年10月12日 学長同定

本学が保有する個人情報の取扱いについては、国立大学法人室蘭工業大学個人情報取扱規則に基づくが、このうち、学生に対する掲示及び修学指導等について、適切な取扱いを確保するため次によりガイドラインを定める。

1 掲示関係

次のいずれかに該当するときは、氏名を明記（学籍番号、学科名、学年の記載は適宜）して掲示を行うものとし、他の場合にあっては、氏名を明記せず掲示を行うものとする。

(1) 卒業決定者

(2) 表彰者

(3) 懲戒者

(4) その他大学が氏名を明記して掲示することが必要なもの

（参考）氏名を明記せず、学籍番号等で掲示を行うもの（例）

- | | |
|---------------------|------------------|
| ・試験（定期試験、追試験、再試験）結果 | ・入学料免除及び授業料免除決定者 |
| ・追試験及び再試験の該当者 | ・各種奨学金決定者 |
| ・進級及び卒業研究に着手できる者 | ・授業料未納者 |
| ・卒業予定者 | |

2 修学指導関係

- (1) 学業成績（成績通知表）は、保証人に通知する。
なお、通知するに当たっては、学生の同意を得て行う。

- (2) 学業成績（成績通知表）、電話番号及び住所は、修学指導担当教員（学科長、クラス主任及び指導教員等）に提供することがある。

- (3) 学生証用写真は、学生写真帳に利用する。

3 その他

- (1) 学業成績は、経済的支援（授業料免除、奨学金申請等）に関する業務を行うため利用する。

- (2) 電話番号・住所は、学生生活支援（課外活動、就職あっせん等）に関する業務を行うため、関係各課に提供することがある。

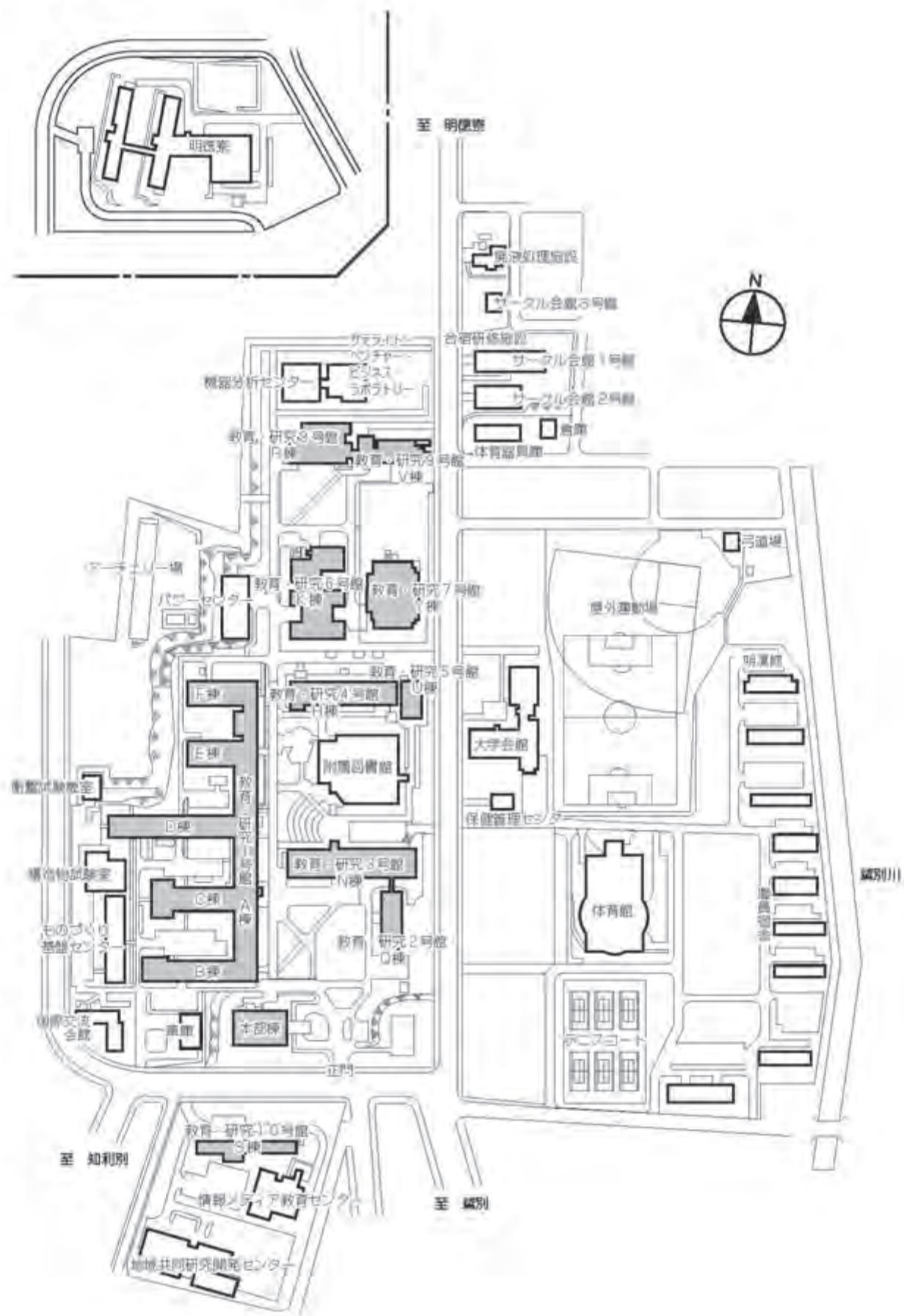
- (3) 保証人の氏名・住所は、室蘭工業大学学生後援会に提供することがある。

なお、提供するに当たっては、学生の同意を得て行う。

- (4) 問題が生じた場合の対応は、教務課教務係が行う。

第4部 講義室案内

1 構内案内図



2 講義室設備一覧

講義室番号	講義定員	試験定員	机	ビデオ	DVD	「B」はブルーレイ	OHP	資料提示装置	マイク設備	バリアフリー	その他
N101	68	68	1人掛け(可動)					○			
N103	36	36	1人掛け(可動)				○		○		
N104	68	68	1人掛け(可動)				○		○		
N205	159	106	連結(固定)					○	○		N207 合併、後部モニタ
N207	156	104	連結(固定)	○				○	○		N205 合併、後部モニタ
N208	129	85	連結(固定)				○		○		
N209	60	39	連結(固定)				○				
N301	60	38	1人掛け(固定)								TV 会議システム
N302	118	118	1人掛け(固定)				○		○		
N303	64	LL室	連結	○	○			○	○		
N306	95	95	1人掛け(固定)				○		○		
N307	60	38	1人掛け(固定)				○				
N308	174	116	連結(固定)	○	OB			○	○	○	後部モニタ
N401	240	135	連結(固定)	○	OB			○	○		N403 合併、後部モニタ
N403	117	78	連結(固定)	○	○	○			○		N401 合併
N404	60	40	連結(固定)				○				
N405	83	53	連結(固定)				○		○		
N406	80	製図室	1人掛け					○			
C103	84	56	連結(固定)					○	○		
C104	60	40	連結(固定)					○	○		
C107	129	82	連結(固定)		OB			○	○		
C108	129	82	連結(固定)		OB			○	○		
C203	60	40	連結(固定)					○	○		
C204	54	31	連結(可動)					○	○		
C205	60	40	連結(固定)					○	○		
C206	26	15	連結(可動)					○	○		
C207	129	82	連結(固定)		OB			○	○		
C208	129	82	連結(固定)		OB			○	○		
C305	60	40	連結(固定)					○	○		
C306	32	情報メディア演習室									
C307	32	情報メディア演習室									
C308	-	情報メディア出力室									
C309	62	情報メディア演習室									
C310	62	情報メディア演習室									
A249	84	42	連結(固定)				○		○		
A250	84	42	連結(固定)				○		○		
A304	206	103	連結(固定)	○	OB			○	○	○	TV 会議システム
A333	165	89	連結(固定)	○	○			○	○		

プロジェクター : N303 を除く全講義室に設置

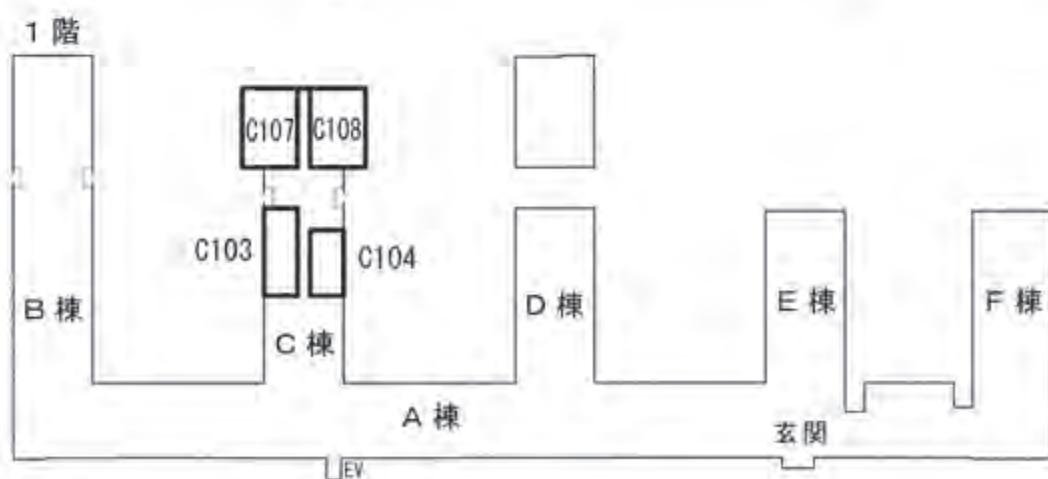
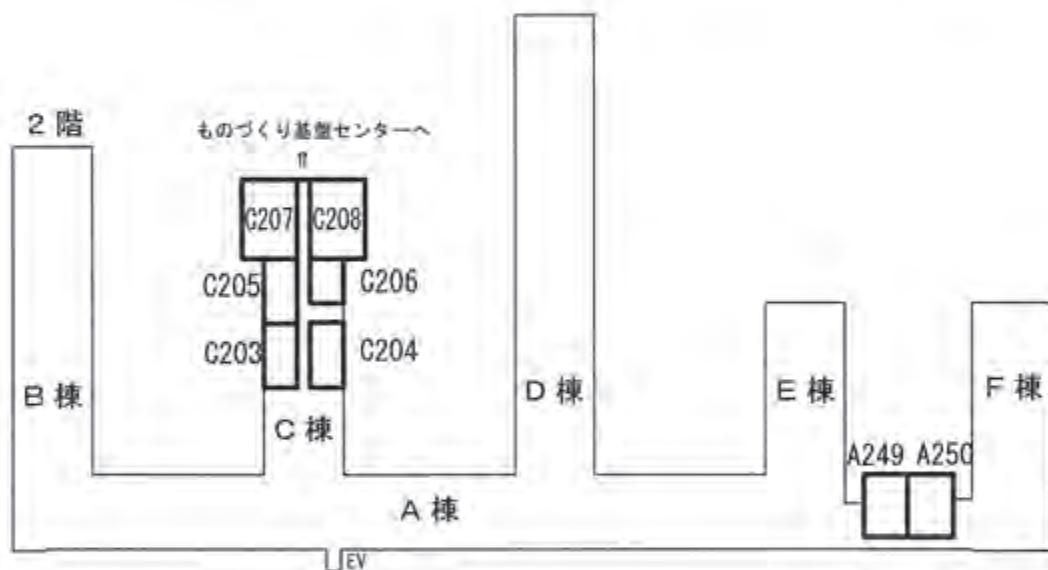
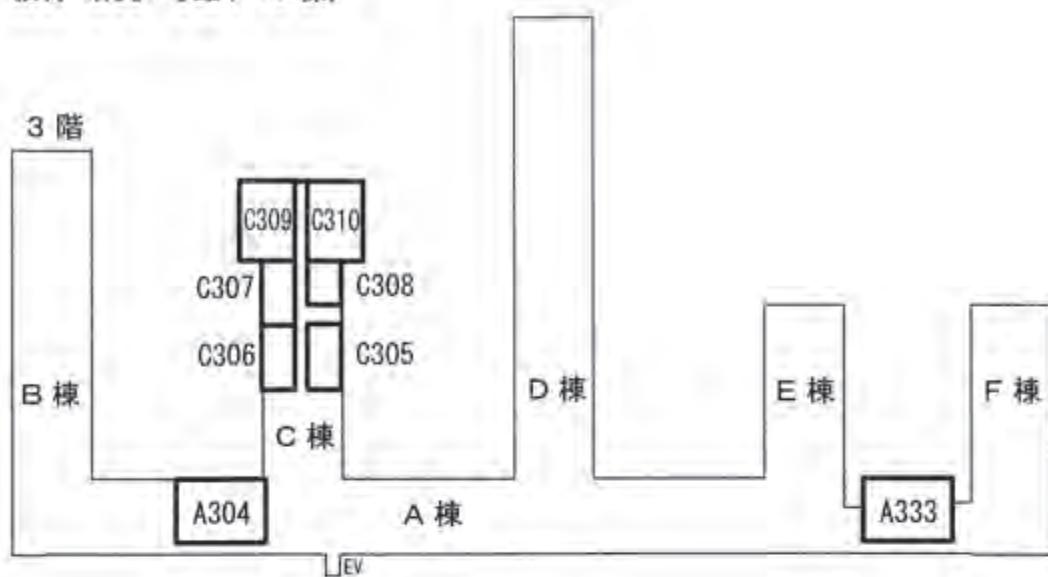
スクリーン : 全講義室に設置

3 各講義室案内図

(1) 教育・研究3号館(N棟)



(2) 教育・研究1号館(A・C棟)



平成25年度 学部学年暦

前期

4月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10 (木)-1	11 (木)-1	12 (金)-1	13
14	15 (月)-1	16 (火)-1	17 (水)-2	18 (木)-2	19 (金)-2	20
21	22 (月)-3	23 (火)-2	24 (水)-3	25 (木)-2	26 (金)-3	27
28	29 (月)-4	30 (火)-3				

5月

1~4日 春期休業
5日 入学宣誓式
6日 1年次TOEIC試験実施日
8~9日 新生入会エントリーション
10日 前期授業開始
10~22日 前期履修登録期間
18日 月曜日の振替授業日
4月中・下旬 定期健康診断

6月

7日 月曜日の振替授業日
18~19日 体育祭
22日 開学記念日
25~26日 体育祭

7月

31日 定期試験・補講日

8月

1~6日 定期試験・補講日
3日 オープンキャンパス
7日 3年次TOEIC試験実施日
7~12日 定期試験予備日
13日 夏期休業～9月16日

9月

17~30日 集中講義期間
20日 大学祭準備(臨時休業)
21~22日 大学祭

凡例 : 授業日

(前期授業日: 4月10日～7月30日)

(後期授業日: 10月1日～2月6日)

: 集中講義期間(対象講義のみ)

(授業担当教員の都合により、上記以外の期間に実施することもある。)

後期

10月

日	月	火	水	木	金	土
		1 (火)-1	2 (水)-1	3 (木)-1	4 (金)-1	5
6	7 (月)-1	8 (火)-2	9 (水)-2	10 (木)-2	11 (金)-2	12
13	14 (月)-2	15 (火)-3	16 (水)-3	17 (木)-2	18 (金)-3	19
20	21 (月)-3	22 (火)-4	23 (水)-4	24 (木)-3	25 (金)-4	26
27	28 (月)-4	29 (火)-5	30 (水)-5			

11月

日	月	火	水	木	金	土
					1 (金)-5	2
3	4 (月)-5	5 (火)-6	6 (水)-6	7 (木)-5	8 (金)-6	9
10	11 (月)-6	12 (火)-6	13 (水)-7	14 (木)-6	15 (金)-7	16
17	18 (月)-7	19 (火)-7	20 (水)-8	21 (木)-7	22 (金)-8	23
24	25 (月)-8	26 (火)-8	27 (水)-9	28 (木)-8	29 (金)-9	30

12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 (月)-9	3 (火)-9	4 (水)-10	5 (木)-9	6 (金)-10	7
8	9 (月)-10	10 (火)-10	11 (水)-11	12 (木)-10	13 (金)-11	14
15	16 (月)-11	17 (火)-11	18 (水)-12	19 (木)-11	20 (金)-12	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

21日 冬期休業～1月9日

1月

日	月	火	水	木	金	土
				1		
5	6	7	8	9 (金)-13	10 (月)-13	11
12	13 (月)-12	14 (火)-12	15 (水)-13	16 (木)-12	X	18
19	20 (月)-12	21 (火)-13	22 (水)-14	23 (木)-13	24 (金)-14	25
26	27 (月)-13	28 (火)-14	29 (水)-14	30 (木)-14	31 (金)-15	

17日 大学入試センター試験準備(臨時休業)
18~19日 大学入試センター試験
29日 月曜日の振替授業日

2月

日	月	火	水	木	金	土
					1	
2	3 (月)-15	4 (火)-15	5 (水)-15	6 (木)-15	7 (金)-16	8
9	10 (月)-16	11 (火)-16	12 (水)-16	13 (木)-16	14 (金)-16	15
16	17 (月)-17	18 (火)-17	19 (水)-17	20 (木)-17	21 (金)-17	22
23	X	X	25 (火)-18	26 (水)-18	27 (木)-18	28 (金)-18

3月

日	月	火	水	木	金	土
					1	
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

1日 春期休業～4月6日
24日 学位記号授与式

: 定期試験・補講日

: 定期試験予備日

: 休業日

: 臨時休業日

振替授業日一覧
4月18日 月曜日の振替授業日
5月7日 月曜日の振替授業日
10月17日 月曜日の振替授業日
11月5日 月曜日の振替授業日
1月29日 月曜日の振替授業日
2月14日 火曜日の定期試験・補講日

	月	火	水	木	金
前期	18	18	19	19	18
後期	17	17	18	18	18
合計	35	35	37	37	36



室蘭工業大学学生便覧

平成 25 年 4 月 1 日発行

編集・発行

〒050-8585

室蘭市水元町 27 番 1 号 室蘭工業大学教務グループ

Tel:0143-46-5106・5107